

第百三回 参議院内閣委員会會議録第三号(その一)

昭和六十年十二月六日(金曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

十二月五日

辞任

十二月六日

辞任

川原新次郎君
片山 甚市君

補欠選任
片山 甚市君

補欠選任
志村 哲良君
福岡 知之君

出席者は左のとおり。

委員長

亀長 友義君

理事

曾根田郁夫君
野田 哲君
原田 立君

委員

板垣 正君
岡田 広君
川原新次郎君
源田 実君
沢田 一精君
志村 哲良君
松垣徳太郎君
堀江 正夫君
森山 眞弓君
稲山 篤君
小野 明君
片山 甚市君
福岡 知之君
太田 淳夫君
内藤 功君
柳澤 鍊造君

国務大臣

大藏大臣 竹下 登君

通商産業大臣 村田敬次郎君

運輸大臣 山下 徳夫君

自治大臣 古屋 亨君

国務大臣 (内閣官房長官) 藤波 孝生君

国務大臣 (総務庁長官) 後藤田正晴君

政府委員

内閣審議官 海野 恒男君

臨時行政改革推進審議会事務局次長 山本 貞雄君

総務政務次官 岸田 文武君

総務庁長官官房長 藤江 弘一君

審議官 米倉 輝君

総務庁行政管理局長 古橋源六郎君

総務庁行政監察局長 竹村 晟君

大蔵大臣官房総務審議官 北村 恭二君

大蔵大臣官房審議官 尾崎 護君

大蔵省主計局次長 小淵 正巳君

大蔵省理財局次長 足立 和基君

大蔵省銀行局長 中田 一男君

大蔵省国際金融局長 吉田 正輝君

通商産業大臣官房審議官 行天 豊雄君

通商産業省通商政策局次長 鈴木 直道君

通商産業省機械情報産業局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官官房審議官

中小企業庁長官

運輸省航空局長

運輸省航空局長官房審議官

郵政省貯金局長

郵政省電気通信局長

建設政務次官

建設大臣官房長

建設省都市局長

建設省住宅局長

自治大臣官房審議官

消防庁次長

常任委員会専門員

警察庁通信局長

線通信課長

水産庁海洋漁業部長

通商産業省機械情報産業局長

運輸省航空局長

運輸省航空局長官房審議官

調査委員会事務局次長

海上保安庁警備救難部長

杉山 弘君

野々内 隆君

逢坂 国一君

木下 博生君

面村 康雄君

大島 士郎君

塩谷 稔君

澤田 茂生君

谷 洋一君

高橋 進君

牧野 徹君

渡辺 尚君

石山 努君

井上 孝男君

林 利雄君

宮野 嘉文君

高山 和夫君

坂本 吉弘君

中村 資朗君

藤富 久司君

宗形 健壽君

本日の會議に付した案件

○許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会に関する件

○委員長(亀長友義君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨五日、安恒良一君が委員を辞任され、その補欠として片山甚市君が選任されました。

○委員長(亀長友義君) 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案を議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○片山甚市君 去る十二月の三日の通信委員会で若干の問題について指摘いたしましたところでありましたが、何と云っても八省にわたる関連二十六法律、四十二事項の改正を要するものを一委員会では処理すること自体、ルール無視、国会審議軽視という批判が当然であります。電波法第三十七条について言えば、これまでの郵政省による無線機器の型式検定業務及び定期検査業務の重要性にとどまらず、制定後三十五年を経過した電波法上問題ありとするものについて、通信委員会における慎重な審議が求められるべきではないか。にもかかわらず、総理がどこかで口約束してきたことを一括法案として場当たり的に処理することについては納得しがたい。特に日米貿易摩擦解消のためにこういう法案がつくられたということですが、解消できるかどうかについて疑念があるので、総務庁長官の言葉をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 御質疑は、なぜ一括法案にこういうものを取りまとめたのか、こういう御趣旨であろうと思ひます。これはしばしば御

質疑等があらわしてお答えしたとおりでございますが、この法案に盛り込まれております事項は、公的規制の緩和に係る事項の実現という統一的政策でとられたものでございます。そして改正の趣旨、目的は、時代の変化等に伴いまして過剰あるいは不必要といったようなものをこの際合理化させていただく、こういう趣旨、目的が共通である、こういうことが第一点でございます。そしてまた民間における事業活動等に対する公的規制の緩和という共通理念に係る施策の是非について国会の御判断を仰ぐ、一覽性のもとで御判断を仰ぐことが適当ではないかと、こういうものを取りまとめたわけでございます。

もちろん、この問題については従来から、五十六年あるいは五十八年でございましたが、国会等でも御質疑があり、内閣としては、法制局の見解というものを答えたいとおるわけでございまして、一定の基準がございます。その基準を厳しく考えながら、一括できるものを一括した。つまり将来にわたっての重大な政策変更を伴うといったようなものは、これは個別法でやらざるを得ない、そうでないものは一括してしかるべし、こういうふうなことで従来からこういったお扱いをお願いをし、過去十一日の例もある、こういう先例等をも考えまして御提案を申し上げたわけでございます。したがって、政府としては、委員会の審議を無視する、軽視する、こういったことはもちろん当然のことながら毛頭考えていないわけでございまして。

御趣旨の電波法の関係のものについても、そういう趣旨のもとで、混信等その他は緩和してももちろん心配はない、こういう判断のもとにお願いをしておるわけです。ただ、不法電波その他等いろいろ出ていることは承知いたしております。しかし、これらはいずれも今度の問題とは別に、秋葉原で買ったものをいろいろ善意のもとに使っておるといったようなものは、これは広報等によつてよく趣旨を徹底して、是正していただくかなきゃならぬ面がありますし、同時にまた意識的にや

っているものについては、これには厳しく従来から対応しておるわけでございます。取り締まり等を徹底していただく。こういうことでございまして、特別これによつて、不法電波、混信、それらが特に多くなるといったような点は政府としては考えていない、こういうつもりでございますので、ここはぜひ御理解していただきたい、かように思っております。

○片山基市君 長官おっしゃいましても納得できないのは、非常に重要なことでありますから、十分に常任委員会が審議する事項があるにもかかわらず、審議する時間が少ない一括法案ということについては納得できません。

時間が制約されておりますので、私も要点のみにとどめて質問をいたしますから、答弁はこれまでの審議経過に基づいて簡潔に御答弁を賜りたいと思います。

まず、無線機器の型式検定の改正でいえば、一口に言つて、私は、貿易摩擦を口実にしたアメリカの対日圧力に屈した結果としての基準・認証制度の緩和策だと言わざるを得ない。例えば十一月十四日のサンケイ新聞によれば、MOS S(分野別協議)で無線市場の開放について、アメリカの十一項目にわたる対日要求が具体的に示されました。その内容と我が国の主張とその協議の内容について、それでは今問題がなければ郵政当局から答弁を賜りたいと思つた。

○政府委員(澤田茂生君) 私どもは、ことしの一月の中曽根・レーガン会談におきまして、MOS S協議ということで、電気通信の分野もこの一つの対象に取り上げられておりまして、いろいろ検討、話し合い等をやつてまいりました。前半の方は電気通信有線関係についていろいろ話をいたしました。こちらの方ににつきましては、四月一日の新制度発足ということに合わせましてとるべき対応策というものについてはすべてとつたということでございますが、引き続きまして無線関係についての提案がございまして、有線と同じような形で無線についても対応してもらいたいというの

が趣旨でございます。これは言葉としては通りやすい言葉ではございますが、有線と無線というものの違いがございまして、無線の場合は、これは相手方だけではなくして、どこへも電波が飛んでいって混信を生ずるといふような問題もございまして、また周波数の有効利用という観点も配慮しなければならぬという意味で、アメリカ自体におきまして、有線と無線の規律の仕方、対応の仕方というものは制度として違つております。日本の場合ももちろん制度としてはアメリカの場合と違ふものがございます。そういったものについての勉強をしなければならぬというふうなことでいろいろ回を重ねてまいりました。いろいろな勉強会というふうなことで、非常に専門技術的なことでもございまして、専門家会合という形で専門家同士の話し合い、勉強というものを続けてきているわけでございます。新聞に出ておりますようないろいろな項目等もございまして、結論が出たということではございませんで、なお引き続き、今月中にもう一度専門家会合を開きたいというふうな向こうの要望もございまして。

議論として出ておりますのは、技術基準の適合証明の審査手続に關しまして、その拡大とか、あるいは外国メーカー作成データの受け入れとか、無線設備の認証手続、透明性の確保、こういったいろいろな問題について今議論を進めているわけでありまして、私ども、電波の有効利用とがあるいは電波秩序の維持、それから利用者の負担の軽減、また電波の利用の促進という観点から見ると、利用者サイドからも望まれる手続というふうなことで、米側の意向というものが取り入れられるものかどうかというふうなことで、我が国の国際社会における立場というふうなことも配慮しながらいろいろ調整を図っているというところでございまして。

○片山基市君 去る十二月三日に質疑をいたしました。もう一度聞きます。義務型式検定の必要性及び法三十七条に掲げる六つの無線設備の検定を要するとした根拠はどの

国際条約に依拠しておるんですか。

○政府委員(澤田茂生君) 義務型式検定対象機器といふのは、船舶や航空機の航行の安全を図る上で極めて重要なものである、海上や上空における厳しい環境条件のもとにおいて常に正常に作動できるということが必要でございまして、このような環境条件においてこれらの機器が、要求される性能等を有するものが技術基準に適合するかどうかというふうなことをあらかじめチェックする必要があります。このことで、義務型式検定ということを取り上げているわけでありまして、三十七条に掲げております六機種につきましては、船舶に備える緊急自動受信機、それから救命艇用携帯無線電信、それからレーダー、無線方位測定機、このものにつきましては、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約、この附属規則の關係規定で、主管庁が型式承認を行うということを定めております。それから航空機に施設する無線設備の機器についても、国際民間航空条約の附属規則の關係規定におきまして、主管庁の承認する型式のものを施設するということを定めてございまして。また周波数測定装置につきましては、国際電気通信条約に附屬する無線通信規則において、船舶は一定の精度の周波数測定装置を備えつけることとされておるわけでございまして。

以上でございます。○片山基市君 そのような国際条約に基づいての義務型式検定であります。その条約上、主管庁の権限に属するもので、基本的には当該国以外の国の型式認定を認めることはしてはいないはずであります。しておれば言つてください。例外的に当事国間で個別に認め合つていくケースはあります。アメリカはこの条約に従つてどのように対応しておりますか。○政府委員(澤田茂生君) 今申し上げました千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約につきましても、主管庁の承認した型式のものであることを定めておるわけでございまして、今回の改正の措置、これは郵政大臣が行う検

定に相当する型式検定に合格している機器というものを郵政大臣が認めるということをごさいます。そういつたものについて再度の検定を免除しようというごさいますので、条約の趣旨にはかなったものであらうというふうに思っています。

それから一方、国際海事機関では、船舶の航行設備について他の主管庁の承認を受け入れるということ、それからインマルサットの型式承認というものを自国の型式承認の際受け入れるということなど、こういう同一基準で行われる型式承認を相互に各国が受け入れるべきであるという決議もなされておまして、今回の電波法の改正の措置というものはこういう動きから見ましても是認されるべきものであらうというふうに思っています。

なお、アメリカの方でございしますが、アメリカでは同様な措置は講じられておらないわけでごさいます。外国メーカー作成のデータというものの受け入れということをしておりまして、実際のには似たような制度がとられていて、言ってもよからうかと思えます。

○片山基市君 総務庁長官、アメリカはやってないけど日本だけやるという法律だということだけは覚えておいてください。余り論争しません。特別に時間をいただければ別ですが、できないですよ。大体アメリカに屈服した形で貿易摩擦を含めて民間活力を導入するというようなことでこの一括法に出されておる、問題があるということだけ申し上げておきます。

法三十七条改正で、我が国と同等以上の基準及び条件で実施していると認められる外国の型式検定に合格したものは我が国の型式検定を必要としないということでありますが、国際条約上、他国もやっていないことをわざわざ法改正しなくとも主務官庁の権限で当事国と相互に協定すればできることではないのか。それはどうでしょう。

○政府委員(澤田茂生君) 今回の三十七条の改正の趣旨はただいま申し上げたとおりであります。現在六機種のうち二機種については既にそう

いう措置がとられているわけでごさいます。したがって、今とられているものを他の四機種についても拡大しようということでごさいます。二重の検定の実施を避けよう、国民の負担の軽減と検定事務の簡素合理化というのがねらいであります。

なお、二国間協定を結んだといたしましても、国内的に同様の措置を実施するというためにはこの協定のみでは不十分で、国内法令による措置というものも必要であらうというふうに考えております。

○片山基市君 今まで二重にやっていたそうです、これ一つしかやらなくて済むんでいいじゃないか、そういうことを覚えておいてください。後日そういうことがなくなつたときに、もう一度委員会でも議論するときに参考にしたと思います。

法三十七条改正に直接関係はございせんが、十二月二日付日経新聞によれば、郵政省は無線機の自己認証制導入を決めアメリカに伝えたということでありますが、真実はどうか。ただいま電波法改正の是非が国会で審議されている最中に、一方では基準・認証制度抜本見直しとも言える自己認証制導入を決めるということについては理解に苦しむところです。

国内の現状と問題点はこの後具体的に明らかにしますけれども、自己認証制度はアメリカにメリットがあることは言うまでもありませんが、我が国にとつてどんなメリットがあるのかについて返答を願いたいと思ひます。

○政府委員(澤田茂生君) 今回の改正措置は、対外的な配慮というよりも、むしろこれによりまして二重の検定を避ける、そういうことによりまして国民の負担の軽減と検定事務の簡素合理化を図ろうというものでございします。

また、日経新聞で報道されました自己認証制度の導入ということにつきましては、先ほどもお答えを申し上げましたが、いろいろな提案というふうなことがございまして、日米の専門家合会で目下いろいろ勉強しているという段階のものでござい

まして、まだ結論は出たというものではございせん。

米国の提案につきましては、米国においては既に外国メーカー作成データの受け入れというものを実施いたしております、我が国においても同様の措置をとってほしいということでごさいますけれども、我が国といたしましては、現行制度の趣旨というものを踏まえつつ申請者の負担軽減と、それから行政事務の簡素合理化を拡充する、さらに電波の一層の利用促進を図るという観点から米側という折衝を重ねているというところでごさいます。

○片山基市君 二重の仕事をやめたということですから、その説明以上に聞きます。

法三十七条による型式検定について日本のメーカーの製品で外国の型式検定を受けているものは幾らありますか。

○政府委員(澤田茂生君) 船舶の無線機器につきましては、リーダーについてメーカー三社ございしますが、三社が七カ国で三十九機種を受けております。それから無線方位測定機につきましては、メーカー二社で十カ国、七機種ということでごさいます。それから緊急自動受信機につきましては、一社が一カ国で三機種でございます。また航空機の無線機につきましては、一社が一カ国で三機種ということでごさいます。

○片山基市君 今説明を受けましたところのこれらについては、相手国に自社検定で認められるというのなら法改正の実効があると言えるのであります。この対応について通産省はどうなっておりますか。

○説明員(坂本吉弘君) 検定の実態につきましては、ただいま郵政省の方から御答弁なさいましたように、必ずしも私も十分の実態を把握してゐるわけではございせんが、郵政省の規制の対応にお任せをしているのが実態でございします。

○片山基市君 その程度でよろしいです。もう質問しません。時間ありません。

行革審の七月答申では技術基準適合証明の拡充

の検討を指摘しておりますが、このことは無線局が急増している中で型式検定制を含めて拡充化を図り利用者の便宜と行政事務の効率化を行うということではないだろうか。とすれば、検定制の拡充強化とは具体的に郵政省はどのようなことを言っておるんですか、するつもりでありますか。

○政府委員(澤田茂生君) 技術基準適合証明は、小規模で簡易な無線局に使用する無線設備の性能というものが技術基準に適合しているということを確認する制度でございしますけれども、この証明を受けた無線設備を用いて無線局を開設しようという場合、落成検査というものが省略されます。それからそういう簡易な無線免許手続というものがとられるということがございしますが、近年パーソナル無線とかMCAというふうな無線局の著しい増加に対処いたしまして、行政の簡素化それから利用者の利便を図るという観点から、この技術基準適合証明制度というものをとつたわけでごさいます。今後ともこういう制度の対象とする小規模で簡易な無線局というのが増加していくであろうと思ひますので、この対象の範囲というものを拡大するということがよりまして行政の簡素効率化を図つてまいりたいと考えております。

○片山基市君 技術革新に基づいて非常に電波の利用が高まっております。電波法制定後既に三十五年も経過した現在では、その間に無線技術と利用手段は当時と比べて革命的とも言えるほど進歩変化していることは御承知のとおりです。そこで問題になりますのが、不法無線局、混信妨害等の現状を簡単に説明していただきたいと思います。

この混信妨害は、警察無線、航空管制通信、防衛行政無線、海上保安通信、漁業用通信、放送取材用通信など、公共性の高い重要無線通信にさまざまな影響を与えているが、事故が起きた後の摘発で済まされることではない。混信妨害を受けた関係機関はやむを得ないというところではないかと思ひます。それぞれ意見を聞きたいので、郵政省、警察庁、運輸省、消防庁、農水省、建設省が

らそれぞれ現状を御報告いただきたい。長官は混信とかそういうのは別に対策をやるよと言っているけれども、つくることから使うところまで一貫して安全に公正に使われるようにしなきゃなりませんので、型式検定を含めた問題については非常に重要視しておるところです。御説明を賜りたいと思います。まず郵政省。

○政府委員(澤田茂生君) 電気通信業務とか放送の業務とか財産の保護、治安の維持等のための無線設備に対する妨害等でございます。こういう不法無線局によると思われる重要無線通信に対する混信妨害といふのは、昭和五十九年度におきまして約九十件というところでございます。

○説明員(宮野嘉文君) 警察無線に対する妨害につきましては、意図的な妨害と混信とは明確に判断できない場合もありますが、昨年中の妨害回数は年間約一万七千回でございます。最近若干減少の傾向にありますが、事件に絡めて電波妨害するなどの悪質化しております。警察庁では、この対策といたしまして、傍受妨害に強いデジタル無線機の整備を進めているところでございます。

○説明員(中村資朗君) 航空機関係の航空局でございますけれども、ILSとかVORとかND Bとか、無線航法の援助施設あるいはレーダー、対空通信等多数の無線局を運用しておるわけでございますが、過去に過激派と見られる故意の電波妨害がございまして、これにつきましてはそれぞれ対応したわけでございますが、現在のところ空港の周辺におきます工業機器とか医療機関、そういうところからの電波雑音による影響その他は特にございませぬ。かつてソ連地区の大放送局からの影響を受けたことがございしますが、その都度関係当局と連絡をとりながら適宜処置してまいったというのが現状でございます。

○説明員(宗形健壽君) 海上保安庁といたしましては、いわゆるSOSといわれます一般船舶の遭難通信とか緊急通信等を常時聴取しておるわけでございますが、これらの通信が不法無線機により

混信妨害を受けたという事例はございません。しかしながら、海上保安庁通信所間で行っております業務通信につきましては、その周波数と不法無線機の周波数が近接してしまつたために、昨年一年間で二カ所の通信所において混信がございました。この二カ所における妨害事案につきましては、地方電気通信監理局の協力を得まして発信源の撤去を行ったところでございます。

○説明員(高山和夫君) 漁業無線におきます混信の実情につきましては、私どもの方でその発生件数をまとめたものはございせんが、外国からの電波それから市民ラジオの無線局、いわゆる市民バンドと申しますが、等によりまして思われる混信があるというところでございます。しかしながら現在のところ、漁業無線の通信上大きな障害となつていないことにはなつてございせん。しかしながら、私ども今後とも関係省庁と連絡をとりながら、漁業無線の機器の性能向上を図りつつ、混信が低減されますように努めてまいりたい、こう思っております。

○政府委員(井上孝男君) 消防庁といたしましては、混信件数についての統計はとっておりませんが、消防無線及び防災行政無線通信におきまして混信があるというところは地方団体からの情報として聞いておるところでございます。こうした混信に対する完全な対策を立てますことは現状ではいろいろ制約がございまして困難であります。今後とも郵政当局等関係機関との連携を密にいたしまして今後の対応策につきまして検討を重ねてまいりたいと存じております。

○片山基市君 今の御報告によると妨害は余りないということですが、報告書を見ると相当大きな妨害もあるようであります。こういうような状態の中で過去三年間で約八十件の妨害確認がされております。実態はそれよりも多いと思われまが、その中でも昭和五十九年度措置局数六十六局のうち指導したのが五十三局であります。違反者が、通信機材が違反電波を発信するという製品に対する知識がないという状態だと言われて

います。製造者には何の規制もなく、使用者のみ責任があるというのでは、ますます違法機器がはんらんすることになります。ピストルは製造販売しても問題は無いが、使用した者だけを罰するというようなことと同じになり、納得できません。特に、京セラ問題ありましたように、ハイパワコードレス電話などによって、日本は外国に輸出したハイパワ・コードレステレホンが返つてきて、日本で使われて妨害電波をたくさん出しているという例があるんですが、それを郵政省はどう認識しますか。

○政府委員(澤田茂生君) 私どもはそういう不法な無線局についてはいろいろ監視体制を整備し努力をしております。ところでございせんが、我が国の現在の仕組みは個別の無線局の開設についてはチェックするというところでございせんが、無線機器の製造販売、輸入輸出というふうな点から、こういう不法無線機の製造販売というものを自粛させる必要があるというふうな私どもも考えておりまして、いろいろな角度から検討してみたいと思つておるところでございます。

○片山基市君 今までのお話の中で、総務庁長官の感想はどうですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) この法律案に入つておるのは、御案内のように、一つは郵政省が行つておる型式認定と同等もしくはそれ以上のものについては外国の型式検定を受け入れる、つまり外国並みにする、こういうことでございせん。それからいま一つは、製造技術の進歩で安定性あるいは信頼性が大変向上した。そこで機器の故障等で混信等の妨害を与えるおそれが少ない無線局につ

いての定期検査を緩和する、物によつては廃止する。今三百三十万局ぐらいあるんじゃないかと思ひますが、そのうちの二百数十万を廃止して、それ以外のものは一年一回の周期を緩和する。こういうような処置をとらうとしておるわけでございせん。それから同時に、一部の無線局について検査を民間機関に委譲する、こういうものでございせん。それからこれらについて電波の利用に強い支障が生ずるということはないというものでございせん。そういう処置をとらうと、そうするわけでございせん。

ただ、御質問の中に、特に警察が多いんだろうと思ひますが、故意に通信妨害、こういうものがあることは事実でございます。それに対応してデジタル化するとかといったようなことで盗聴等がやられないようにするとか、いろいろな処置を講じておることでございます。したがって、当初お答えしましたように、混信等も無意識的にどうなつていくか知らざるうちに善意でやつていくというものがあろうと思ひますが、これらは郵政省等を中心にして関係省庁が連絡をしながら広報宣伝等も行つて指導をやつていく。同時に、故意にやつていくものについては、これはそれなりの厳しい対応をしなければならぬ、かように考えておるわけでございせん。

○片山基市君 そこで、定期検査についても、私は検査制度の重要性を再確認する立場から、その目的、意義、指定検査機関の指定をめぐる措置、手数料等についての問題点を十分解明したいんですが、時間の制約がありまして本日は省略しますが、郵政省として、去る十二月三日の通信委員会における私の質問を踏まえ、慎重に対処してほしいと思ひます。特に、法七十三条の定期検査の内容も、制定当時のままで、しかも船舶通信を基本としたものでありますだけに、今日陸上移動無線局が相当多い状態でありまして、法七十三条の内容を強化する立場での改正が先決であると思ひますが、それについての郵政省の見解はどうでし

る。今三百三十万局ぐらいあるんじゃないかと思ひますが、そのうちの二百数十万を廃止して、それ以外のものは一年一回の周期を緩和する。こういうような処置をとらうとしておるわけでございせん。それから同時に、一部の無線局について検査を民間機関に委譲する、こういうものでございせん。それからこれらについて電波の利用に強い支障が生ずるということはないというものでございせん。そういう処置をとらうと、そうするわけでございせん。

ようか。

○政府委員(澤田茂生君) 定期検査につきましても、その無線局の監督手段の一つの方法として、無線通信を円滑かつ効率的に行うということと必要電波秩序の維持確保に大きな行政的役割を果たしていると考えております。この定期検査に係る今回の改正案につきましては、最近における無線局の急増、それから無線通信分野の著しい技術革新、無線通信の利用形態の多様化等踏まえまして、定期検査を要しない無線局を設ける、それから定期検査の時期を緩和し、さらに一部の無線局の定期検査については民間委譲することによりまして、より合理的かつ効率的な監督を行うというものでございます。利用の動向の変化、それから技術革新の進展、こういったものに十分対応するものにしていかねばならないということとは先生の御指摘のとおりでございますが、私どももそういうことを踏まえまして対処をいたしたいと思っております。

○片山基市君 法第七十三条の内容を強化する立場での改正が先決ではないかと思うということについての見解はどうでしょうか。

○政府委員(澤田茂生君) 検査項目につきましては、これは電波法で規定をいたしておるものについて検査をするという立場でございますが、そういうことについて十分私どもも配慮いたしているつもりでございますが、なおいろいろ検討してみたいと思います。

○片山基市君 資料を見ますと、これまで申請された機器のうち、船舶用レーダーでは、昭和五十五年から五十九年の間の合格率は八六%、周波数測定装置では、過去十年間の合格率は七四%などとなっておりますが、自己認証制度導入を言うなら、せめてこの合格率が一〇〇%であることを見定めてから言うべきで、信頼性を担保する行政責任から言えば、極めて不明朗だと考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(澤田茂生君) 電波法三十七条の対象機器のうちの船舶用レーダーの型式検定でございますが、昭和五十五年度から五十九年度の間に

おきまして百三十一件の受検がございまして、十七件に不ぐあいがあつたわけでございまして、再試験を行いましてすべて合格をいたしております。外国主管庁の型式検定の受け入れということとは、その当該外国主管庁が定める条件が、我が国の型式検定規則で定める条件と試験方法と同等かまたはそれ以上である、そういう検定に合格した機器について行おうというものでございまして、また受け入れた検定の合格機器が施設されるときは個別に落成検査というものをを行うということでございます。問題というものは生じないであろうというふうに考えております。

○片山基市君 今の発言に留意して、とりあえず信用して、どういふことになるか見きわめたいと思ひます。

さて、電気通信事業が飛躍的に発展し、衛星通信の実用等技術革新と競争原理のもとにシステムがふくそうする中で、技術的電波法制の見直しが必要だと言われているとき、部分的改正、それも外圧による規制緩和が新しい問題を引き起こさないとは限らない。その結果、この法律が朝令暮改とならない保証は、郵政省、あります。

○政府委員(澤田茂生君) 私どもは無線の利用の促進という観点からいろいろ検討しなければならぬし、なお今先生おっしゃいましたような技術革新による機器の安定、性能の向上というようなこともございまして、今後とも電波秩序の維持と電波の利用の促進という観点からいろいろ勉強もし、検討をさせていただきたいと思っております。

○片山基市君 短い時間の中でたくさんのことを言いますから、言葉がきちんとつながつてないこと、内容がつかつておらぬことは事実であります。電波法の改正は、簡単にイエスということではなくて、大きく問題を掘り下げて、国際的な問題であるし国内的な通信の問題であるということとで発言をしたから取り上げました。

私は、次の諸点を指摘しておきたい。まず第一に、法改正によって必ずしも規制緩和にはならないと思う。二つ、検査省略の拡大、指定検査機関により監督業務のなし崩し切り捨てが起るだろう。三つ目、省令で定める検査機関の設定や指定機関の導入は、従来国が行ってきた重点実施や裁量を狭め画一的実施となるだろう。四つ目、改善の方向は、電波法制定当時の検査内容では、実際には対応していない。先ほど申し上げたように、海上から陸上分野への利用が拡大されておる、利用の多様化があります。技術性能の向上がありまして、特に利用の増大と割り当て周波数の逼迫等大変困難なことがあります。

以上の多くの課題を持つておる電波行政であることについて理解を願いたい。指定機関制度、これは民間でやるんですが、ひとり歩きすることによって監督権の形骸化、責任体制のあいまい化が問題視されており、多くをゆだねる省令そのものが示されておらない段階での法改正では早きに過ぎると思ひます。私たちに省令の形はこういうこととすということの説明して、条文でなくとも、納得させてからやるべきだ。特に省令の内容については、現場機関関係者等と十分に協議をし、その結果については当該委員会の同意、賛同を得るように、郵政省は電波事業の円滑化のために努力すべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(澤田茂生君) 今回の法改正に伴う郵政省令の策定等に当たりましては、定期検査が無線局の適切な管理を確保するというところで大変重要な役割を果たしているということもございまして、関係者の意見というものを十分に聞きまして、さらには先生方の御意見というようなものを賜り御理解もいただきまして進めてまいりたいと考えております。

○片山基市君 最後になりました。長官、今お話ししたように、電波法の改正に伴う諸問題は日本の国の高度情報化社会における陰の部分をつくることになり得る危険もあります。法律ができてから三十五年になります。もう一度見直してみても足らざるものは補つてもいいが、現実に使つてない法律があればそれを改めるようなことにするためにも、郵政省が専門官庁でありますから、検討するときは御協力を賜りたい。

一括法案で審議するというところで、三十分か三十五分できる道理がない。長官はそれぐらいはわかつておるじゃないかと言うが、わかつておるんだつたら国会は要らない。わからぬ者がおつてわかるようにするのでありますから、その点で要望して質問を終わります。

○委員長(亀長友義君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、片山基市君が委員を辞任され、その補欠として福岡知之君が選任されました。

○委員長(亀長友義君) 引き続き質疑を行います。○福岡知之君 ます基準・認証制度に関しまして御質問申し上げます。政府は去る七月三十日にアクションプログラム

の骨格を策定されました。そして輸入を促進するために製品の安全性などについて一定の品質を確保するための基準・認証制度の改定を進めてまいっております。そして今回の法案におきましても、例えば消費生活用製品安全法、さらにはガス事業法などを改正いたしましたのでございまして、認証制度にしようとしておるのでございます。

そこで、まず、現在この政府認証制度と自己認証制度、それぞれ数においてどれくらい存在しているのか、特にAPで検討の対象になったものとはどれくらいあるのかということをお伺いしたいのと、またその実施状況について御説明をお願いしたいのであります。

○政府委員(海野恒男君) アクションプログラムの中で取り扱いましたいろいろな項目、全部で基準・認証制度、輸入プロセスの改善につきまして八十八項目の措置をとることにいたしましたわけでござ

ざいますけれども、その中に自己認証あるいは政府認証というものがどれだけあるかということは定義によって大分違いますので、政府の介入をできるだけ少なくするという観点からの自己認証

制、非常に広く解釈しますとそういうことになるわけでございますけれども、非常に狭く解釈すれば、こういった自己認証制、三つの法律を現在一指法の中でお願いしているわけでございますけれども、自己認証制に直接かわる法律とすれば三つということになりますけれども、基準・認証制度で取り扱いました八十八の項目の關係する法令

は全部で三十一ほどございまして、そのうち今回のアクションプログラムに直接かわる法律改正とそれから政省令の改正等を含めまして二十三法令について今回措置をとることにいたしております。

○橘岡知之君 八十八項目で二十三法令と今お聞きしましたが、これは三十一法令ほどあるというふうにも聞くのですけれどもどうなんでしょうか。それから今の御説明で実施の状況についてはいかががですか。

○政府委員（海野恒男君）失礼いたしました。

法律そのもので今回のアクションプログラムの関係で措置する必要の生じた法令は二十三でございしますが、検討対象といたしましたのはもっと多うございます。基準・認証制度でも、例えば麻薬法だとか、そういったぐいの初めから対象外にしてしかるべきもの、あるいは過去五年間輸入実績がないとか、あるいは外国から何らのクレームも出ていないようなもの、そういったものを除きまして検討対象としたものが三十一、そのうち改正を必要とするものあるいは対象にいたしましたものが二十三ということでございます。

それから実施状況でございますけれども、基準・認証制度の八十八項目のうち一年以内に実施するものが六十五ございます。約三分の二が一年以内に実施することになっておりまして、十月三十一日現在でそのうち二十五は実施済みということでございます。あと四十、この一年以内に実施

するための細則の決定等準備をしているものが四十あるということで、残りの二十三項目は二年ないし三年の期間を要するということでございます。

○福岡知之君 この法案では先ほどもお話がありました三法律について自己認証制度にしよう、ということだと承知していますが、これ以外にまた政令や省令、あるいは告示とか通達、そういうものでも自己認証制度に切りかえるということが考えられていると思うのですけれども、どういふようなものがあるんですか。

○政府委員(海野恒男君) 例えばこれまで化粧品のようにその都度届け出を必要とする、そして一応政府に届け出た後で輸入されるというようなものもある程度一定の条件が整えば届け出を不要とする、こういったようにいえば政府の介入をでき

るだけ減らすというような形で実施されるようなもの、これは法律の改正でなくて政令は改正等で処理できるものがあるということで、その範囲をどの程度にするか、政府認証から自己認証へとというものの定義をどれだけ広げるかということによ

つて多少数は異なるかと思ひますけれども、

いった肩け出を不要とするというようなものも幾つかございまして、これが政府認証でこれが自己認証に移ったというふうに一一つ一つ申し上げるのは数字としては若干あいまいになりますので、お答えを控えさせていただきますと思います。

○福岡知之君　これは後ほどのお尋ねにも関連するのですけれども、今申し上げましたんで、いずれある程度進行して固まりましたら参考にお知らせを願えれば幸いです。

これまで国が基準をつくりまして適合しているかどうかチェックを行ってきたわけで、これを今

後メーカー自身のチェックにゆだねる、いわゆる自己認証という制度に持っていくようにしているわけですけれども、しかしその場合ワインの例もあるわけですね。これは輸出する側、輸入する側、両方に一定の責任があると思うのですけれども、一般的にいつて、企業の信頼性というのは今日ま

だかかなりの分野で疑問のあるところが考えられる
 わけでありまして、いかげんにチェックして
 結果において事故が起きるというふうな場合だれ
 が一体責任をとるんだということにも相なるわけ

であります。日本にはまだ御案内のとおり製造物の責任制度というのがありません。したがってまた消費者と企業との間で一たんトラブルが起って裁判されたにでもなったら何年も何年も解決しない。カネミ事件などはその典型的な例だと思ふんです。したがって、あれがレアケースだということです。じゃなくて、常にそういう危険性というものは事

と場合、品物によってはあると、こういうふうにも見なきゃならぬのだと私は思います。したがいいまして、輸入手続を緩和するという方向は基本的に賛成であります。しかし今お話にもありました化粧品などは、一たん失敗しますと肌を傷めた

り人体に危害が加わるわけでございますので、心配が多いわけであります。

したがって、自己認証制度にするという前提で考えても、一体その場合、政府の安全性に対する対応といえますか、一定の取り組みといえます

か、規制とはあえて言いたくないんですけれど

も、そういうものについて具体的にどのような手法を考えておられるかを伺うかと思っております。

○政府委員（海野恒男君） 具体的な措置、例えば消安法でどのような品目を自己認証制度に移すか

ということとはまた担当の通産省の方から、あるいは御質問もあるかと思いますが、一般論として申し上げますと、私どもは、自己認証制を導入することによって、国民の身体の健康なり安全なりということについて、消費者保護という立場からどう考えたらいいかということを随分議論い

たしました。その結果、政府が認証するということがかえって供給者も需要者も、この場合消費者者とも言ってもいいかもしれませんが、製造業者もあるいは消費者者とともに、政府が認証しているという安易な気持ちでそのことを処理するということがかえって問題を大きくするのではないか、事故

を起す原因になるのではないか。供給者も自分で責任を持って供給する、それから需要者の方も自分の責任においてよりよきものを選択していくという習慣をつけることの方が事故を少なくする

のではないかと、観点から、私どもは、そのことの方が事故は少なくなる。別途政府が介入するということは、外国の方から見ますと、日本の市場が非常に閉鎖的である、不公平であるというパーセプションと申しますか、感じを持つ原因になることから、今回のアクションプログラムで自己認証制度というものを導入したわけでござい

すけれども、消費者保護という観点からすれば、私どもは、供給者の責任あるいは責任ある態度というものと、需要者の方側にいわば選択と責任というものを植えつけることによって一層安全性は逆に確保されるのではないかと、こういう考え方を

で自己認証制というものを導入することにしたわけでございます。

○福岡知之君 私、今お聞きしたのは、規制措置ではないけれども、自己認証にするんだからそれと矛盾するような規制基準を考えているのかと、こ

ういうお尋ねではなくて、その範囲内において、

だが政府としても安全性についての一定というか最低限の何か菌どめの手法というのは考え方としてあってもいいのじゃないか。今答弁者がおっしゃいましたけれども、今の大きな貿易摩擦全体の後には、例えばアメリカと日本との間の伝統文

化の違いがありますし、あるいはまた政府に対する国民の期待というものもかなりこういう点では違う。市場原理を貫徹させて、粗悪品は勝手に排除されるんだ、どんどん入れさせばいいじゃないかというのじゃ、ちよつと日本の国民感情としては合わないというふうな側面がありますね。単

に日本の産業界、業界を保護するために、あるいは役所が自分たちの仕事を手放したくないために規制措置を残すんだなどという、そういう角度の議論は議論として、そうじゃなくて、日本の伝統社会の中における国民感情というものは、私はあると思うんですね。それがいいか悪いかは別で

す。政府に過大な期待をかけている、安全を守ってやらなければいかぬという期待をかけ過ぎる。それはここへきては少し考え直さなければいかぬ面もあるとは思ふんですけれども、そういう前提で自己認証をするにしても、何かそこに一筋、政府側として国民を守るという視点があつてもいいんじゃないのか、こういう気持ちを申し上げたわけだ。

次に、具体的に乳幼児ベッドの安全基準についてお伺いをしたいと思います。

消費生活用製品安全法の特定製品に指定されているベビーベッドでございますが、この安全基準については、基準の甘さから最近事故の発生が多いと言われております。製品安全協会という団体があります、そこによりますと、五十二年に最初の被害届が出されました。最近ではことしの六月二十五日に発生いたしております。合計十一件発生しているとのことでございますが、その内訳は、消費者の使用上のミスによるものが一件、残りはメーカー側の作業上のミスによるものが占めております。去年、ことは死亡事故にまで発展しているという例があるわけだ。

こうした中で、政府がその事態の重大さを認識いたしまして、去る十一月の二十五日でしたか、乳幼児用ベッド安全基準調査研究委員会なるものを発足させて安全基準の見直しを図ろうとしておりますが、実はこの委員会の見直し対象は一体どういうものを対象として考えているのか。また死亡事故の起きたネット式のベッドだけを検討対象にしているようにも思えるが、そうなのかどうなのか。他の製品は含まれていないのか。以上三点についてまず所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(松尾邦彦君) 先生御指摘のように、乳幼児ベッドにつきましては、最近、御指摘ありましたように特にネット式のベッドにおきまして、ネットとマットレスまたは布団の間に乳児がはさまって窒息死するという痛ましい事故がございましたことにもかんがみまして、通産省といたしましては、事故原因の究明を行つてまいつたと

ところでございますけれども、それとの関連で、先生御指摘のように現在安全基準の見直しにつきまして専門の委員会を発足させて検討いたすことにいたしておりますけれども、私どもの事故原因に関する分析からいいますと、対象といたしましては、ネット式の乳幼児ベッドがこの種の事故の中心を占めているということにかんがみまして、ネット式のベッドを対象に現在基準の見直しの作業を急いでいるところでございます。

○福岡知事 消費者側の声の中には、政府のこの安全基準はいわゆる理化学的な数値に基づいておる、実際使用者の側に立つた感覚を欠いておる、こういう批判があるわけですが、今の御答弁でネット式という商品だけを限定して検討対象にされるということですが、果たしてそれでいいのかどうかを含めまして、消費者側の立場に立つた配慮を必要とするのではないかと。もちろん専門家の立場で当局も研究委員会にはいろいろなお話を伺つておるだろうと思ふんだけれども、消費者側に当たつてみたということもあるのかないのか。当たつたらいいんじゃないか。特に消費者側という旗幟を鮮明にしている団体があるわけだ。これは老練心ながら申し上げておきたいわけでありませう。

それからこの安全基準調査研究委員会の構成メンバーに消費者側の委員が入っているんじゃないかと思ふんですが、これはクロードで公表してないようでは、私その事情もわからぬではないんですけれども、こういうものはオープンにする、それで名前も出してもらつていいというメンバーを入れるべきだと思うんです。ないしよにしていくということ、それだけでも何か不信をみずから買つておる感じがなきにしもあらずです。そういうことも含めまして、委員会を公開する、メンバーはもちろん、議論のあらかたもですね。そういうオープンに研究委員会の運営をすべきだと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先生御指摘のように、事は消費者の安全にかかわる問題でございますので

で、私もどなたにいたしましても、消費者の声を十分に反映したものである必要がある一方、専門的な知識を有する方々の御意見も十分聞かなければならぬというところで、安全基準の委員会には学識経験者と消費者の代表、さらには例えば赤ちゃんを多数預つておられます保育園の方なども委員に加えて審議をお願いいたしておるところでございます。私どもの気持ちとしては、当然のことながら、こういう問題につきましては、広く関係の各界の方々の御意見を伺ひまして答えを出していくという基本的な態度にのつておるわけで、審議の状況に應じて、必要の都度、審議内容につきましては広くお知らせする方向で取り組んでまいりましたし、今後その点については十分留意いたしてまいりたいと考えております。

○福岡知事 今乳幼児ベッドについてのみ、三お聞きをしたんですけれども、いわゆる特定製品の幾つか、ここにずっとデータもございまして、この事故の原因別の時系列調査も載つてまして、炭酸飲料瓶詰などの破裂の頻度なんかかなり高いのもありますし、今後とも皆無にはなすならないということも考えられますので、規制をするということではないにしても、この自己認証制度に一〇〇%、一二〇%も期待して放任してしまふということはいささかどんなものか、こういうふうにも感じておりますので、十分運用に当たつての留意を求めておきたいと思ひます。

次に、昨今の貿易プログラムについて幾つかお聞きしたいと思います。

九月の下旬のいわゆるG5以来ドル高修正がかなり進んでまいりましたが、摩擦の緩和につながるような目立った兆候が果たして見られるのかどうか。現にこの二、三日前のアメリカ議会では繊維と靴の規制法案が可決されましたし、日米間の皮革の交渉、皮製品の交渉についてもこれは物別れに終わったようだし、なかなか順調とは言えないわけで、日本の貿易黒字はまた年内にも五百億ドルに達するんじゃないか、こういうふうにも

言われますし、けさほどの新聞によると金子経企庁長官もそういうふうに言つていますし、来年度も五百億ドル前後になるんじゃないか、こういう経企庁の見通しのようなのでございます。

アメリカは来年中間選挙が秋にありますし、再び議会が摩擦問題をクローズアップする可能性は残つてゐる。予算委員会でも私、総理と少し話し合つたわけですが、円高で四十円も上がったが、これは今までの経験則から言つても、一年余りはJカーブが続くと、こういうことも言われているわけだし、まさに来年の三月ごろは再び問題になる時期ではないかと、こんなこともさやかれておるわけでありませう。そういう点でアクションプログラムあるいはまた今回の規制緩和、政府としても懸命の努力をされておるわけですが、果たして実効は上がると見ておられるのかどうか。そういう決意を一遍お聞きしたいと思つておるわけだ。

○国務大臣(村田敏次郎君) 日米貿易摩擦の問題等でございますが、御指摘のように、九月二十二日のG5の会議以降円高現象が始まりまして、これは輸入の増大その他非常に好影響を及ぼすであろうという推定はなされておるわけでございます。しかし現実にはアメリカ議会では保護貿易主義的な動きが依然として続いておりますし、福岡委員御指摘のように、繊維関係の貿易法案も上下両院を通過した。しかし大統領がこれに対しては拒否権を発動するであろうというふうな情報も伝わつておりますし、また最近のニュースでは、皮革、革靴製品ですね、この交渉を、若杉審議官が私の代理としてアメリカに赴きまして、ヤイター通商代表とも七回にわたつて交渉した結果、まとまりませんでした。したがつて交渉を中断して一度帰国するというところで、きょうの夕刻着く予定でございます。

そういったいろいろなアメリカ議会の保護貿易主義的な動き、それからまた現実交渉をやつておりました、なかなかまとまらないという動き、まさにこれは大変先行き決して楽観できない。ま

た年を越えて貿易摩擦が再び火を噴いてくるのではないかとような懸念もいたしておりますが、しかし政府としては、総理が陣頭指揮をされまして、アクションプログラムあるいは内需の拡大等々次々に打ち出しておるところでございます。この臨時国会でもその関連の法案等いろいろ出しておるわけでございまして、基本的には本年度のうちにアクションプログラムの九割ぐらひは全部やつてしまおうという意気込みで進めておるわけでございまして、そういった日本の努力はアメリカ政府としても高く評価しておると思ひます。ただ、来年の中間選挙を控えてアメリカ議会は特に保護貿易主義的な動きが活発であるわけでございまして、これに対応して次々と日本としても手を打っていかねばならないと思ひます。

きょう取りまとめて総理に報告したところで、先般の外国製品輸入の額ですね、これは結局七十四億ドルというところで現在推定されております。既に申し上げた七十三億ドルを一億ドル上回るという数字でございまして、その他貿易摩擦解消のためにあらゆる努力をしておるところでございます。E.C. A.S.E.A.Nその他対外的に認められていくということも私どもは期待をし、なお努力を傾注していく所存でございます。

○福間知之君 アラスカの石油、一部最も埋蔵量のよくないクック石油だと聞いていますが、それを何とか出してもいいと嫌々決めたらしいと漏れ聞いているんですけれども、これもけしからぬ話でございます。もう一つ思い切つて日本に輸出すればこれは解消に役に立つんじゃないかと思ふんです。そういうふうにはアメリカ側も日本の受け入れやすい製品なり物資をもっと出してもらふ。確かに第二次製造業の工業製品で今にわかに日本側が貿易解消という名に値するほど輸入を拡大するということとは私は無理だと思ふんです。短期間では無理。かなりこれは双方の努力が行われ、それこそ総理が諮問機関をつくつて、構造改善まで含めた総合調整ということに一定の成果を

上げれば別ですけれども、そうでない限りはやはり当面は無理じゃないだろうか。石油、原油、その他の穀物などかなり第一次、素材製品に關するものが中心になっておるわけですからね。そういう点でもつとアメリカも知恵を出してもらわなきゃ困ると思ひます。

そういうことを考えますと、先ほどの大臣答弁のように、この五月、七月、各メーカー集めてお願いしたりして、結果として七十四億ドル、これは一つの成果だと思ふんです。また政府が十月以降にとつた内需拡大策諸措置によつて、これが経企庁の判断によると二十億ドルぐらひしかふえないんじゃないかと言つておるわけですが、そうしますと、来年の春ごろまでに目立って貿易の黒字が減少するといふふうにもならないといふふうにも思ふので心配してゐるわけでございまして、これは理屈だけじゃなくて、もう感情論にまでなつてゐるというところを我々は念頭に置いて手を打たなきゃならぬ、こういうふうにしてゐるわけでは

ところで、この摩擦の原点として、今話したようなことで、輸入の制限品目の数のほかに諸外国が強い関心を寄せている一つに關稅というのがあるわけでありまして、それらは何よりも市場開放の度合いを象徴するターゲットであります。目に

見えてわかりやすいからでございます。去る六月の二十六日の日経新聞によりますと、一見して小売価格に占める關稅の割合がワインの一二%を除きますと極めて小さいと。日本の關稅率は國際水準あるいはそれ以下なんだよ、こういうふうには我々もある場合では言つてきました。そういうふう

ですね。しかしウイスキーの場合、これも皆さんも御案内のとおりですけれども、小売価格は七千円輸入価格は何と八百五十円。輸入価格に對して關稅率が三〇%余りかかつておつて、この三〇%が高いと、こういう指摘をされてしまふわけ

です。しかし酒税及び關稅を除いた残りの金額で四千二百六十九円と出るんですけれども、かなり大きな流通マージンなんです、この部分が。実

質的に關稅はもはや本来の機能というものを果たしてゐないのじゃないか。にもかかわらず輸入価格に對する關稅率は三〇%で高いんだと、こういうふうには海外から見られてゐるというところで、この点、我々自身も何とも言えない気持ちがあるわけですね。これをもつて一般論として論ずるわけ

でございますが、アクションプログラムで關稅率一律二〇%引き下げると、こういうふうには言われるんですけれども、これは大きな意味合いがどうもなさうだと、こういうふうには思ふんです。

要するにこういう一つの小出しの改善策と言つと語弊がありますが、そういうものでは今の貿易摩擦に關する海外の圧力というものをはねのけることができないのと違ふかと、こういうふうには思ふんです。もつと積極的に自主的に日本側が大胆な改善策というものをとつて摩擦の火種を一気に取り払うぐらひの措置が必要だと思ふんですけれども、今までの積み重ね、いささか小出しに過ぎる。過去七回もやつてきてだめで、また今回これが最後のような格好でやつてゐるんだけれども、そこらはどうなんですか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 例え話を一つ紹介したいと思ひます。キッシンジャーさんが昨年来日本にたびたび来ておられて、總理にもお会いになり、私にも会つてお歸りになつたんですが、あの人は非常にすぐれた國際感覚を持った政治家であつて、總理にも私にも言われたことは、こういう貿易摩擦を一年一年といふふうには解決しようとしても根本解決にならない、相当まとめて基本的な問題から考えるべきだということをおっしゃつたんですね。これはさすがにキッシンジャーの意見だと私は伺ひました。總理にも同じことをおっしゃつたそうです。福間委員がこの貿易摩擦問題について今おっしゃつたこと、御見識でございまして、個々の一年一年で解決しようということではとても対応できないと思ふんです。したがつて、中曽根總理とレーガン大統領がことしの一月二日にロサンゼルスで会われ、それ以降のボン・

サミットであるとか、あるいは先般のニューヨーク・ミニ・サミット、日米首脳會議等見てみますと、大統領も總理もはつきりと長期間にわたつて日米間のわだかまりを解消しよう、そういう非常に大きな構想のもとに進んでおることは、私は明らかだと思ひます。したがつて、總理が私にレーガンさんがこう言つたよ、あるいはキッシンジャーさんがこう言つたよといふことを御紹介されたことの意味は、總理自身がそういう根本的な問題にまでさかのほつて貿易摩擦の問題を解決しようという御意図、哲學を持つてゐることは明らかだと思ふんです。

その意味で、今回の關稅に例をとつて言われましたが、千八百五十三品目というのは、過去においてもこれだけ大規模な關稅の引き下げ、撤廃をした例はないんですね。大蔵省等の試算によれば、邦貨に換算して七億四千萬円ぐらひには優に相當する關稅の引き下げ、撤廃措置であるといふのでございまして、そういう意味で、日本政府がよくやつてゐるということとはレーガン大統領も認めておられますし、諸外国が認めておるところなんです。が、なお四百五十億ドルとか、そういう大変な貿易黒字というものがあつたために、日本に對する非難は必ずしも減少しない。またアメリカの中間選挙の存在すること、そういうスケープ・ゴートを日本に求めてゐるような、そんな感じがせぬでもないわけでは

しかし、今行つております基準・認證や内需の拡大や關稅の引き下げや、そういう一連の措置といふものは、まさにそういう今後中長期的にわたつて貿易摩擦を解決しようという日本政府の意欲のあらわれでございまして、これは決して一年二年のびほう策ではない、こういうふうには考へておるところでございます。したがつて、この臨時国会において今お願いを申し上げております諸案件を初め、大体において九割まではアクションプログラムの内容を本年度のうちに解決してしまおうという非常に大きな意欲のあらわれだと思ふのでございまして。

質的に關稅はもはや本来の機能というものを果たしてゐないのじゃないか。にもかかわらず輸入価格に對する關稅率は三〇%で高いんだと、こういうふうには海外から見られてゐるというところで、この点、我々自身も何とも言えない気持ちがあるわけですね。これをもつて一般論として論ずるわけ

ただ、先ほど例にお挙げになりました流通マージンの問題とか、そういうことで外国の商品が日本に入ってくるというスキームでもブランドでも非常に高くなる。あるいは自動車でも化粧品でも高くなる。酒類は大蔵省の所管でございまして、こつちは直接調査はしておりませんが、調査の結果は聞いています。通産省所管の自動車とか、いろいろなものを見ますと、流通マージンが確かに高いものがあるのをごいまして、これは利益を得る場合に、例えばこういうものはこのくらい高くても日本の消費者は買わないというふうなことで、流通マージンが高くなっているものもあるわけでございまして。外国のものをたくさん買ってきたら、ここにおられる後藤田長官もデパートへ行つて、翌日私に、村田君、行つたけれども、買つたものがありやせぬよ、こういうことを言われたら、いざいまして、確かにその点は円安であった当時はアメリカのものを買おうと思つた、皆高いという感じがしたのでございまして、これだけ円高になつてまいりますと、一定の期間がたてば、私は日本人たちに買得るものがたくさん出てくるんじゃないかと、このように期待をしております。福間委員が御指摘になつた「カーブ」といふものを考えますと、その効果が出てくるのはお若干の時間がかかる、このような認識をいたしておるところであります。

○福間知之君 今の大臣のお話に關して、なお引き続いて若干質疑をしたいんですけれども、円高に關連しまして、木下中小企業庁長官がおいででございますので先にちよつとお伺いします。今般の円高が二カ月間ぐらいで二〇%も進行するといふ、かなり急激な上昇であつたわけでありまして、しかもそれは協調介入というかなり人為的な措置によつてもたらされたといふことは明らかであります。こういう性格を持った今回の円高ゆえに、中小企業界はかなりの打撃、ダメージを受けていると同時に、大蔵当局というか政府当局というか、に対して怒りすら覚えているのでは

ないか、こういうふうな推察をするわけですが、中小企業庁は十一月十八日付で「円高の輸出型産地中小企業への影響について」というレポートを出されております。その後、さらに円高は進行していますから、どういふふうな事態をつかんでおられるのか、あるいは中小企業庁としては今月の二日ごろから実施の一千億円の規模の緊急融資、当面の対策としてとられていようですけれども、その進捗状況、今後の一応の見通し、いかがでしょうか。

○政府委員(木下博生君) 円高の急速な進展によりまして、特に輸出関係の全国各地の産地で相当の影響が出ていようというところでございまして、今先生御指摘のように十一月の中ごろ、中小企業庁としては調査をまとめたわけではございません。その時点におきましても、輸出採算は二百二十円から二百三十円ぐらいのところをやつていようというところが非常に多かつたわけではございまして、新規の契約がなかなかできないといふことで、相当影響を受けていようという報告が出てきておりました。その後さらに円高が進展いたしましたので、最近時点でも各通産局を通じて調べておりますけれども、その厳しさはますます高まつてきているようではございます。特に年末を控えてきていようという状況でございまして、そのようないふことでございまして、円高自身はアクションプログラムによる輸入促進策と同様、貿易摩擦解消の観点から好ましいといふことであるわけではございますが、このようないふ措置が定着していくためには、そういう影響を受けた中小企業者に対しては十分な措置をとつてやる必要があるだろうといふことで、とりあえず十二月二日から一千億円の規模の低利融資あるいは中小企業信用保証の弾力的運用といふようなことを実施したわけではございます。対象としては、五十業種につきまして対象といたしまして、六・八%の融資で中小三機関から融資を行うという措置を実施したわけではございますが、六・八%程度の融資ではまだ非常

に大変だといふ声が非常に強うございまして、私ももといたしましては、年末の大蔵省折衝の過程において、もう少し低利の融資が実施できるやうに、またあるいは信用保証の点でも別枠措置等が実施できるやうに折衝していきたいといふふうな考へておりました。この急激な円高に伴つて影響を受けております中小企業者に対する対策は万全を期していきたいといふふうな考へていよう次第でございまして。

○福間知之君 それはわかりましたし、なお十分でないといふばさらに積極的に考へていく、こつう御意向、これは尊重したいと思つたのです。

先般、新聞で見たか、私、見たんですが、こつう中小企業対策をとりやうといふことに決めた途端に、アメリカ側から反発がありましたね。私はそれはまた見方が少し立場によつて違ふわけですから、今おつしやつたやうに急激な円高に対する緊急避難的措置は私は必要だと思つたのですけれども、アメリカ側の非難に対してはどういふふうな考へてですか。

○政府委員(木下博生君) 確かに急激な円高に伴います対策を講ずることについてアメリカ側から懸念を表明されているのは確かでございますけれども、私も、私どもといたしましては、大幅な貿易黒字を解消するといふ目的を持って実施しております。このやうな円高措置が、国内的にも円滑に進むといふことのために、当然影響を受ける国内の業者、特に中小企業者に対する対応策を十分にやらないといふことは、またさういふやうなことをやることによつて今のような円高基調の定着も図ることができらうといふやうに考へておる次第でございまして。したがういまして、私どもといたしましては、内需の拡大あるいはこつういふ企業が内需向けに転換を図つていくとか、あるいはそれ以外の現在やつていよう品目以外の品目に将来転換を図つていくといふやうな措置もあわせて実行することによつて、今後対応策を図つていきたいといふやうに考へておるわけではございますが、こつういふ措置は時間がかかるわけではございますので、そ

の間に資金繰り等ができなくなつて倒産するといふ事態を防ぐ、そのことによつてまた雇用問題に悪影響が及ぶといふやうな事態を防ぐといふことのために、緊急避難的措置としてこつういふ融資措置はぜひ必要だと考へていよう次第でございまして、こつういふ考へ方については当然アメリカ側の理解を得られるものといふやうに考へております。

○福間知之君 ただいまの御答弁大変結構だと私も賛成するものでございまして、要するに内需の拡大といふところに落ちつくわけですね。

ところで、今回の輸出比率の高い産地組合に影響が強くあらわれている。その中に、今はやりのハイテクを中心としたベンチャー企業、我が国にも結構存在しております。それが今まで輸出に力を入れてきただけに、今回円高の影響を大きく受けるという羽目になつていようわけですね。例えば、売上高の七割近くを欧米向けに輸出しているあるプリント基盤の企業がございまして、十一月の出荷が最盛期の三割以下に落ち込んでいようことなんです。こつういふベンチャービジネスが今後生き残つていくとすれば、今企業庁長官がおつしやつたやうに、内需に転換をしていく、あるいは事業と次第によつては機種の転換といふものを図つていく。もちろんそれにはそれなりの資金なり技術なりといふものが必要であります。一定のこつういふ転換策については支援体制が必要だろう、こつういふやうに思つたわけではあります。

最近、銀行筋などの調査機関がほぼつ来年度の景気見通しなども発表しているわけではございますけれども、来年度果たして景気がどうなるんだらうか、これはアメリカの景気も影響があるわけでは、こつうあたりの新聞じゃ二・三、数%から三%ぐらいいふかなといふやうな、やや楽観的な見通しが出ています。日本の場合にはどうなのか。どうなのかといふことを他人任せでなくて、まさに先ほどおつしやつた内需拡大といふ我々の自主的な政策の転換を果たさなやらない、予算編成も間近といふことであらばなおさら私は期待が大きいと思

う措置は時間がかかるわけではございますので、そ

うのです。そういう点で、これはお答えを求めることもないのです。内需拡大のために本当に真剣に今までの継続的な政策の延長線じゃなくて、それを一遍思い切った考えないといかぬ時期がきています。大蔵省でしたかな、きのうも東京の横断道路云々で財投を使おうかと、こういう話でございしますが、それも結構です。私は、これからの内需拡大策はそういう一点豪華主義じゃなくて、もっと今通産が進めている、郵政が進めている、建設が進めようとしている、各省庁で今大体共通したターゲットになっている情報社会へのアプローチを政策化していくのだ、それに公共投資の財源をある程度広く、したがって結果的には多少薄くなるかもしれないけれども、全国的に展開するということだからの公共投資のあり方ではないか、そういうふうに思うのです。

後藤田長官おられますけれども、それは治山治水ということ、かなりおくれられている部分ももちろん重点的にやらなければいけません。同時に、今喫緊の課題は、内需拡大は国際的な責任を果たす上で必要ですから、私はそんな政策配慮が必要ではないかというように思っているのです。

ちょうど大臣は先ほどキンシンジャーの話をされましたけれども、何かロサンゼルスタイムズでも日米が共同で対日赤字をどこまで減らすんだという目標を共同でつくる、これはもう必要ではないか、こういうことをおっしゃっています。こういうことをおっしゃっている。そのことを先ほどのお話で思い出した。そういうことを実現しようと思つたら小出しのそういう政策だけでなく、思い切つて内需に転換して、中小企業はもちろんだ、日本の輸出ドライブを回避し得るような国内景気の上昇ということを目指す以外にはないんじゃないのですか。それでなければ、稲山さんじゃないけれども、もう自主規制にしくはないというふうなこと、まさに縮小均衡という路線をひた走つて、そこから出てくるデメリットが非常に大きいというところで再びまたお互いが苦しまなければ

ならない。だから、この間の予算委員会で大蔵御承知のとおり、大蔵大臣に、財政再建六十五年目標は結構、常識的にはだれも反対はない。しかし、今まで立てた目標ができたためしなかったから、今回もそうだろう、このままでもいいんだから、思い切つてここで二兆や三兆国債を発行しても、増発しても景気対策をとる方が急がば回れですよ。こういう提言を繰り返しているんですけども、なかなか明快な政策転換の御意思表明はないんですけれども、しかしきのうの新聞でもそういうふうな財投をちょっと使ってみようかというふうなことでやり出しているということは今後の予算編成を注目しなきゃならぬ、そういうふうにして思つておる次第でございます。

中小企業庁長官、もう結構でございます。一生懸命ひとつやつて年の瀬が越えられるように中小企業に对应してあげてください。それで、円高の原則のお話に帰りたいのでございますが、日米摩擦、G5の後の急激な円高、先ほど申しましたように一定の効果を上げまして今貿易摩擦、いささか小康状態ということでございますが、二カ月間という短い期間に四十円の値上がりというのは、考えれば、先ほど来申し上げるようになかなか大幅である。輸出産業に対する影響も少なからず大きいし、先ほど来申し上げるように対応策は必要だ。対応策をとらうとすれば、またそれは日米間の摩擦論議に発展する危険がある。こういうふうな非常に困ったことなんです。

ね。先ほど触れた総理の諮問機関で産業構造の摩擦を長期的に解消するといふような方針を出しているわけですが、これは通産当局としても所管の産業構造を含む所管の省として、我が国産業構造の時代的な、今日の問題点、課題といふふうなものを把握されて将来にわたつて我が国国民生活と産業活動が円滑に発展、繁栄を続けていく上で極めて重要な政策課題だと思つて、通産当局としては総理の諮問機関と別にどのように対応される御覚悟ですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 大変重要な問題だと

思います。福岡委員御指摘のように、総理の諮問機関として経済構造調整研究会で長期的な産業構造を検討する。通産省の方もそれに対応いたしまして、通産政策としての基本的な方針を決めなさいいけないものですか、産業構造審議会であるとか、あるいは二十一世紀のビジョンの研究をするといふようなことで、独自の委員会、審議会等を設置して検討をしておるところでございます。

通産省では、二十一世紀を目指していつも言っているのはどういふことかといふと、技術開発、それから情報化への対応、これを一丁目一番地と言っているんですね。そういうことに对应して中小企業対策でも、あるいは資源エネルギー対策でも、産業立地対策でも、あらゆるものをそういう目標のもとに思想的に統一していく、こういう思想であります。だから、それが地域立地政策になれば、技術開発が中心になればテクノポリスという構想になりますし、それから情報化社会ということになればニューメディア・コミュニティを設置するということ、これは昭和四十年代などに行われました新産都市の構想や、あるいは工業整備特別地域の構想とは基本的に考え方が違つて、二十一世紀を目指してエレクトロニクス時代とか技術開発時代とか宇宙時代とかといふものに対応する産業政策を立てていくといふ非常に大きなビジョンを持った対策だと思つて

基本的には、今福岡委員御指摘になったように、日米間でも総理と大統領とが接触を非常に密接に保たれて今後の対策を考えていく、それに对应して実際はカウンターパートの間でもそういう考え方が浸透していくのが好ましいと思つて。つまり、半導体とかあるいは皮革製品とかそういう個々の、全体からいけば個々の問題でなしに、全体としての体系の上で世界の貿易政策はいかがあるべきか、日米の通商問題はいかがあるべきかという構想の中でグラフに一つ一つ当てはめていくということが私は正攻法だと思つております。したがって、今福岡委員の御指摘になったよ

うな観点で通産省としての新しい政策も、産業構造審議会や二十一世紀のビジョンの委員会や太平洋委員会や、その都度適宜適切に審議会等を設置して検討をし、そしてそれを事務的には事務次官のサイドで、そしてさらに関係各省、総理との関係では私自身が随分指揮をやつていく、こういう体制を進めておるつもりでございます。

○福岡知事 総務庁長官がお暇なようですからひとつ長官に。先ほど来申し上げていることで、今度の認証制度ですけれども、今度の規制緩和制度でどういふふうに長官としてはなることを期待されて見直しを持っていただけるかということをお聞きしたいんです。

十月の対米の輸出額が前年に比べて九・二%、六十億二千八百万ドルと過去最高を記録しちゃつていふんです。黒字が。先ほど言っているように、過去半年間で七十四億ドル黒字が減つた、この今度の措置で来年の年明けから三月ごろまでにはさらに二十億ドルぐらゐ減るだろう、こういうふうな言われているんです。一方マクロで見れば、トータルで見れば依然として五百億ドル前後の黒字が残つて、来年もJカーブで残るんだ、こういうふうな見方なんです。専門家は。私は今度の措置でも少し小出しにすぎないのかという気がして、まさにJカーブをある程度信用せざるを得ないか。となると、アメリカ側の対日批判はまさに三月から中間選挙に向かつてさらに拡大していく。こういう危険があると思つていふんですけれども、そのあたりはマクロで長官はどういふふうな御感想ですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私は今日までの日本の各種の規制、これはそれなりの効果を果たしてきたと考えておるんですが、ここまで日本の経済が発展したという以上は、日本独自のこういった規制というものは、これはかつて国際的にもいふるな批判がありますし、また国内の民間のエネルギーを完全に発揮させるといふ意味においてもかえつて障害になっているといふことですから、これは絶えざる見直しをやりながら、できるだけ

合理化をし、簡素にし、任せるべきものは任せていくというのが基本的な考え方である、かように考えているわけでございます。

御質問は、主として対外関係での御質問が中心でございますが、今日の四百億ドル以上、五百億ドルになんなんとする対外黒字、これを背景にして、諸外国からは日本の市場がいかに排他的ではないかという、場合によれば感情的とも思われるような非難が出てきておる。これについては、我が国としては、私は率直にそれは受け入れて、できる限り日本としても対応をしなければならぬ、こう思うわけです。そういうことで累次にわたって政府は関税の軽減、それから何よりもやまじい非関税障壁の撤廃、こういうことで努力している。これが今回政府の決めておる一連の、七月三十日ですか、決めた基本であろうと思えます。しかし、それで日本の対外黒字が減るのかといえ、それはそう簡単にはもちろんいかない。しかしながら、日本としてやるべきことだけは誠意を持ってやる必要があるということ、こういう対策を決めたわけですね。

しかし基本的にはその次に起る問題は、対外黒字の解消のためには、今の円・ドル相場が基本にあると思えます。これはG5の合意の結果、だんだん是正がなつて今二百円前後まで来ておる。これはできる限り定着させなければならぬ。しかし、それだけで対外貿易黒字が解消になるのかといえ、これは丁カーブということもあって、これはある程度のタイムラグがありますから、そう急激にはならぬであらう。そうしなければまた外国からのいような要求が重なるであらう。それはそれなりのまた対応をしなければならぬ。しかしそれだけで今度は解決するのかといえ、フランスのように自給自足経済でもやろうと思えばできる国、あるいはアメリカのように資源の多い国、こういうような国と日本は根本的に違いますから、何といつても貿易で飯を食わなきゃならぬ。したがって、それなりに日本には日本の事情がある。といつて各国それぞれの事情で頑張った

んでは縮小再生産につながるわけですから、各国協調しながら長期にわたる目標を立てて、産業構造あるいは中小貿易の構造、これらについて各国協調して、そして少なくとも世界経済全体が縮小に向かわないよう、拡大の方向に向かつての自由市場を守っていくという基本的認識のもとに、お互いが中長期のそういった構造対策に取り組んでいく必要があるであらう。しかしその途中にはまだまだいろいろな問題が起きますから、それにはそれなりの日本としても最大限の努力をしなければならぬ。そうすると、日本は先ほど御質問がありましたように、中小企業、これらについて相当なこれは打撃である。これはまたそれなりに国内対策としてこの対応をしなければならぬ、こう思うんですね。

それから同時にまた、御質問の中にあつた内需の拡大の問題、これも私は重要な政策課題だと考えております。ただ、これは御承知のとおり、今これだけの累積の国債を抱えておる。したがって財政の出動余力というものは極めて乏しい。この乏しい財政事情の中で内需拡大についてどう知恵を出すかということ、これを私は当面考えなきゃならぬ。ならば、これは私の所管ではありませぬけれども、これは国務大臣としてのお答えになつていくわけですが、財政投融資を思い切つて活用して、そして事業量は少なくとも前年度より、例えば公共事業なり何なりというものが事業量ですか、これが若干でも上回つていくといったような運営が必要ではないか、かように考えておるわけでございます。

この考え方には、ここにお座りの村田さんもそれほどの異論はないのであらう、こう考えているんですが、いづれにしても、今大変な時期でございまして、財政の運営、金融政策、さらにはただいまお答えしたような通商政策あるいは産業政策、これらについては中長期をにらみながら真剣に。私は今ターニングポイントに来ていると思うんです。こういう観点で政策に間違いない方向でやっていくのが一番いいのではなからうか、か

ように考えているわけでございます。
○福岡知事 長官なり村田大臣なり、今のお話は共通した御認識だろうと拝察しますし、私も総論としては全く変わらぬんです。各論でちよつと違ふんです。財源を裏づけした重点政策をこの際とすればいいところからちよつと違つてくるわけなんです。

例えばまさに拡大均衡でいかにかねぬので、先ほどもちよつと触れましたように、経団連のあの首脳のような縮小再生産に持つていくようなやり方というのは、それは大企業である部分の会社はいいですけども、先ほど来議論している大方の九十数%を中小企業群で支えられている日本の経済というのを考えるとそうはいかない。縮小再生産ではどうにもならない。雇用は減るし、地域経済は麻痺するし、大変な事態になる。それどころか、構造不況の業種はここかなりふえてくる危険があるんですね。つい二、三日も陳情があつて、これは御案内のとおり我が国の金属鉱山です。大変な事態に今見舞われています。山の二つや三つはほつておいたらぶつつぶれますよ、年内に。これはもう中小企業問題じゃないんですよ、構造不況なんだ。そういうところに対して緊急避難として打つ手と長期で打つ手。これは産業構造改善、改革という困難な政策の中で対応しなきゃならぬので、これは口で言うはやすいが非常に難しい問題だと思ふんです。しかし、そういうことをも含めて、日米間の包括的な産業構造調整という話になつていくとすれば、我が国も大変な意識革命をやらなければどうにもならないだろうと私は思つておるんです。

それで、現にアメリカからたたかれています、それにもつとまともにこちらも言いたいこと言ふべきだとの間隙に私は主張したんですが、アメリカも日本から今何と今年度で約五百億ドルに累積するよう資金が流出していますね。これは本来、日本の国内の景気の上向き状況が現出されておれば、半分以上の金は日本に投下されるはずで、高金利に惑わされて利ざや稼ぎに出ていって

いるわけですね。だから、そのことのよしあしを言えればそれはそれで議論になるんですが、それは別にしまして、逆にアメリカの立場からいえば、日本からアメリカの国家予算の六、七%に相当する五百億ドルという、十二兆円という膨大な金が流れ込んで、それが向こうで活用されているわけです。そうすると、それが極端な例で全部引き揚げられるということはないにしても、かなりの部分が引き揚げられるということになると、アメリカ側は途端に金融財政事情が逼迫しますよ。困難な状況になります。それは避けたい。だから、金利を下げるということがなかなかできない。その影響がまたね返つて日本の金利にも連動してくる。こういういい面、悪い面を含みながら相互に依存関係を保っていますから非常に厄介だと思ふんですね。

私は、そういう点を解きほぐしていくためには、まず世界の経済の一割と言われる日本がここで、昔の議論じゃないが、機関車役を果たすときが来ている。国内景気を思い切つて浮揚させる。そのためには公務員の給与も後藤田長官の御協力、野田さんと一生懸命やっていたいたと聞いておりますが、これもきょう閣議で決めたようでございます。皆さん早く支給を願つて、来年の春闘も、購買力高揚のためにはこと以上上げるように推進していただく。減税についても真剣に考える。それから公共投資とか民間活力を引き出すというためにも政府の財政がまず先導的に役割を担つてもらう。そういうふうに向向きの方向で総合して少し腰を上げるといふことでないと、世界の二割国家日本の責任が果たせないんじゃないかと思ふんです。
ちよつとエネルギー庁長官おいでですね。何か真剣に考えていただいているようです。石油、ガソリンの輸入についていろいろ議論が行われているんですが、これも海外との関係で非常に適切な政策だと思ふんですけれども、一定の効果をどのように期待されていますか。
○政府委員(野々内隆君) 石油につきましては、

非常に重要な基礎エネルギーでございますので、若干通常の商品摩擦とは異なるかというふうに考へております。日本の経済の安全保障上、石油製品の安定供給というものがどうしても必要だという観点から判断する必要があると思ひます。ただ、従来我が国の石油製品は、原油を輸入いたしましてこれを精製するという消費地精製方式をとっておりまして、最近の国際石油製品マーケットの状況を見ますと、製品の市場というものがうまくまわってきておらず、必ずしも原油供給だけに頼る必要がないという感じになっております。

他方、欧米諸国におきましては、石油製品、特にガソリンの輸入が急激にふえておりました。国内でいろんな問題が起こっている。そういうところで、日本のような大消費国がガソリン等の輸入を全く行わないというのは国際経済上いかにかという問題が起こりまして、ことしの七月のIEAの閣僚理事会におきまして、村田通産大臣が出席いたしました。今後日本といつてもいいので、限りマーケットメカニズムというものを尊重してまいりたいという方針を打ち出しております。また石油審議会におきましては同様の方針が打ち出されております。したがって、現在国会で御審議いただいております法律が成立いたしましたら、私どももいたしまして石油製品の輸入というところに前向きに取り組みたいと思っております。

この方針は、アメリカ、ヨーロッパ等、大変高く評価いたしております。今後日本政府が実際にどのように実行していくかということを見守りたいというお話でございますが、各国から大変高く評価されております。特にアメリカでは、国内の保護貿易主義と闘っている大統領に対して大変心強いメッセージであるという評価も受けております。今後、石油の安定供給あるいは国内の関連事業の混乱ということの防止等を考えまして、できるだけ安定的な輸入ということに努めてまいりたいと考えております。

○補問知之君 この問題は、詰めた議論は別の委

員会で行わなかりませんが、今、石油業界、ガソリン等の製品輸入を控えてそれなりに体制を整備しなかりぬという立場にあるかと思ひます。またそれが国策として受け入れてもらうということにならなかりぬと思ひますが、それはそれとして、概して過当競争で、この業界、大変不安定さが目につくんですね。しかも、これは通産当局が終始一貫して深いかかり合いを持って行政指導をやつてきています。ある見方からすれば、私などは、やや過保護できたのじゃないかな、したがって業界もそれに甘えを感じて体質改善といふものに少しおくれをとっているんじゃないかな、そんな気持ちがあるんです。

例えば一部企業合併なども昨今において行われましたね。それから今、数多くあるガソリンスタンドでかなり激しい競争をやつていますね、価格面でも。ユーザーである国民から見れば、ガソリンは十円か五円でも安い方がいいわけなんです。しかし、それが業界の体質を弱体化するということが今までつづいてきていて、それに対する当局としての御苦労がそこにあると思ひます。けれども、石油輸入の問題は一応別にして、これから業界の体質を改善するために何か手を打たなきゃならぬのじゃないか。私、素人ですがよくわかりませんが、御見識があればお聞かせください。

○政府委員(野々内隆君) 今の石油業界の状況といふものがこのままではいけないという認識は、業界人そのものにもございまして、私どももそういう認識でおります。元売段階及び販売段階、両段階の秩序あるいは構造改善といふものが相まって、今後の石油業界の安定、ひいては石油製品の安定供給という方向が達成されるんだらうと思ひます。元売段階につきましては、過剰設備の処理及び元売の集約化等の一層の促進があるかと思ひます。また現在全国に六万軒ございますガソリンスタンド、これの過当競争が特にひどい状態でございます。半分以上が赤字というふうな状態でございます。これを安定させるといふために、

中小企業近代化促進法に基づきます構造改善を進めたい、かように考えておりました。年内に構造改善計画を策定し、早速にその実施を図りたいと思っております。

○補問知之君 質疑をちょっと早目に終わりたいと思ひますけれども、最後に先ほどの話に戻ります。

自己認証制度で、具体的にどういうふうなことにしても政府としては目配りをするのかということをお聞きしましたが、具体的になかったの、例えば試買テストなどを特定製品について今後やるのかどうかということ、それからもう一つ、ガス事業法の関連で、第二種ガス用品に移行する具体的な基準がわからないんですが、これはどのように考えておられるか。この二点だけお聞きして質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(松尾邦彦君) 私ども自己認証制度を導入いたしました後におきましても現在と同水準の安全水準は確保しなかりぬという観点から、今度の法案もお願いいたしているわけでございまして、具体的な行政運営に当たりましては、消費生活用製品安全法を例にとりまして、第一に、今度の改正によりまして自己認証品目指定されることになる品物につきましても、製造事業者、輸入事業者が改善命令、回収命令等の法律に基づきます措置を厳正、機動的運用に努めることはもとよりでございますけれども、ただいま御指摘ございましたように、試買テストにつきましても、特に今後は自己認証品目に重点を置いて実施してまいることについて考えているところでございます。

○政府委員(達坂国一君) 第二種ガス用品にどういふものを移行するかというその基準の御質問でございますが、現在ガス事業法で考えております第一種ガス用品と第二種ガス用品との境目といつたしましては、第一種ガス用品は構造とか使用条件あるいは使用状況等から見て特に災害の発生のおそれの多いものといふものを第一種にし、それ以外を第二種と、こういうふうな

法律上はなっております。したがって、今後この第二種ガス用品の区分をどのようにしていくかにつきましては、特に器具のガスの消費量でありまして、使用時間でありまして、あるいは使用状況、こういうものを総合的に判断しなければいけないというふうに考えております。その際、これまでの検定の不良率とか、そういうものが参考にならうかと思ひます。

○委員長(亀長友義君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分まで休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(亀長友義君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○原田立君 総務庁長官に行政改革の推進に關して若干お伺いします。

行政改革は、行政改革の実施状況の評価として、昨年十月、やつと五合目ぐらいに達したのじゃないかというふうな評価をしてありますが、ことしの七月二十二日の「行政改革の推進方策に関する答申」を見てみますと、まず第一番目に、行政事情が非常に悪い、我が国財政を増税に頼ることなく昭和六十五年までに赤字体質を改善しろ、第二番目が、最重要課題である国鉄の抜本改革をしろ、第三番目が、地方行政の改革を進めろ、第四番目が、今後より積極的に民間の活力が発揮、推進できるような方策を講じろ、第五番目に、新しい時代の要請にこたへ得る行政の機構や制度を整備しろ、こういう答申をしてありますが、今後残された時間はいわゆる正念場に差ししかかっている、こんなふうに私は思ひますのでありますけれども、行政担当大臣の総務庁長官はいかが御決意でありましようか。

○國務大臣(後藤田正晴君) ただいま原田さんが御指摘になりましたように、行革については昨年の暮れに一定の行革審からの御評価をいただきましたけれども、これは率直に言ひまして、これから大変だからしつかりしない、こういう意味に私どもは受け取っておるわけでございます。今日まで政府としては閣議決定をして行革には誠心誠意取り組んできたわけでございますけれども、これから先も、国鉄の改革であるとか、あるいは地方行革の問題であるとか、あるいは内閣の総合調整機能の問題であるとか、数多くのものが残されておるわけです。さらにまた現在三つの小委員会を設けて行革審でも特殊法人の問題その他を御審議賜っております。

これらの課題を考えますと、あと来年の六月下旬まででございますから期限が間近に迫っておりますといったようなこともございますが、いずれにいたしましても、政府としては、今回のこの行政の改革というのは国政の最重要課題という観点からこれに取り組んでおるわけでございますので、我々としては不退転の決意で、政府としてはそういう考え方で臨んでいきたいし、同時にまた国会等にも、したがってそれに伴っての数々の立法を要する事項も、今国会でもこのようにお願いしておりますけれども、来国会にも多くの法案が出るのではないかと、その準備を進めておるわけでございますが、どうぞ、そういうことでございまして、国会等においてもぜひそれが大きな国民的な課題であるというような観点から、何とぞ御理解、御協力を切にお願い申し上げたい、かように考えておるわけでございます。

○原田立君 九月二十四日に閣議決定したその内容は、「内閣の総合調整機能」、それから二番目に「科学技術行政」、三番目に「機関委任事務」、四番目に「国・地方を通ずる許可可権限等」、五番目が「規制行政」、六番目が「国有地」、七番目が「その他」と、こうなっておりますが、この七つの指摘があるうち、今回はいわゆる「規制行政」の問題が出ておるわけですね。そうしますと、あと

の閣議決定して今回提案した以外のものについての進捗状況はどうですか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 七月二十二日の行革審の答申を受けまして、九月二十四日に「当面の行政改革の具体化方策について」という閣議決定をいたしました。これはこの答申を受けての行革表でございます。この方針に基づきまして、いま御審議を願っておるような規制緩和の法律案を御提案申しておる、こういうことでございまして、さらにこの答申の中で指摘をせられております内閣機能の強化、これは六十一年度の予算編成の過程で結論を得て、その結論の次第、所要の法律案を通常国会に提出したい。それから科学技術の問題についての御答申ももうだいたいしておるわけでございまして、科学技術政策大綱は本年度内に閣議決定をしたい、そして産官学の研究交流を促進する法案を国会で御審議を願うことにしたい。それから地方の自主性、自律性強化のための方策として機関委任事務の整理合理化及び地方への権限委譲、これのための法律案も通常国会に提案をさせていただくべく準備を進めておるところでございます。それから民間活力の発掘、推進のための規制緩和、これはただいまお願いしておりますが、なおこのほかに国有地の信託制度の導入、これについては、今の国有財産法にこういう規定がたしかありませんので、検討をいたしまして、所要の法律案を次の通常国会に提出させていただきます。こういういろいろな法律案について、現在、政府、各省において検討中でございます。

いずれにいたしましても、全体のスケールが決まるのは、十二月の、今月末の予算編成の過程でだんだん詰めていって、そして所要の法律案を取りまとめ、来国会にお願いしたい、かように考えておるわけでございます。

やるんだというところが新聞には出ておりませんけれども、こちらはどうですか。

○國務大臣(後藤田正晴君) この点、いろいろ新聞には出ておりますけれども、先ほど来お答えしておりますように、まだ行革審それ自体が三つの小委員会を審議している重要な事項もございまして、それからまたただいまお答えしたようないろいろな法律案の準備もありますので、いよいよポスト行革審については、政府の内部においても、それからまた行革審内部においても何らまだ議論をしていないというのが今日の段階でございます。

○原田立君 総務庁長官、これは希望として言うておきますけれども、この前の官房長官の私的諮問機関の靖国懇、あんなような私的諮問機関などはつくらないということだけははっきりしてもらいたい。来年六月までだから鋭意努力しているということはよく了解しました。私的諮問機関でなくさちつとした審議会を設けて行革審だということの受けとめ方よろしいですか。

○國務大臣(後藤田正晴君) いわゆる私的諮問機関、研究会ですか、これについてはしつぱおじかりを受けておりますから、それは十分腹に置いて処理していかなくやならぬ、かように考えております。

○原田立君 大蔵大臣が何か大変忙しいそうなので、本日はもつともいらいたいですけれども、二十分ぐらいで退場なさると聞いております。大変残念に思いますが、しようがない、順序を変えてお伺いしたいと思ひます。

大蔵省は今年度上半期の国際収支速報を発表しておりますが、それによると、半期としては史上最高の黒字幅を記録したわけでありまして、その原因についてどのように認識しているのかというのが一つ。

推移するかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(行天豊雄君) お答え申し上げます。六十年度上半期の貿易収支は二百九十三億ドルの黒字を計上いたしました。これは委員御指摘のとおり過去最高の黒字額でございます。

この原因でございますが、多々もろろございしますが、大きく分けまして三つかと私ども考えております。一つは、このところ続いておりましたドル高・円安の結果、我が国から輸出が非常にしやすい状態にあったということ。それから二番目には、米国の経済が昨年以来非常に活発な拡大を続けておったために米国における輸入需要が大きかった。同じような事情は中国にもあったわけでございます。そういうことで、輸出は概して好調でありましたのに比較いたしまして、輸入の方は、御承知のとおり、石油価格等我が国が非常に多く輸入しております一次産品の市況が低迷を続けておりましたために、輸入の方はむしろ減少してみであった、こういった結果、大きな貿易黒字が出たものと考えておる次第でございます。こういった傾向は現在も続いております。

したがって、御質問の本年度下期でございますが、何せこの貿易収支の問題はいろいろ要素が多々ございしますので、現時点での確に予測をするわけにはまいらぬ事情は御了解いただきたいと思ひます。でございますが、少なくとも現在までのところはかなり黒字基調が続いておる。九月二十二日のいわゆる五カ国蔵相会議以来のドル高是正によりまして、今後我が国からの輸出につきましては徐々にこのドル高是正の効果があらわれまして、輸出につきましては増勢鈍化、減少という傾向になるものと考えておりますが、そういった輸出減少に至りますまでは多少時間がかかるというところもございしますので、現在では今年度下半期の黒字幅につきまして確たる予測を申し上げることができないような感じでございます。

○原田立君 輸出の先行きに大きな不安材料はないなどのことを見ると、六十年度の貿易黒字は前年度に比べて大幅な伸びになるであろう。民間な

んか五百億から五百五十億ぐらいの間の数値を、数カ所からそういう数値を出しておりますが、六十年度の経常収支の見通しは一体どういふふうに見えていらっしゃるのか。

○政府委員(行天豊雄君) 六十年度の経常収支につきましては、年初の政府見通しにおきましては、三百四十億ドル程度の黒字が出るのではないかと、先ほど申し上げたわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたとおり、現在までのところはかなり前年同期を上回る黒字のペースでございます。ちなみに、今年度に入りましてから、上半期すなわち四月から九月までの経常収支の黒字は二百六十六億ドルということでございます。前年度の同じ四月から九月までの黒字は百八十七億ドルでございましたから、前年度に比しますと相当幅が広がっておりますことは確かに御指摘のとおりでございます。

この経常収支の大幅な黒字は、先ほどの御質問でお答えしました、その基礎になっております貿易収支の黒字が非常に大きくなっております。これが最大の理由でございます。九月以降のドル高は正によりまして、いずれこの貿易黒字がだんだんと縮小していくものと期待しておりますので、それを反映いたしまして、経常収支の黒字につきましても、増勢の鈍化、縮小という過程をたどるものと期待しておりますが、先ほど申しまして繰り返しになりますが、これはいろいろな要素があるものでございます。なかなか的確な見通しができない。ただ、今年度の経常収支黒字につきましては、昨年度に比べますとどうしても多くならざるを得ないんじゃないかなという予測を現在持っております。

○原田立君 今局長の答弁の中に、少しはトーンダウンするんじゃないかという意味のお話があったけれども、僕はそうはいかないと思うんです。貿易収支の黒字幅というのは、わつと太ってくると思う。そうすると、大蔵大臣、アメリカやECやASEAN等から、また日本は貿易黒字ばかりやってけしからぬというふうな圧力が

かかってくるんじゃないか、こう心配するんですけれども、どうですか。

○国務大臣(竹下登君) 今も御説明申し上げておりました、G5の効果というのはいささか時間がかかって出てくるものではないか。最初は、Jカーブというのを言っておりますが、短期的に見た場合にはむしろふえていくんじゃないか、こういう議論もございまして。したがって、私も、例えばの話でございますけれども、今原田さんと私も年度で見て議論しますが、外国はもとより、日本も、それが二月ごろ正確にわかってくる。そうしますと、ちょうど我が方の予算審議、こういう状態の中でこの黒字幅が出てまいりますと、外国からもそれに對してのいろいろな意見は出てくるだろうというふうな、私も今から若干の予測をいたしておるところでございます。

しかし、G5の円高基調の定着への期待と、それからアクションプログラムに基づいて今御審議いただいております関税の一括引き下げでございますとか、あるいは、まさに今御審議いただいております一括法、これらの効果もすぐ出るわけじゃないかもしれませんけれども、その中身等をおしやしましたアメリカにもECにもまた開発途上国にも正確に説明して根拠強く理解を得ながら進めていかなきゃならぬ課題だというふうに私も考えております。

○原田立君 大蔵大臣、あなたの考えているように輸入増につながるというのは大分先になるであらう。こうなると当面は内需拡大、これをしなきゃならぬと思うんですが、内需拡大をどうするか、これが最重要課題ではないかと私は思いますが、御所見はいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 輸入増ということで、例えば先般発表いたしました三兆一千億でございますが、この経済対策で、経済企画庁がある一定の前提を置いた仮定計算をしまして一年間で二十億ドルぐらいだろう、こう言っておるわけでございます。したがって、目に見えて内需拡大施策に

よって黒字幅が縮小する、あるいは輸入が顕著にふえるということは、おっしゃる通りに時間のかかる問題でございます。

そこで、今内需拡大策に對してのいろいろな御意見がございまして、もともと輸入増あるいは貿易黒字の縮小、こういうことから内需拡大策が論議されてまいりましたが、その後、いわゆる円高基調の中で中小企業等にキャンセルが出るとか、あるいは成約が延期されたいという問題に對する御指摘も今日いただいております。したがって、輸入増を目的とする内需拡大ではなく、まさに景気対策としての内需拡大をやるべきだ、こういう議論が今出てきておることも十分承知いたしておるところであります。

したがって、そこら辺の兼ね合いということになりますから、財政が動く余力はない。そうならば知恵を出さなきゃいかぬというのがいよいよ。まさに今回御議論をいただいております法律案あるいはその規制緩和等によって民生活を促進していく環境をつくる、あるいは財政投融資等の活用、あるいはまた地方単独事業の活用、また今度補正予算をお願いすることになろうかと思っておりますが、その際の災害復旧費の前倒しとか、またその一方、債務負担行為の拡大、すなわち前倒しになるわけでございますが、そういうことを考えて着実にやっていかなきゃならぬ課題だ。それからいま一つは、中小企業等に対する先般決定いたしました融資対策、これらに期待して進めていかなきゃならぬではないかというふうに考えております。

○原田立君 今も大臣言われましたけれども、十月の十五日の経済対策閣僚会議、ここで内需拡大に對する対策を発表しているんですけれども、今お話があったように、その波及効果は、輸入増加効果は約二十億ドル前後、これは経企庁でもらった文書に出ているんですけれども、さあ、こんな二十億ドルぐらいのことをやって、アメリカにしても、ECにしても、ASEANにしても、おお日本はようやくおこなうなんて言っておるんですか。

僕はむしろ、言わなきゃ日本はやらない、言うから少しづつ小出しにしている、けしからぬというふうな批判が強くなるんじゃないかと心配するんです。

そこで、私お伺いしたいのは、建設国債や建設地方債の増発などにより公共投資の拡充をしてはどうなんだ、あるいは所得税減税、これなど当然やるべきではないか、こう思いますが、何か自民党の部会でも所得税減税はやらねえんだなんていうようなことが新聞にしばしば出ていますけれども、本当に内需拡大という面では、日本の立場として二十億ドルぐらいの輸入増加効果しか出ないような方策だけで済ましておたら、これは問題になるんじゃないかと思っておりますが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 確かにございまして、いろいろなことを考えてみても、なかなか買物が無いと言つと失礼に当たりますが、何ほども日本が安くて、長もちして、いい物をつくるものでございまして、本当に一つ一つの品目別に見ますと、私も原田さんの御懸念のような感じを持ちながら苦惱しておるところです。

そして、同時にまた諸外国に對しても、外国の方から見た輸出努力もしていただきませんと、日本は実際問題として輸出努力もかつてはやっておったわけでございますが、その方のお願いをしなければならぬ。これも前提を置いた仮定計算でございますけれども、例えば所得税の約三分の一にわたる五兆円の所得税減税をしたら、大体七億ドル程度の輸入がふえるんじゃないか、あるいは三兆円の公共事業をやつて十三億ドル程度じゃないか、それも公共事業をやれば、鉄鉱石ということになれば豪州、ブラジルということになって、これもアメリカから買う物はないじゃないか、こんな意見もございまして。いや、住宅を建てればそれは大工さんなど忙しくなつて、うちへ帰つて飯を食わぬようになってパンを買つて食うから小麦の輸入がふえてくるというふうな、あらゆる議論をしておるわけでございます。私のような素人なり

にでも。が、確かにトタで輸入増につながるという問題は本当に少のうございませう、したがって、諸外国に対しては、まずはこのようにフェアなオープンマーケットをしておりますということ、態度で示すということ、それからあらゆる規制緩和等によって内需拡大の環境をつくる努力をしておりますということを示すこと、それからいま一つは、総理の方で、いわば我が国のよって立つ産業構造の基本についても一遍勉強し直してみようじゃないかというので、前日銀総裁の前川さんを座長にして最近勉強を始めたところでございしますが、そういうような形でもって諸外国に理解を求めていかなければならぬという感じがいたしておるわけでありませう。

具体的に所得税減税の問題は、これはいずれにせよ来年の秋ごろまでかかって、抜本改正を政府税調に諮問したばかりでございませう、今所得税減税の財源を赤字国債に求めるといふようなことになっても財政改革の本旨に反することでもございませう、今直ちに行う環境にはないではないかろうか。そして建設国債の発行の問題も、地方債の問題につきましては先ほど申し述べたわけでごさいますけれども、実際問題、一兆円の建設国債を発行いたしますと、七割の金利をつけ、六十年間に三兆七千億返さなければならぬ。六十年といふと、子、孫、ひ孫の時代にまでツケを回すということになりますと、勢い慎重にならざるを得ない。同時に、ことしの予算でも御審議賜りましたが、社会保障費を利払い費が超してしまつたという段階でございませう、財政改革と、そしてその辺の民間活力活用による景気対策とどう調和していくかということ、難儀な難儀な仕事だということ、日夜御意見等承りながら勉強をさせていただいておるといふのが素直な現状でございませう。

○原田立君 建設政務次官、何か建設大臣はお風邪を召したようでは出られないということで残念ですが、ちよつとお伺いするんです。今の話のように、公共事業を中心とした内需拡大策について建設国債の発行をしたらどうなんだという意見があるんですが、建設省もそういう意見と大体同じじゃないかというふう聞いておるんですが、いかがですか。

○政府委員(谷津一君) 社会資本の充実が立ちおくれれておる我が国でございませう、さらに現在の状況といたしまして、内需の振興を強く推し進めていかなきゃならぬ現状でございませう、今先生から御指摘のような建設公債の発行も建設省としては一つの方法だろうと思っております。しかし、これは先ほど来大蔵大臣からいろいろとお話ございましたように、国全体の財政運用との関連がございませう、建設省といたしましては、一つの方法としては思っておりますものの、六十年一度予算編成に当たりましては財政投融資に重点を置いて公共事業の増額を図りたい、こう考えております。

○原田立君 大蔵大臣は公共事業推進のための建設国債発行には非常に渋い、むしろ極端な言葉で言えば反対というふうな御意見のようではございませう、過日自民党の金丸幹事長は、これは新聞で見えておるだけですけども、「内需拡大を図り、円高・ドル安でしわ寄せを受ける輸出関連企業を助けるためにも建設国債を出すべきだ。(減額を主張している)大蔵省に反省を求め、予算案に組めるよう努めたい」と、こういうふうな意見を述べております。それからまた「大蔵省は建設国債増発を拒否しているが、このまま行くと事態はどうなるか。円高・ドル安のしわ寄せを受ける輸出関連の中小企業などは、青紫に堪へないと強調、公共事業を中心とした内需拡大の必要性を力説した。」、こういうことなんです。もつともその後にか、少なくとも現状維持とするのか、については詳しい言及を避けた。こういう報道があるわけですが、建設省の方も何か余り歯切れのいい返事じゃないけれども、そんなことで内需拡大推進できますか。これは政務次官と大蔵大臣にお伺いします。

○国務大臣(竹下登君) その金丸幹事長の新聞報道、また原田先生のきょうの御意見、日本というのは自由な民主的な国家でございませう、いろいろな議論があつて私もいいと思っております。その中でどう調和をとっていくか、こういうことが選択の問題であらうというふうな考えをわけであります。建設国債ももちろん発行しないわけでもございませう。当然いわけゆる公共事業についての建設国債は発行せざるを得ないわけでございますが、それを増額する、あるいは減額することをおるべきだ、こういうところが議論になっておるわけでありませう、建設省も私も等しいのは、仕事の量だけは確保しようじゃないか、そこに地方債の活用とか、先ほど建設政務次官からお答えにありました財政投融資資金の活用、あるいはこれから結論を出すことでございませう、東京湾の話とか、あるいは明石海峡の話とか、そういうものにどのような工夫をして事業量を上乗せする、結果として事業量が増えるようになるようにしなすやならぬというので、予算編成過程を通じて毎朝毎晩話をしておるといふのが現状でございませう。

○政府委員(谷津一君) ただいま大蔵大臣からもお話がございましたが、建設省の立場から申し上げますならば、建設公債というものは赤字公債とは違ふという考えを持っております。しかしながら、国の財政運用という立場から考えますと同じでございまして、大蔵省とは十分話し合いの上でもか六十一年度予算編成に当たりましては事業量をふやしていきたい、こういう考えのもとに強く大蔵省と話し合いを進めておるわけでございませう。そういうことで、先ほど申し上げました財政投融資の増額の問題あるいは民間活力の問題等々あわせまして増額をしていく方針でございませう。

○原田立君 大蔵大臣、大型間接税の導入なんかはしないでしょね。財界、労働団体、学識経験者などで構成する社会経済国民会議(有澤廣巳議長)は、十一月十四日の「これからの経済運営と行財政改革」と題する提言をまとめたわけでありませうけれども、行財政改革がまだ十分進んでいないのに大型間接税を導入すれば、税の取りやすさに頼った財政の膨張を許し、行革が途中で挫折してしまう、こう強調しているのではありませんか、そんな導入だなどということは考えないでしょうね。

○国務大臣(竹下登君) 有澤先生の調査会の基本的な考え方は、まずもつと歳出の削減あるいは行政改革、すなわちひつくるめて行財政改革をするところのまだ努力が足りない、これが何よりも先だ、こういう哲学の上に立っておりますので、ある意味においては臨調路線とも言えるんじゃないかならうかというふうに私もは理解しております。

そこで、税の問題ということになりますと、これはそれこそ幅広い間接税のあり方というものは勉強すべき課題だといふのは、今までの税制調査会の中期答申にもあるわけでありませう、いずれにせよ九月から新しく、よく言われまう公平、公正、簡素、選択、活力という五原則から、抜本的な税制改正の議論をしてください、という諮問をしたところでございませう、これがその税調における議論というものに予見を持って申し上げるわけにはまいりませう、きょう直ちにいわゆる大型間接税を導入するとかいうようなことは、これは税調の御審議をも見ないでそんなことは私も言えるわけでもございませう。

ただ、今原田さんおっしゃいましたように、間接税というのは確かに取りやすい、表現が適切でないかもしれませんが、取りやすいかとも思いますが、五十八年度でございませう、あのたばこ、結果的には今消費税になつておりますが、たばこを一本一円税金をちやうだいたしたとすると、ちやうど三千億円になるわけでございますから、なるほどな、一億二千万で割つてみれば一人当たり二千五百本、三百六十五で割れば一人当たり七本、六人に一人たばこをのむ者があれば六、七、四十二、なるほど相当なもんだと思つたことがございませう、事ほどきように間接税というものにつ

いては一遍入れた場合に非常に安易になりがちであるという批判はいつでも、これはヨーロッパの反省においてもあるわけでございます。したがって、すべてがこれは審議の過程において税調の審議を見守らしていただいておりますというのが現状でございます。

そしていま一つつけ加えますならば、中曾根総理も本院の予算委員会等におきまして、網羅的、羅列的、普遍的、投網をかけるようなものはやりません、かつての取引高税とか、いわゆる一般消費税(仮称)というようなものを自分の念頭に置いて申し上げておられるわけでありまして、うなことをたびたびお答えをなすつておるとおりであらうと思っております。

○原田立君 大蔵大臣ね、率直に言つて所得税減税はどうしてもやらないんですか。今諮問をしてから、それが出てこなければ全然手をつけないんだと、こういう拒否的な返事しかもらえないんですか。

この前、週日の内需拡大策のあの閣議決定したのに対して、巷間、マスコミなんか、あらゆる人たちの意見なんかも、どうして所得税減税の案を入れないのか、これは非常に不審な点であるということ強く指摘してあります。また今だんだん増税感が高まっている時代なんですから、そして内需拡大を図らなければいけないんですから、所得税減税というのはどうしてもやるような方向に持っていかなきゃいけないと思うんですが、どうですか。

○国務大臣(竹下登君) 元来政府税調というもののについては、国会での議論を正確にお伝えしてそれをもとに議論してもらって、そして政府側から予見めいたことは申し上げない、こういう形で今日までも運営されてきておられるわけでありまして、したがって、抜本策を諮問した今日、その諮問のこれから御審議を見守るといのが公式的には答弁の限界であらうというふうに思うわけでありまして、では仮説として今直ちに減税ということを考えれば、さあ、さうしからばどうやってその

減税財源をどこに求めるか、こういう議論になるわけでありまして。そうすると、勢い現段階においてはその分赤字国債でもつて充てるということに仮になったといたしますと、それこそ今日の減税のために六十年間子孫にまたツケを回すということになる、やっぱり生きとし生けるものとしてこの辺は辛抱しなきゃならぬじゃないかと、こういうことも考えざるを得ないと思ひます。そして、この一つの事象をとらまえての税制改革というよりも、シャッフル以来いろいろなゆがみ、ひずみもできた税制の抜本改正という中でとらまえて所得税の減税というものは議論するべきものではないか。したがって、今直ちにいま減税をやる用意があるか、所得税減税をやる用意があるかというお尋ねであるとしたならば、それには今そこへ決断をする環境には残念ながらございまして、と答えざるを得ないと、こういうことでござい

ます。

○原田立君 甚だ不満な答弁でございますが、次に進みたいと思ひます。

国有地の問題ですけれども、規制行政の問題の前に国有地の問題についてお伺いするんです。大蔵省は総務庁とも連携をとりながら民間活力活用可能な国有地の総点検調査を行ってきたと聞いておりますが、今日までの経緯はいかがですか。それからまた民間活力活用可能土地の選定を調査点検しているという話も聞いておりますが、いわゆる民間活力活用可能土地とはどんなものか、その定義等をお教願いたします。

○政府委員(中田一男君) まず、民間活力可能土地というところで実は先般九月に行革審の答申に基づきまして閣議に報告をいたしました、大蔵省は行政財産等全国で昭和五十九年度には四千カ所ばかりの土地を実態調査いたしました、その中で効率的に使われてない土地について今後どうするかというのを詰めていきました。そして国で使う予定があるものはよし、国で使う予定のないものは、地方公共団体等に公用公共用として使う予定があるかどうかということを確認されるもの

は確かめ、そういう予定のない土地、また面積的に言えば大体千平米以上の比較的大きな土地、こういうものに着目いたしました、これを公用公共用としてさあたり使う予定のないものは民間に処分して民間の力で活用していただくこと、こんな考えから選定をいたしましたわけでございます。

この選定は実は今回が初めてではございませんで、民間活力の活用というのは昭和五十八年の前半ごろからそういう考え方が前面に出てまいりましたので、既に昭和五十九年の二月、五十九年の十月、そして今回と三回にわたって、こういった民間で使っていた方がいい土地というものを選定してきたというのがこれまでの動きでございます。

○原田立君 民活可能土地の選定は現在二百七十八件百六十二・二ヘクタール、そのうち処分済みのもので四十六件ということですが、この四十六件中、地方自治体等公共の用に供したものは一体何件あるんですか。

というのは、これを聞きたいのは、民活だ民活だと言つて民間に払い下げることばかり考えて、地方自治体等公共の用に供するものについては大分影が薄いんですよ。それを心配するんですが、いかがですか。

○政府委員(中田一男君) まず直接の御質問からお答えしたいと思ひますが、四十六件のうち地方公共団体に処分いたしましたものは二件でございます。

四十六件のうち二件で少ないという御印象だと思ひますが、先ほど御説明いたしましたように、民間活力可能土地を選定するまでの間で既に地方公共団体が使いたいというふうなことを言つてきておりまして、その計画がかなり具体化しておるものは民間活力可能土地には選定いたしませんで、直接地方公共団体等に処分しております。したがって、国有地の処分の傾向がこの民活の処分で代表されるということではございません。むしろ私も、冒頭に言いましたように、国有地

を活用していく基本は、有効活用してそして余った余裕の出たところをまず国が使うなら使う、地方公共団体が公用公共用に使いたいということであればそれはそれで優先する、そしてそういう予定が現在ないものについて民間に処分していく、こういうことを基本にやつておりますので、最後の民間活力可能土地だけを見ますと民間に行つていくものが多い。これは、選定いたしましたときにはまだ地方公共団体の利用要望がはっきりしておらなかった、しかし民間活力可能土地として選定しております土地は行政財産で現在まだ使つておる、処分が三年先、四年先にわたるといふものも含まれております。そういったものと、そのうちに公共団体の方から、いや、あれは計画はなかったけれども実はこういうふうに使いたいというふうな話が後ほどやつてくることがありま

す。そういう要望につきましても、話を聞いて妥当であれば、それを公用公共用の方に回すということもやりつつ運用しているわけでございまして、

○原田立君 国有地活用の基本的考え方として、答申では「基本的考え方」という中で、第一番目に「土地政策の面からの要請」として「土地利用の有効性を高めるためには、高度利用誘導型の土地政策、地価対策、長期的かつ総合的な地域開発等が系統的、計画的に実施される必要がある」、それから第二番目に「都市整備の面からの要請」として「今後は、既成市街地の土地利用の高度化を進めることにより、道路、公園等の公共・公益施設の整備、オープンスペースの創出等を図り、災害に強く、安全で快適な環境を備えた活力ある都市づくりを推進する」、こういうふうな言われているのはあなた方御承知のとおりであります。今の件数では行革審の答申からするとちよつと方向が違つているのじゃないですか。四十六件中たつた二件が地方公共団体であるといううなことは、社会資本の整備、公共福祉のための民間投資を活用することが民活の趣旨だと思ふのでありますけれども、答申どおり一〇〇%現在行われている、こう自負していますか。

○政府委員(中田一男君) 行革審の答申におきま

しても、公用公共用等をまず優先的に考える、そういう原則は維持しつつも、そういう使用の予定のないものについては民間に処分していくという考え方でございます。したがって、今委員御指摘の点は、その前段、大いにそういうことに使おうというところだと思いますが、私どもも土地を処分します場合に、そういうところは十分念頭に置いて、地方公共団体にも利用要望の有無などを確認しておるわけでございまして、その要望のないものを民活土地として選定してこれを処分していく。先ほど申しましたように、一たん要望がないといつても後から要望が出てきたら、それももう一度再検討しようといつて、それが妥当であれば地方公共団体に処分する、その件数は二件でございまして、年間に国有地を処分している件数からい

えば、これは地方公共団体への件数というのは非常に多いものでございまして、これらをすべて考えあわせると、行革審の答申におっしゃるような基本的な方向を踏まえつつ国有財産行政を進めてまいっておるものというふうに確信しております。

○原田立君 後藤田長官、今までのやりとりをお聞きになって、民間会社売却中心のやり方が行革審答申に十分かなう内容であるというふうにはまさか考えていないでしょうね。

○国務大臣(後藤田正晴君) この国有地の利用の問題ですけれども、これは行革審の答申にもあるとおり、そしてまた今大蔵当局からお答えしたとおりのようなやり方で実は取り組んでおるんです。

申し上げるまでもありませんけれども、国有地というのは国民共有の財産でございまして、これは何といたつて公共目的にまずは優先して使う。それがためには、国なり地方団体が使う予定のあるもの、これは当然除かざるやなりません。しかしながら、さればといつて、土地というのは貴重な資源でございまして、使う目的がない、そしてそれをそのまま放置して何十年も置いてあ

るといふようなものであれば、有効に国土利用するということも国民全体の立場から見て適当ではないか。こういうようなことで、実は大蔵省を中心に調査していただいたわけです。実際は行政財産なんというのはそれぞれの所管官庁が手放すものじゃないんですよ。絶対心配ありません、そういうことは、僕らが見ても、これは一体使う目的のあるのかい、こう言つても、ありませんものもある、こう言うんですよ。しかし、それでもそこらは各省の言うものもさうだ、こう思えばよからう。それから地方公共団体も全く同じでございまして。

したがって私も、こういった貴重な国民の財産ですから、何といたつて災害用にはどういう土地が要るとか、あるいは公園緑地にどういうものが要するといふものであれば、当然それはのけて、それで最後に残ったものがたまたま大蔵当局からお答えした件数である、かように理解しております。したがって、原田さんが御心配のようなことは私はもう全く実際問題としてはない、かように考えているわけでございまして。

○原田立君 市街地における都市再開発を進めていく場合、どうしても代替地が必要であります。東京を中心とした近県では緊急の課題ではないかと思ふのであります。具体的には公務員宿舎であるとか、あるいは住宅・都市整備公団など、いわゆる老朽建物の建てかえなど代替用地や空地として確保し、今後の都市再開発の用に準備するといふようなことも重要な問題じゃないかと思ふんです。

以前、東京紀尾井町の旧司法研修所の跡地が民間の不動産会社に売却されたこともありますが、これは公示価格の三倍であった。また昨年三月、品川駅そばの国鉄用地がやはり公示価格の三倍で落札されている。その後この周辺の地価が急上昇している。このような前例を見ると、地価対策とは逆に国有地の売却によって地価上昇のそれが先導役になってしまふ。こんなおそれが実はあるわけでありまして、こういう心配をするわけでありまして、国民の貴重な共有財産である国有地

がこのような形で利用されることがあつてよいのかどうか、またこのやり方が国有地の有益な利用方法、活用方法と言えるのかどうか、この点いかがですか。

○政府委員(中田一男君) まず最初の都市圏にある土地については住宅の建てかえ用地、公営住宅、公務員宿舎等の建てかえ住宅あるいは都市開発整備のための代替地等としてとっておくことが望ましいのではないかと御指摘の点でございまして、私も、私も民活可能土地を選定するに先立ちまして、公共団体にその土地がそういう目的で必要であればそれは優先的に確保するという条件で来ておるわけでございまして。

公務員宿舎等の用地につきましても、同じように民間に処分する前に要るかどうかということに判断し、要るものはとっておるわけでございまして。そしてそういう予定がない土地を民間に処分する民活可能土地として選定をして処分していくというところを段階を踏んでやっておるわけであり

ます。紀尾井町の土地につきましても、実は国の内部でこれを利用する計画はあるかどうか、あるいは東京都あるいは千代田区等に利用する計画はあるかどうかということを確認しましたけれども、これらの団体がそれぞれ使う予定はないということもございまして。あのようない場所にある土地をいつまでも未利用のまま置いておくということも、国有地、貴重な財産であります国有地を有効に使つて内需を拡大する、あるいはこれを処分して、現下の財政の事情の悪いときに財政の面から見ても処分してその収入を上げるというふうな角度からしましても、民間に処分していくことは妥当ではなからうかと判断して売却をしたわけでございまして。

確かに品川の駅前の土地の処分というのは先例でございまして、私もこの処分に当たりましては、競争入札が原則ではありますけれども、無条件の競争入札であつてはいけません、これを購入した民間の企業がすぐに建物を建ててみず

から利用するといふような、言うなれば実需をもつて入札に参加してもらつたという形でないければいけないだろうと判断いたしまして、競争入札は、原則は無条件でもいいという法律の規定がござい

ますけれども、この場合は特に建築の着工条件ですとか竣工条件ですとか、そういう条件を付して入札を行ったわけでございまして。いろいろ話題にもなりましたが、確かに公示価格に比べますと相当高い値段になったわけでござい

ますが、もともとこのところ東京の都心部の土地が非常に需給が逼迫しておりますといひますか、需要が非常に強うございまして動いておるといふような状態でございます。そういう中で競争入札とすれば、余りフイーバーにならずにマーケットで値段を決めていただいたというふうに見ておるわけでございまして。

○原田立君 古屋自治大臣にもおいでいただいておりますのでお聞きするのであります。行革審では地方行革についても検討を行つてい

ると聞いておりますが、地方行革については各地方公共団体で進められていられる地方行革大綱づくりが余り進んでいないんじゃないかと、こう思うのであります。進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(古屋亨君) 地方団体における行革の指針といたしまして、昨年の暮れの閣議決定、あるいは昨年の夏の臨行審の答申に基づきまして、本年の一月二十二日に、自治省におきまして、地方公共団体における行政改革の指針といたしまして行革大綱を策定いたしまして進めておるところでございまして。

進捗状況につきましては、行革の推進体制につきましましては、民間有識者から成る委員会は、県、指定都市では全団体、市町村では、九月二十日現在でございまして、二千七百八十三団体、八五・二%が設置されております。また行政改革の推進本部につきましては、県、指定都市では全部、市町村では、九月二十日現在三千八十三団体、九四・四%設置されております。

さて、行政改革大綱の策定状況でございますが、十二月五日現在、都道府県では三十九団体、指定都市では六団体が策定済みでありまして、市区町村では、九月二十日現在の調査しか今できておりませんが、いずれ近くその調査が参るものになっておりますが、一五%の団体で策定済みという報告を受けております。

なお、おこなわれているのではないかとような意見でございますが、民間有識者から成る委員会等において非常に熱心に論議されておまして、開催日数が予定よりふえていること、また議会を初め関係団体との調整に時間がかかっていること、あるいは団体の中には、万博や団体等、大きな事業を実施しているから、それを済ましてからやるということもございます、しかし、さきに述べましたように、体制の整備は順調にございまして、大綱の策定は一応軌道に乗っているものと考えておりますが、なお今後とも、私もこの点につきましては、馬力をかけまして地方団体を奮励して早くこれができまうように努力してまいりたいと思っております。

○原田立君 現状で、大臣、順調に進捗しているという判断ではないでしょうか。要するに、市町村が一五・三%、都道府県で四二・六%、政令指定都市で一〇%、これはもうはるかに占めていてということですよ。だから、せっかく努力するということお話をいたしましたから、地方行革が占めていて自治体への指導というものを今後よく督促してもらって実施に当たるように、これは自治大臣にも総務庁長官にもお願いしておくんですが、よろしいですか。

○国務大臣(吉屋信子) 御意見の点は私も全く同感でございますので、一生懸命に推進してまいります。

○原田立君 総務庁長官は答弁がないけれども、大体同じだろうと思ふんです。

○国務大臣(後藤田正晴君) 同じです。

○原田立君 残り時間がないもので非常に残念なんですけれども、通産大臣においでいた

きましたので、午前中も議論になりましたけれども、円高に伴う差益についてお伺いするんであります。電気、ガス、石油の円高差益はどの程度になるかと見込まれておられますか。

○政府委員(野々内隆君) 円高の差益の計算でございますが、これはなかなか難しゅうございまして、電力、ガス会社等に与える影響につきましまして、為替レートあるいは燃料の消費動向ですとか石油製品への影響というふうな条件によりまして異なりますので、なかなか試算が難しゅうございまして、一定の条件で他の条件にして等しければということになるわけですが、そういったしますと、機械的に計算いたしますと、一ドル十円の変化が一年間続いたというふうに仮定いたしますと、電力九社で大体一年間に千二百億円程度、それからガスの大手三社では一年間で四百億円程度というふうになるかと思ひます。

他方、石油製品につきましては、これは自由価格でございまして、市場メカニズムによりまして価格が決定いたしますので、コスト変動要因だけでは円高の影響というものを計算することが困難でございますので、ちよつと計算はいたしかねるというのが実情でございます。

○原田立君 当面の経済政策に円高差益の取り扱いが重要課題であります。電気料金を初めガス料金や石油関連製品の値下げにはもつと積極的に取り組むべきではないのか、差益還元に対する具体的対応等業界指導にどう対処するのか、これが一つ。

それから、きのうもテレビでやりましたよ、円高差損ですね。中小企業の人たちが、こんなじや輸出をやっておたけれどももうお手上げですということ、困りましたというのを言っております。大変だと思ひます。下請代金支払遅延等防止法、そういうふうな基本法によつて、こういうことがないようになすべきだろうと思ふんであります。石油についても、確かにこの間までは一ドル二百四十五円ぐらいのものが入

つてきていたわけですよ。それがだんだん安くなつて、今は二百二円とか、二百三円とかにドルがなつています。だから、当然我々庶民は少しは安くなるんじゃないだろうかという淡い期待を持っているわけですよ。だけれども、今まで入っていたのが高かったんだから、それがなくなるまでは下らないんですよ。まだなんというふうなことであつては、これで政治はできないと思ふんですよ。エネ庁長官よりも大臣、あなたからお伺ひしたい。どうなさいますか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 原田委員にお答えいたします。

大変重要な指摘だと思ひます。電気、ガスにおける円高差益の還元問題と石油製品、これはまたおのずから違ふんでございまして、まず電気、ガスでございましてけれども、円高不況が始まりましてから約七十日間でございます。まだまだ日が浅い。したがつて、そういった影響が実際の収支面に及ぶにはタイムラグがあるということ、現在直ちに収支に円高の影響が出ているわけではございません。十一月末に発表されました電力各社あるいはガス会社三社等の決算を見ますと、上半期は前年度に比べて大体横ばいの状態であるという結果が報告されておるのでございます。また昭和五十三年の円高のときの状況を見ましても、これは相当の期間を見てから料金等に対する一部還元が始まるわけでございます。

したがつて、私が今考えますのは、来年の決算が出ましてその後の計画が立つ来年の六月ごろの時点において、円高差益の還元をどういう形で行うかというのを決めるのが一番妥当なのではないかと、このように考えておるわけでございます。と申しますのは、一番近い電力料金改定の例で申し上げますと、昭和五十一年に電力料金を二五%アップいたしました。そして二年たつて昭和五十三年に円高が始まったわけでございますが、このときには七%ダウンして、一軒毎月二百七十円の値下げをしたわけでございます。ところが、それから二年たたないうちに今度は電力会社の経

営が非常に行き詰まりまして、約五割の電力料金をアップしておる。こういったような料金が上がった下がりということになりまして、国民にも非常に影響をもちますので、したがつて、そういった意味で究極的に電力の安定供給ができる、また消費者、国民が安心して電力が使えるのにはどういった形がいいのであるかということを考えて、来年の夏ごろに判断するのが適當であろうか、このように考えております。

また石油製品でございまして、これは原田委員も御指摘になりましたように、このように石油が下がつてくるのであるから料金を下げるのは当たり前のことではないかという発想は非常によくわかるわけでございますが、石油製品というのは市場商品でございまして、価格は市場メカニズムによつて決定されるのが基本でございまして。その意味でまだ円高が始まってから日が浅い、現時点では為替レートの動向とか、あるいは国内経済とかいろいろな事態をよく見守つて対応すべきである、このように考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、円高問題が起つてしまつて中小企業にも大変深刻な影響が輸出関連産業において起つておるところでございます。したがつて、緊急融資その他の措置をとることを決定いたしました。既に十二月二日から一千億円の緊急融資をすることを始めたわけでございますが、さらに六十一年度の予算においては金利のものと安い緊急融資のことができるような要求を今いたしております。

それから輸出関連事業において円高のために下請企業が非常に困つておるのではないかと、このことには原田委員御指摘のとおりでございます。したがつて、今月の十六日、月曜日に輸出比率及び下請企業比率の高い業種にかかると事業者団体の長を、五十六団体でございまして、お招きして、私から直接円高の下請企業に及ぼす影響について特に不適正なことの行われないう内容説明も行ひ、下請取引の適正化

について指導を行うように予定をいたしておるところであります。

○原田立君 建内保興石油連盟会長ですか、このお方は一ドル二百円が定着するならば来年度以降考えるというふうな返事をしているようでありま

○國務大臣(村田敬次郎君) まづ電力問題でござい

【委員長退席、理事曾根田郁夫君着席】

上で決定するのが正しい態度である、このように考えておるわけでござい

○原田立君 実は余り時間がないものであれ

○國務大臣(村田敬次郎君) 大変ごもっともな御

【委員長退席、理事曾根田郁夫君着席】

ますが、流通マー

○原田立君 中小企業庁長官、さつき大臣から

○政府委員(木下博生君) さつき村田大臣の方

○原田立君 実は、この次に自己認証制度の

品関係、消費生活用製品安全法の改正なんか

○政府委員(松尾邦彦君) 御指摘の消費生活用

○原田立君 建設省、大変お待たせしました

【委員長退席、理事曾根田郁夫君着席】

いささかどうも古いんじゃないかと思うのでございまして、人間の目だけでもって運航するんじゃないでしょうか。人間の目を上回るいろんな機械ができておりまして、コンピューターを初め、そういう計器によって今操縦する時代でございまして。しかも昭和二十七年にこの法律というものは制定されている。当時の飛行機というものは、機種は、今、日常運航されているものは余りありませんよ。したがって日進月歩で飛行機は進歩していく。その過程において、私は法律は当然改正すべきだと思うのでございますけれども、特に今日におきましては、例えば四発がどうだとか、あるいは五発がどうだとかいう一つのそういった外形的なものによって規制することは当たらない。例えば三発であっても、三つの発動機であっても三人乗せることもありまして、それはそういう一つの基準でもってやるべきでない時代が来ているということでございますから、三人を二人に減らすからといって、直ちにこれは安全性をおろそかにするというそのお考え方自体がどうかという感じが率直に私はするわけでございます。

○内藤功君　こういうジャンボジェット機のスイッチボタン、警報灯は操縦士のところに幾つ、航空機関士のところに幾つあるか、大臣知っていますか。

○政府委員（大島士郎君）　正確な数は数えたことはございませんし、ジャンボの仕様によってまた変わります。また現在乗務員の方々が心配しておりますのは、現在の飛んでおりますジャンボからフライトエンジニア、航空機関士をおろすという

ことではない。これは乗務員の方も御存じのとおりでございます。私どもが説明いたしておりますのは、今後できるいろいろな飛行機が今先生御指摘のスイッチの数を減らし、警報装置も見やすく、コンピューターで的確な警報が出る、そのあとの操作方法もコンピューターで直ちに出来る、こういう進んだ飛行機においてはおかつ製造国が厳密な審査のもとに操縦士二名でよろしい、こういうふうな判断したものは操縦士二名を日本でも許可する、また、するかどうか、そういうった観点で踏まえて審査していく、こういう趣旨の法改正でございますので、現在のジャンボの操作装置の数あるいはスイッチの数ということとの法律によってもたらされる効果とはやや異なるものだと私も考えております。

○内藤功君 ボーイングの747に例をとってみますと、パイロットのところのスイッチボタンは二百、警報灯は二百二十、航空機関士のところにはスイッチボタン百六十五、警報灯二百九十です。これが少なくなってもやっぱり三けたの数字でしょう。これを四つの目よりも六つの目の方が正確に見られるというのは、これはだれでもわかることだと私は思うんですね。今非常に古いということとを大臣がおっしゃったので、一言私もお返しをさせていただきます。

私は、大臣、今の航空法の六十五条の改正というものは、何といっても、こういう日航機の墜落事故の原因がこれから究明されようというとき、遺族への本格的な補償の交渉もこれから始まろうとするとき、こういう時期にお出しになるということについて、私はこの航空行政についての姿勢というものがこれでいいのかということを強く感ぜざるを得ないということをごで申し上げておきたいと思うんです。これはこれ以上論争をやっても時間がかかるばかりですから、次の質問に入ります。

お伺いしますが、アメリカのほかに、今問題の新型のボーイング747、これはさっきおっしゃった二人乗り用につくってあるそうですが、これを探

用している国はほかにどこなところがございますか。

○政府委員(大島士郎君) アメリカのほかの主な国名を挙げますと、日本でございいます。あとはカナダ、オーストラリア、イギリス、ノルウェー、ブラジル、エジプト等々、アメリカを除いて十二カ国、十五の航空会社が六十九機を運用しております。

○内藤功君 そこで、コックピット内に二人のパイロットしかない、航空機関士がそのほかにいないという場合に、万一、機長や副操縦士に心臓病、脳溢血など突発の事故が起きた場合、一人が倒れた場合の対処はどのようになされるんですか。

○政府委員(大島士郎君) 飛行中乗務員が身体的な理由で操縦あるいは操作不可能になる、私もパイロット・インキャパシテーションと申しておりますが、そのような事態は航空の分野ではまれにあることとして、さらにまた重要な問題として、いろいろな国で研究が行われているところでございいます。これに対する対応としては、パイロット、乗務員の日常の健康管理、あるいは身体検査基準等がまず重要な要素でございいます。そのほか飛行機のハードウェアの面としましては、乗務員が一人不能に、インキャパシテーションに陥つても、他の乗務員で安全な飛行が維持できるように設計の基準を決めております。それに従ったテストも行われております。さらに、航空会社に移りまして、運航規程等々でそのような場合に対応する措置を決めておりまして、これを訓練によって習得していくということ等々、最近訓練方法もいろいろ研究されまして、かなりの効果が上がっているというものが現状でございいます。各国の航空のそれぞれの研究者あるいは行政当局等は、この問題についてさらに検討を重ね、このインキャパシテーションに対応できるように体制づくりを努力しているところでございます。

○内藤功君 一人が自席で倒れて例えば前のめりになる。そうすると、スイッチやレバー、ボタン

など無意識に押す。そしてそれが他の操縦士と逆の動作を結果的に行うことになる。特に巡航の態勢に入っているときは時速八百キロから千キロという非常に速いスピードで飛行しておりますから、一方の健在の方の操縦士はリーダーの監視だとか計器類のそばから離れるということが実際上できないんじゃないでしょうか。こういう場合には、まさに第三の乗員、航空機関士という方がいるかないかで第一機長、副操縦士の心理的な影響、負担というものはかなり違うと思うし、安全性の問題としてはポイントになるというふうに私は思うんですが、この点大臣はどういうふうに認識しておられますか。

○国務大臣(山下徳夫君) 私もコックピットの中はよく存じませんが、これは素人論議になってくるかもしれません。ただ、今言うように二人で一人が倒れても大丈夫だと言っているんですが、それでもだめだとおっしゃる。それが私よくわかりませんが、例えば私もコックピットに何回か入ったことがあります。前のめりになった、そしてそののめった形でもって幾つボタンを押すのか私わかりません。しかし、もしも幾つかボタンを押したりするとするならば、機関士が後ろにいたからといって、のめる瞬間をどうすることもできないんじゃないでしょうか。どうでしょう。私は、むしろ横に同じ状態で操縦席が二つあって、そうしてちゃんとハンドルを持っていきます。ですから、それから先は技術屋、設計その他を信ずる以外にないのであつて、ここで先生とそれ以上論議しても意味があるんじゃないでしょうか。

○内藤功君 そうですか。これはやっぱり局長に答えてもらいたいです。どうですか。

○政府委員(大島士郎君) ただいま大臣がお話されたこととの状況でございまして、パイロットのインキャパシテーションというのは最初の五、六秒の対応が大変重要であるということでございます。この同乗パイロットがインキャパシテーションの状態に陥ったことを早く認識する、これがまず第一だ。この早く認識する方法についていろ

いろ教育的なレポート等は出ておるわけでございまして、二回尋ねて正確な答えが返ってこなかったらすぐそういうことを疑え。それから最初の五、六秒というものが大変重要なタイミングであります。それから最近ではパイロットの座席をボタンを押すことによって後ろに下げる。これまではパイロット自身が調整するようにしておったわけですが、それに対して機長も電動によってボタンでパイロットのいすを後ろに下げる。こういうようなハードウェアの設備もつけられております。これに対して世界的にこのような事態がないとは言えませんが、このような事態に対してできるだけの対応を試みるということでございます。さらにこれは世界的な規模で研究を重ねて、この対応に対して取り組んでいるというのが現状かと思ひます。

○内藤功君 私は、そういう技術的な問題に深入りしようと思いませんけれども、安全というものは、万全の上にも万全を期するという考え方がやはり基本になければいかぬと思うんですね。国際的な趨勢というのをよく運輸省は答弁で言われますけれども、今問題のB747、二人乗務でつくられている新型機だそうですが、これを導入している航空会社で例えばオーストラリアのアンセツ航空、ここでは二人乗りでできた機体にもかかわらず、わざわざ航空機関士の席を設けて、このコンピューター化されたエンジン、各種計器等を独自にモニターしてデータを収集している、こういうふうには聞いております。これは、今いろいろ言われておる運輸省の大夫だ、大丈夫だという姿勢とか、我が国の航空会社のあり方とは正反対の立場だと思ふんですね。

私も、実は九月にオーストラリアに行きました。際に、アンセツ航空でキャンベラからメルボルンまで飛んだ経験がありますが、聞くところによると、このアンセツ航空のデータをボーイング社が買っているというんですね。買い受けている。そして後で知ったことですが、このことは

ボーイング社が二人乗りの飛行機をつくったものの、まだ本当のところは自信がないんですよ、安全のデータについて。そこで三人乗りでやっているオーストラリアのアンセット航空からデータをもらって、将来改良する際の基礎資料にしているんじゃないか、こういうふうにいわれておるわけでありまして。運輸省はこの点についての御認識はいかがですか。

○政府委員(大島士郎君) ただいま先生の御指摘のような意図でボーイングが買入れておられるかどうかは私も承知していませんが、ボーイングが、同じオーストラリアでも、国際航空会社、あるいはこれまで一度も事故を起こしていないというところで有名なカンタスという航空会社がございまして、この707は二名で運航しているわけですが、あながち二名乗務にメーカーが不安があるから三名乗務のデータをとっているという事は当たらないような気がいたします。

いづれにいたしましても、この707という飛行機、現在百二十七機ほど飛んでいるわけですが、今後ともさらに機数は多くなるかと思いますが、そのほとんどが二名乗務で運航されておりました、特に707の二名乗務ということには安全上問題ないというふうに判断しております。

○内藤功君 国際的な例としては、ヨーロッパの先進国であるフランスです、ここでは一九八四年にいわゆる政府使といいますが、この三者の協定で、今後はスリーパイロット、三人制の導入に限る、今後導入する場合は三人制の導入に限るという事を協定しておるものであります。もちろん、今の二人乗りはエアバス30型などでありまして、それから世界のパイロットの組合はほとんどが、安全運航上問題が多いとしてこれに反対しているという状況じゃないでしょうか。我が国でも日航の乗員組合なども安全性の観点から反対の立場を表明しております。

私は、こういう二人パイロット制の導入に乗員の組合、団体が反対を表明している、こういう以上はあえてこの一括法の中に織り込んでこういう

改正を行って推し進めようということについては、改めて今の安全優位の航空行政のあり方に逆行するものだという感じを禁じ得ないわけでありまして。特に日航一二三便の大惨事の教訓を生かしていない。少なくともこういう乗員組合の強い反対というものがあるものについては、この十分な納得を得、同意を得てやるという姿勢、フランスの政府使の三者協定のようないきなり強行されるものかと思うんですが、なおかつ、これを強行させるのかどうかということについては、私は強い不満とまた危惧を感じざるを得ないということとをここで申し上げておきます。大臣のこの点の見解はつき私は聞いたので、特にこの点は答弁を求めません。

最後に、このボーイング707の性能の点について二、三お聞きしたいんです。非常に高度のコンピュータを積んでいる飛行機だということですが、コンピュータに多くのことを任せるとして、故障が生じた場合に、警告灯がつくまでの間に相当の状況が進行してから警告灯がつく、つまり人間の病気で言いますと、熱が出て頭が重くなつて、いろいろな兆候があつて一つの故障があらわれるわけなんですけれども、この新しい707の飛行機はいきなり警告灯がデジタルの方法でつくということとで、非常に対応におくれが生ずるというような危惧が表明されておりますが、この点はどういうふうにお考えになるか。

それからもう一点関連して、アメリカ合衆国の場合には、こういう警告灯が表示をされた場合にすぐ直近の飛行場へ着陸するように指導もされ、飛行場も多くできておりますけれども、日本の場合にこの707のような大型の航空機が着陸できるような飛行場の数は一機もあつるか、この二点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(大島士郎君) 警告灯の問題ですが、警告灯と申しますのは、危険な状態以前に警報するものが警告灯でございます、707の新しいコンピュータ感知による警告と申しますのも危険な状態

になる十分以前に警告灯が出るということになっておりますので、この点については警告灯が出て、それに従つて十分な対応する時間が設けられるというように理解いたしていただければ結構でございます。

それから空港の問題につきましては、現在のこの大型のジェット機であります、飛行中何か異常が起きてしまつて最寄りの空港に着陸するといふのは非常に少ない例でございます。例えば代表的な例は機内で火災が起つた場合等々、これは一刻も早く降りなければならぬのですが、例えばエンジンの故障あるいは飛行機のシステムの故障、こういうものは既に設計上フェールセーフになつておりますので、最寄りの飛行場という概念は少ないわけですが、現在日本では707がおりられる空港として一応考えられますのは千八百メートルの滑走路を有する飛行場、こういうことで、全国で三十五ございまして。

○内藤功君 航空法については大体以上の質問で、次の問題に移りたいと思つておりますが、もともとこの707という飛行機はアメリカ合衆国、あるいは大陸向きの飛行機としてつくられたと思つて、アメリカのような非常に広い、離陸しても眼下に幾つも緊急着陸のスペースのあるような飛行場が見えるという国と、日本のような今おっしゃつたような数の飛行場程度の国とは、これは根本的に違ふんじゃないかという点も私は大きな疑問の一つとして提起をしておきたいと思つてます。

運輸省は以上で結構です。次に、通産大臣においでいただいております。革靴の日米交渉の経過及び今後の見通しについて御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 皮革・革靴問題につきましては、米国の通商法第三百一条に基づいて抗措置の発動を回避しなかならぬということと米日交渉を行つてきたところでございます。十一月二十一日にアメリカに派遣いたしました、十二月三日までヤイター通商代表と前後七回にわた

つて会談を行うほか、関係政府高官と精力的に会談を重ねたわけでございます。ヤイター通商代表、それからスミス通商代表次席大使等でございます。この中で、皮革・革靴問題の日本における難しい背景、日本が取り得る対策などについて十分説明をしたところ、両国間で合意に達したわけではございませんが、米日としては取りあへず対抗措置の発動を延期いたしました、さらに米側で検討を続けることとなつたわけでございます。

若杉審議官はきょうの夕方帰国をいたします。今までも電話で私と直接いろいろ連絡をとり合ひ、対米交渉に当たつてくれたわけでございますが、きょう夕刻帰れば、また早速万般の報告を聞きたいと思つております。

なお、アメリカとは来週中にもジュネーブでガット二十八条交渉を行うこととなると思つております。

○内藤功君 報道によりますと、七四年米通商法の三百一条に基づく報復措置がいろいろ言われております。私は細かいことをせんくしようにと思ひませんが、三百一条は私の理解によると、米国の利益に矛盾またはこれを否定する行為、あるいは米国の通商に負担をかけまたは制限する行為といふのが発動要件であります。しかし革靴については日本はアメリカにほとんど被害を与えてないといふことはもう間違いないんじゃないでしょうか。私はこの三百一条の発動は不当だと思つてます。

それで、革靴総輸入量、アメリカの総輸入量の中で日本の占めるシェアは、これはわずか〇・三八%にすぎない。八四年度の日本の対米輸出金額は十億一千四百九十一万円。米日からの輸入は十億七千四百三十二万円。わずかなですが日本側の入超になつてはいるはずであります。自動車を引き合ひに出すといふことにしますと、自動車の八四年度対米輸出二兆九千九百二十八億円、わずか二八八百分の一という、こういう数字になります。この間のUSTRの公聴会でも、対日報復反対の意見が大勢を占めたように報道されておりますし、

日本をお得意さんとする牛原皮生産者団体も反対意見を述べておる。米国内のそういう状況もあります。

特に、大臣も御承知のとおり、日本の皮革業者というのは九人以下の事業が八〇%ですね。その周りに家内労働者、家族労働者がずっと取り巻いておる。私も二十七日の日に東京都台東区内の革靴業者をずっと回ってみたんですが、自由化で韓国、台湾、ブラジルの安い靴が入るだろう。そうすると七割くらい倒産が出るだろう。何でよりによってこんな弱いところへ犠牲を負わすのか。工賃ももうこれ以上安くできないところまで来ておる。それから昔のことを知っている人は、一九五九年、六〇年度のちょうどハンドバッグの問題のときと似ているけれども、あのときはヘップサンの方の方に仕事が増えていったんです。今度はそういう事業転換もない。まだいっぱいありますけれどもね。直接のこれが声です。

それで、こういう皮革業界の現状、それからさっき言った三百一条についてのいわゆる法理といいますが、道理ですね、米国内でも反対世論があるという情勢の中で、ぜひ大臣に強く要望し、また決意を承りたいんですが、正面切って堂々と米国内に日本の立場を表明して、日本の利益を守るように頑張ってもらいたいと思はるんですがね。その点のお考えと、今私の言ったことについて何か御所見があれば承りたいと思はる。

○政府委員(鈴木直道君) 先生の御指摘の点、ほとんど実態そのものでございます。私ももの日本からの対米輸出がアメリカの革靴産業に影響を与えているかどうかにつきましては、おっしゃる通りアメリカの市場における日本の輸出のウェイトは大変小そうございまして、アメリカの革靴業者に大きな影響を与えているとは思いません。現在問題にされておられるのは、むしろ我が国の輸入制限措置でございまして、我が国が従来からとっておりまして輸入制限措置が昨年ガットにおきまして違法である、かように決定をされておるわけでございまして、私どもといたしまして

それに対して何らかの対処をしないといけない、こういうのがアメリカ側の要求でございまして。しかし先生御指摘のとおり、我が国の革靴業界が直面しているいろいろな難しい問題、零細な点等々を含めまして、難しい情勢につきましては、これまで必死にアメリカ側に説明し、その理解を求めてきたわけではございますが、先ほども申し上げましたようなガット上の問題というものにも同時に直面しており、それを背景にアメリカ側は御指摘の三百一条の発動を私どもにちらつかせている、こういう情勢でございまして、そのような難しい問題を両面に持ちながら必死に交渉を続けていくというのが現状でございまして。

○國務大臣(村田敬次郎君) ただいま事務局である鈴木次長から申し上げたとおりでございまして、実はガット上の違反であるという指摘を受けておるわけでございまして。したがって、これは放置しておくことができないので、いわゆるIQからTQへとということで閣議上の問題に移行するという事で、ガットでは話し合いをしておりますが、アメリカ国内法に言う三百一条、内務委員御指摘の問題が発生いたしました、そのために交渉が開始された。アメリカで交渉が開始される前に、スミス通商次席代表が私のところに参りまして、非常に事の緊急性を告げましたので、日本としては誠心誠意対応をするので、ひとつ私の代理として若杉審議官を受け入れ、ヤイター通商代表と全面的に交渉してほしい、こういうふうな申し立てがありました。これは今から三週間ほど前であったかと思はれますが、それ以後若杉審議官が参りまして、スミス次席代表、そしてまたヤイター代表と、ヤイターさんとは七回、スミスさんとは恐らくその倍くらいだと思はれますが、連日連夜にわたって交渉を続けました。そしてレーガン大統領の示しております期限が十二月一日であったのでございまして、十二月一日が日曜日であったので、二日に交渉期限を、一日延期してもらって、その間私あるいはさらに外務省等ともいろいろ接触をとりながら懸命の交渉を続けたところでござ

います。そして、この事柄の性質は、なるほどガットそのものでは内務委員の御指摘になったように非常に少ないのでございまして、ガット違反であるという指摘をされたことから、非常に重要な国際問題になっておりまして、実は総理のお耳にも入られ、外務大臣とも相談して懸命の対応をいたしました。その結果、米国の対抗措置を直ちに止めることは回避いたしました、できるだけ円満な解決を図ろうというので若杉審議官がヤイターさんと別れてきたわけでございまして。

私の方としては、この問題はそういう非常に難しい問題をやらんでおります。また国内産業としても、内務委員が御指摘になったように、大変細かい企業でございまして、国際的な対抗力が少ない。だからこの解決方法はいかにしたらよからうかという事で、外国の技術をできるだけ日本に取り入れて改善をする面があるんじゃないか。また、なめし革製造業あるいはいろいろな革製の履物の製造業、カバンの製造業、その他のいろいろな工程において、もともと技術において学ばなくてはならないか、そういうことも考えながら、国内的には業界の方々と対応をし、そして国際的にはガット上の交渉、対米交渉を真剣に続けておるところでございまして。

○内務功君 では最後に、官房長官、御多忙の中をおいでいただきましたので、ぜひ一問だけあなたにお伺いしたいと思はる。

それはこの法律の出し方です。先国会でも地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案、これがいわゆる一括法案の形で出されました。六月十三日の当委員会、私の質問に対して官房長官は、「ただいま委員が御指摘になられました国会の常任委員会等それぞれ権能を大事にするようにということにつきまして、今後法案を取りまとめます際に十分頭に置いて進めていくようにしたい、このように考える次第でございまして」と答弁しておられるところでございます。しかし、今国会の本法案の出

し方は、全くあなたのこの先国会の御答弁に反しているんじゃないかと私は思ふわけです。二十六の法律、四十二の事項にわたるものを一括することによって国会の唯一立法機関としての審議権が侵害されると私は思はざるを得ません。

例えばさっき質問した航空機関税の乗務させるべき航空機の範囲の問題、こんな大事な法案です。航空機関税の役割は、あの日航機墜落事件の前例でも非常に明らかです。こうした法案だけでも非常に技術的にも高度の問題が入っておりますし、私のような素人ではなかなかわからぬ点もありまして、長年の御経験のある運輸委員会で慎重に徹底的に、多角的に審議されてしかるべきじゃないでしょうか。それを一括法の名のもとに処理しようというんですね。

もう一つ例を挙げて言うと地代家賃統制令、百二十四万戸の方々が統制令の適用対象下にあると言われている。統制令は一つの生活を守る歯どめになっていくんですよ。こういう歯どめが外されては家賃の急激な増額が出てくるのでありまして。結局、払い切れない人は立ち退き問題、これは社会問題だと思ふんですね。これだけでも建設委員会、場合によっては法務委員会でも徹底審議すべき案件ですよ。とにかくそういう大事なものを十把一からげで難しいものを繰り込んでくる。この統制令に至っては、今まで四回も国会で廃案になつていくんですね。こういう先例がもし許されるときはゆゆしき事態だ。

私は反対の立場に立つがゆえにこれを言うんじゃないんです。国会というのは常任委員会制度をなぜつくっているか。全くこれの意味がなくなってくるんじゃないかと思ふんですね。常任委員会の審議権を侵すんじゃないかというのは、各委員会で御専門の方々の口から私はこの法案が出てから多く聞くわけなんでありまして。あなたのこの前の国会の答弁というものを私は信頼しております。ところが、趣旨、目的が同じだということ、あるいは航空機関税から統制令から入れてくる。あなたの御発言の信頼性にもかかわる問題だと私は

考えましたので、あえて御多忙の中おいでを願って、この点の御所見を伺ってきちんと記録に残しておきたいということでも来ていただいたわけであります。明快な御答弁を願います。

○國務大臣(藤波孝生君) 常任委員会等の権能を大事にするようにという御質疑に対しては、同じ趣旨でありますことを前国会、内閣委員会でもお答えをしたところでございます。また閉会中、この臨時国会が近づいてまいりましたときなどにも、議院運営委員会の理事会などでも各党の方々から同じような御趣旨の御指摘もございまして、したがって今国会、法案を準備するに当たりましてはその観点から十分検討してきたところでございます。

今回の法律案を一括するに当たりましては、時代の変化に伴いまして不合理などとなっている規制の是正という趣旨、目的の共通性について慎重に判断いたしました上、政府の重要政策課題の一つであります公的規制の緩和を図るという統一的政策のもとに取りまとめたものでございます。また民間における事業活動等に対する公的規制の緩和という共通理念にかかる施策の是非について国会の御判断をお願いする趣旨を明らかにする観点からも、また国会の論議を通じて国民の皆様方の理解を得るためにも、一括して取りまとめた提案する、むしろそればらばらに御審議をいただくよりも、こういう場で一括して御審議をいただくことの方が趣旨、目的を同じうするという意味から御審議を受けやすい、こんなふうに考えまして取りまとめたものでございます。

御質疑をいただいております常任委員会などの権能を大事にしなければいかぬという国会のあり方についての御意見につきましては、今後ともよくそのことを尊重して進まなければなりませんし、また法律案を取りまとめる際に十分配慮してまいらなければならぬ。そのように考えておりますが、そういった十分検討いたしました上で今回の取りまとめになったということをご理解をいただきたいと思います。次第でございます。

○内藤功君 最後に、今の御答弁は法案を提出する側の希望、つまり、なるべく早くそれを効率的にという言葉で表現されているというふうにとらざるを得ないんですね。審議する側、これを受け取って国民の立場を踏まえて徹底的に審議するという立場からいけば、専門の委員会があるんですから、この法案だけで参議院で七委員会ですか八委員会ですか、七か八の委員会ですべきだと思ふんです。私はこの法案は撤回させるべきだという立場なんです。少なくとも極めて重要な反対意見のある法案、例えば航空法の六十五条の改定とか、それから今まで国会で四回も廃案になって大きな反対のある地代家賃統制令というものは、仮にあなたの立場でもって趣旨、目的が同じだと思っても、これを切り離していくというくらいは考えを持たなければ、常任委員会の権能を尊重してまいりたいという御発言には沿わないと私は思ふんです。このことを申し上げまして、私は特に答弁を求めません、質問を終わります。

○柳澤謙造君 建設省の方にお聞きをしてみたい。今も出ておりました地代家賃統制令の問題なんです。三十五年と三十六年に政府が提案して廃案になった。さらには三十七年、三十八年、今度は議員立法で提案してこれも廃案になっているわけなんです。建設省としては、この統制令が都市整備を進める上でネックになっているんじゃないかと思ふんですが、そういう点がなかったのかどうか。あったとするならば、それを二十数年間もこういうふうな放置しておいたということはどういうことなんだということがまず第一問です。

○政府委員(渡辺尚君) 先生今お示しのとおり、昭和三十五年と六年に政府提案で、それから三十七年、八年は議員提案で統制令の廃止が提案されたところがございますけれども、いずれも審議未了、廃案となっております。その間も統制令の適正な実施を図るために建設省といたしましては毎年、地代家賃に関する実態調査を実施してまいりました。これは二十八年から実施してきております。運用実態の的確な把握に努めてまいりました。それから地代家賃統制令におきましては、地代家賃の停止統制額あるいは認可統制額が公正でないといふ認められるに至ったものにつきましては建設大臣がこれに定めることができることとされておるわけでございますが、これに基づきまして、昭和二十六年に当時の物価情勢等を背景といたしまして、地代または家賃の停止統制額または認可統制額にかかわるべき額を定める告示が制定されたわけでございます。以降二十七年、三十九年、四十六年、四十九年に改正がなされてまいりました。また、五十年代に入りまして、五十八年までに六回の告示改正という形でバランスの是正と申しますか、をやっておりますということでございます。

先生お示しの市街地の整備という問題でございますけれども、良好な市街地の整備が重要であるということはもう当然でございます。そういうことで区画整理事業でありますとか、市街地再開発事業、あるいは住宅建設事業等によりまして、鋭意市街地の整備を図ってきたところでございます。ところで一方、地代家賃統制令の対象家賃、これは昭和三十八年当時では二百九十五万戸ございました。それが現在では九十万戸となっております。でございます。そういう形での市街地の整備というものも進んできたというふうにも考えられるわけでございます。

しかしながら、地代家賃統制令があることによりまして、地代あるいは家賃が非常に安いということもございまして、建物の維持修繕が思うようには進まない、あるいは、これは時間的にはかなり長期の問題かもしれませんが、適切な建てかえが進みにくいという面もございまして。そういうことで今回約一年後に廃止をしたいというふうに考えているところでございます。

○柳澤謙造君 局長、それはわかるわけだけれども、二十年以上も放置しておいたということはどういうことなんでしょうか。だったら何もここでもって慌てやることないでしょう。私から言わせるならば、あなたの方がサボタージュしていたんじゃないんですか。出したものがつぶされた。出したものがつぶされたけれども、それは必要だから出したわけでしょう。だったら、それから何年かしたらまた出して、何としてでもこれはもう廃止しなけりや困りますといつて提案すべきであって、二十何年間も提案しないできたということはどういうことですか。これは次官の方からお答えいただきたい、簡潔でいいから。

○政府委員(谷津一君) 先ほど住宅局長がお話し申し上げましたように、確かに三十五年、三十六年につきましては政府提案、三十七年、八年につきましては議員提案で出されたわけでございまして、その後御指摘のように二十何年以上放置したということも事実でございます。その間、建設省といたしましては放置したというわけではなく、先ほど説明申し上げましたようにそれぞれ種々適切な措置をしたと思っております。しかしながら、今回提案いたします最大の理由は、対象戸数が非常に激減してまいったこと、それから対象家賃が非常に老朽化しておること、そういうこと等々考えまして、この際非常にいろんな御意見はございましたものの問題はなかるかと、こういうふうにご覧いただきまして決心したのでございます。

○柳澤謙造君 総務庁長官、よく聞いておいて。今の政務次官の御答弁もそれは答弁じゃないんです。少なくともたからむしろ、中曽根総理がしょっちゅう答弁台へ立つと公平公正、何でもか、よく言うけれども、そちらの側から考えるべきことではない。だんだん減っちゃったから、さっきも出ているように六・九%しかないんだから外してもいいじゃないか、そういう判断ということ。言うから、私はあなたの方が今まで二十何年間サボタージュしていたんですよと言っているのはそこだ。

次にお聞きしたいのは、この統制令の対象になっているのは百二十四万戸でしょう。その中に年

収が四百万以上という、高類というか、かなり高い所得の人たちが十一万三千戸もおるわけなんです。だから一番今問題になるのは、統制令が廃止されて困るという困窮世帯の人たちというのほどのぐらいいるんですか。

○政府委員(渡辺尚書) 困る世帯ということを書で示すのは非常に困難なことではございますが、例えば生活保護世帯というものを一つそのメルクマールとしてとってみます。そうしますと建設省が、これは全数調査でございまして六都府県において実施した五十九年のサンプル調査でございすけれども、割合が三・七％であるということでございます。御参考まででございますけれども、一般の民営借家でいわゆる二種公営住宅以外、二種公営住宅を除きますと、三・五％ということではほとんど変わりないんでございますが、この三・七という数字に基づきまして推計いたしますと、戸数としては四万六千戸程度というふうに考えられるわけでございます。

○柳澤鎌造君 困窮者が今四万六千戸というお答えがあったわけですか。

それで局長ね、統制令の対象外の人、一般の借家人、その人たちの中で年収が百万以下という極めて低所得の人たちが百二十万戸もあるわけでしょう。これは皆さんの方がおわかりだと思ふ。これらの人たちがこの統制令の対象になつていないから、こういふ人たちが統制令の対象になつておつた人たちのアンバランスというものを建設省はどうお考えになつていたんですか。その調整をそれまでさつき言つた二十何年間何かおやりになつたんですかどうですか。そこをばつきり答えてください。

○政府委員(渡辺尚書) 先生御指摘になりましたように、今回廃止ということ、一年間猶予でございますが、提出したその大きな理由の中にこのアンバランスの問題があると思ひます。

先ほどちよつとお答えしたんですが、民間借家全体の中の七％であります。かつ統制令の対象家屋であつて、かつ統制令の額を守つてい

うのが、地域によつて差がございすけれども、一割から三割ということではございます。したがうまして、実際に七％のうちで一割から三割ということになりますと、残りの方々、つまり九十数％の方々とこの統制令を守つておられる方とのアンバランスということが非常に大きな問題ではないかということもこの理由の大きな一つでございす。

そして先生のお尋ねの、確かに二十何年間をいたんだという点がございす。私が先ほど申し上げましたのは、その間バランスが少しも是正されるように告示の改正ということによつて地代なり家賃なりの上限額を改定してきたということでございます。

そしてこれもお尋ねの対象外で非常に困つている人、困つているといいますか低所得の人、そういう人たちに對してはどうしているかという問題でございすけれども、例えば公営住宅でございす、公営住宅法は二十六年にできておりますので、それ以前と現在では——現在では百九十三万戸の公営住宅がありますが、そういう形で公的な賃貸住宅の施設がかなり進んでいっていると思ひます。そういう形によつて一般の方々というその低所得の人たちに対する施設を展開してきたわけでございすし、これからはもういふた公営住宅の的確な供給あるいは公的な賃貸住宅、こういうものの供給によつてそういう人たちに對してまいりたいというふうにお考えをされておるわけでございす。

○柳澤鎌造君 総務庁長官、こつちは自分たちが仕事してゐた方だからよくそういう内容がわかつていられるけれども、長官の方はそういう詳しいことを知らないから、聞いてみると、私の言うことが、なるほどなと思はれるでしょう。いかに建設省がサボつておつたか。

それからもう一つ今度お聞きをしていきたいことは、これもいろいろ今までのあれからいけば逆のことを私は聞くだけでも、この統制令の対象になつておつた家主さんなり地主さん、かなり

規制を受けておるわけです。今日の日本経済といふのは一応は自由市場経済であるわけでしょう。自由市場経済といふ言い方もあれですけども、何といふか、売る方と買う方だから高くすれば買つてくれない。家を直したつて入つてくれない。だから今住宅がない、ないと言つたつて、マンションなんかいふ点に立つたときに、だんだん減つてきたものの、この統制令の対象になつていた借家なり土地を持つていたその人たちが、自由市場経済の上からいけば被害者です。自由市場経済の被害者といふことは今度何かお考えになつたんですか、おやりになつたんですか。

○政府委員(渡辺尚書) 現行の地代家賃統制令は昭和二十一年にできたものでございす。その目的が国民生活の安定を図ると、一般的に目的としてきたものでございまして、その結果として確かに御指摘のようにそういう家を持つておられる方、家主の方あるいは地主の方々は財産権の制約を受けてきたわけでございす。当時の情勢からすればやむを得なかつたことではないだろうからというふうにお考えをされておる。しかしながら、そういうことのために老朽化が非常に進んでいるということも、先ほど政務次官も申し上げましたが、今回統制令の廃止を御提案申し上げる理由の一つでございす。良好な市街地の形成あるいは居住水準の向上ということを圖るためには、時間的な要素は十分考えなければいけませんけれども、良好な市街地の形成を進める上でもや

つていかなければいけません。

そこで一体どういふ手だてがあるのかという御質問かと思ひますが、例えば住宅金融公庫に土地担保賃貸住宅制度、これは地主の方が借家を建てるための制度でございすけれども、あるいは住宅・都市整備公団の民営賃貸用特定分譲住宅、これは公団の資金とノーハウを使って地主が持つておられる土地の上に長期の割賦で貸し家を分譲していくという制度でございす。そういうことも

の、あるいは特定賃貸住宅建設融資利子補給制度、いろいろなものがございす。そういう制度の活用を図るとともに、この地代家賃統制令の対象の住宅というのは、木造といひますか、いわゆる木質が多いわけでございす。そこで、木造賃貸住宅地区総合整備事業、そういうたような再開発の手法を活用いたしまして、長期的にはこういふ統制令対象の住宅を含めた建てかえといひますか、そういうものを進めていかなければいけな

いというふうにお考えをされておる。

また、これは税金の問題でございすけれども、建てかえを行なはれます貸し主、家主あるいは地主でございすけれども、につきましては、新築借家の割り増し償却制度、あるいは新築住宅の取得に關する不動産取得税の課税標準の特例、あるいは固定資産税の軽減等統制上の措置も講ぜられておるわけでございまして、今後ともこういうものの活用を図りながら、良好な賃貸住宅供給の促進のために財政上、金融上、税制上の援助措置に努めてまいりたい、そういうことによつて対応してまいりたいというふうにお考えをされておる。

○柳澤鎌造君 局長、それはこれからのことだね、枠を外して。現実には今みんな借家でもつていられるわけだから、今の税制上のことやいろいろの融資のことというものは適用になるものじゃない。だから私は、もうこれ以上余り言うとなんたからやめようかと思ふけれども、よく聞いておいてよ。二十何年間という長さでしよう。これはほかの商品と違つて住宅なんだから、むやみに家主さんが上げちゃいかぬからといって統制は必要だからしてきて。それがよしとするならば、その枠をばはん外さないで、今日になつても大多数の人たちはそういう統制下の家賃でもつて生活ができるようにしてあげるべきでしょう。それから外すことがいいというならば、とつとみんな外して、そのかわり不当な暴利を得るようなことをやる家主がいたら、今度は別な角度からいひます、物価統制令といつたつてどこまで効くか知らぬけれども、何か別な方からやらなければいけぬ。そ

れをこうやってだんだん、もう新しく建ったのは適用にならない、たまたま昭和二十五年のそこから前のだけが適用になっている。それを長いこと放置しておいたというあなたの方やり方というものはいいかもしれませんと言っている。わかりましたか。

もう一つだけこれはなにしておきたいのは、衆議院がこれを上げるときに附帯決議しましたね。外すんだから急激に負担増にならないようにいわゆる激変緩和の調整をやるということと衆議院が附帯決議をしているので、これはいいことだと思ふんです。だからそれに合わせて、いわゆる統制外の一般借家人で、さっきも言うように、年収が百万以下でもって一般の借家に住んでいる人たちが百二十万戸もある。百万から二百万以下の人たちでも二百十八万戸もある。これは統制外でみんな借家しているわけだから、だからこういう人たちに何らかの救済の措置ということを考えてなくちゃいかぬと思うんだけれども、そこはどうでしょう。

○政府委員(渡辺尚君) 先ほど申し上げましたように、現在の日本において低所得者層に対する住宅施策としては、まず公営住宅がございます。それからその収入基準がございますから、それより上回る方については公営住宅として公社あるいは公団の住宅がございます。それから、そのものも払えないという場合には、これは第二種の公営住宅の場合に、生活保護世帯のパーセントが大きいわけですが、生活保護という中で住宅扶助制度をやる。そういう制度を的確に展開していくことによって先生の御指摘の施策に対応していくということではないかと思ふいます。

○柳澤鎮造君 住宅問題はこれのくらいにしておきますから、総務庁の長官にもお願いしておき、それから建設省にもお願いしておきます。

都市整備公団ね、これは一回本場に責任者を呼んでお聞きになるとわかるけれども、あの高度成長のときに家の建てられないところをばかばか買

ってしまつて、だから今都市整備公団が持つていけるんだけれども、売るわけにもいかないわ、家を建てるわけにはいかないわってね。それこそ税金のむだ遣いであり、大変なことをしているわけなんです。それから建てても入れない。だからそういう点でほかの商品と違って、ほかの商品ならば高ければ我慢して買わなきゃ済むけれども、住宅ばかりはそういうわけにいかないんだから、そういう点は十分に国民の皆さん方が安心して住めるようなそういうことに対してきめの細かい施策をしてあげてほしい。ここでもって私が言っていることだから、はい、はいと答えているんじゃない、ちゃんとそのことを日常の中でやっていただかないと困りますということだけ要望申し上げておきます。

それから大蔵省にお聞きしたいのは、大口預金の金利を自由化したし、十億以上は、これで動くお金というものは、まだ始まったばかりだけれども、把握をなさつておたならばどのくらいの資金量が適用になつておつて、自由化されているんだからいろいろあるだろうけれども、大体金利がどの辺の水準にあるかということをお答えいただきたいと思います。

○政府委員(吉田正輝君) 十月一日から、金利自由化の一環といたしまして、大口定期預金金利の自由化が行われているわけで、先生おっしゃるとおり十億円以上のものについて、これは第一歩といたしましてこの十月から実施しておりますところでございます。

お尋ねの総額、金利でございますけれども、まだ一月でございまして、ただいま私も十月末までのものの統計を持っておりますけれども、その残高は約三兆円になっておりまして、十月中の平均金利は約六・五%と聞いております。

つたところのようなことをやっていきたいと思ひます、年末はこうなりますといった一つのプログラムというかプロセスというか、その辺、今大蔵省で考えているのを聞かせたいでございます。

○政府委員(吉田正輝君) 金利の自由化でございますが、この金利の自由化につきましては、全体的金融の自由化につきます、私も主體的、漸進的かつ積極的というふうな内外に表明しているところでございます。

それで小口でございますけれども、これはこういう漸進的という立場から、大口のものを漸次自由化していくことで環境の整備並びに醸成を図つていき、金融秩序並びに信用秩序に混乱がないようにしながら着手してまいりたいと、かように考えているわけでございます。

それで、七月末に出来た政府の金融資本市場自由化のアクションプログラムがございまして、これも、その中では小口預金金利がございまして、「預金者保護、郵便貯金とのトータル・バランス等の環境整備を前提として、具体的諸問題について早急に検討を進め、大口に引き続き自由化を進める」と考へてある。これが今小口金利につきましても政府のアクションプログラムの展開でございます。

ここで「大口に引き続き」ということでございまして、私ども、大口預金金利の自由化を、全体といたしましては、このアクションプログラムにおきまして、六十二年春までに規制の緩和ないし撤廃ということを表明しております、目下よほどの混乱がない限りそれを目標にして努力しているところでございます。漸次、例えば大口預金金利の十億円の額面も小さくしていく、あるいはそれ以外に自由化商品がございまして、CDとかMMCがございまして、そういうものの規制緩和を図つていって、漸次この小口が大口に引き続き自由化ができるようにしていきたい。それにつきまして、小口の自由化につきましてもいろいろ問題がございまして、現在、学識経験者で構成されます金融問題研究会、大蔵省でお願い

している勉強会でございまして、そこにおきまして関係省庁や民間金融機関等各方面の意見を幅広くお聞きしながら、理論的に幅広くこの問題を検討しているところでございます。今後の検討の進行状況にもよりまして、可能であれば来年夏ごろまでに何らかの中間的な取りまとめを行つていただけるものと考えております。

で、小口預金金利は、先ほどのとおり幾つかの前提があるわけでございまして、これを満たし得るならば「大口に引き続き」ということとございまして、この六十二年春までに大口が進みますので、それに引き続きということとございまして、勉強を進め、その段取りをいたしましては、今申しました勉強会などで来年夏ごろまでには理論的な勉強は少なくとも終えておきたいと、このように考へておるわけでございます。

○柳澤鎮造君 総務庁長官、今答弁したのでわかりません。銀行局長ね、今のようなことだったら何も答弁受けなくたって、九月二十四日のこれでもわかつていることだし、むしろこの間もテレビのニュースでは来年までには一億まで自由化するとはつきり言っているわけですね。さらに小口になれば今度は再来年にならないうちで済むと書いて記者がしゃべっている。しかし、記者は皆さん方のところへ行つてそういうことを聞いてこなきゃしゃべれるわけがないのであつて、だからもうちょっと前段で言つたようなことなんてほとんど用はないことなんだから、そこは今急にどうこうのものじゃない。おっしゃる通りに預金者の保護も図らにやいかぬし、いろいろなことを考えながら無用なトラブルの起きないように順次やっていっていただきたい。

ですから、そういうことでやっていただくことにして、次にお聞きしたいことは、これは本言つて、大蔵大臣に私は聞きたいと思つていただけだけれども、いよいよだんだん自由化していくわけでしょう。東京の街を見ても、銀行が街の一番の一等地の四つ角の目ばいところをみんな押

さて、そこにでんとして銀行がいるでしょう。世界じゅうどこにありますか。それは泥棒に入られや困るから建物はちゃんとおかきやいかぬけれども、裏通りの土地の安いところにおつたていいわけだ。だからそういうところからいつて、ああいう街の目抜きのとこにでんと構えているような銀行のあり方というものはどうか。少しでもコストを下げて、そして預金者には金利を高くして預かってあげる、借りた人には少しでも安い金利で貸すというこの努力をする。そこがこれからの銀行の自由化の道なんだから、そういう点についてどうお考えになっているか。

あわせてもう一つ、銀行のあり方で、もう昔からだけれども、銀行というのは人のお金を預かっているわけでしょう。人様の金を預かって、その金を恩着せがましく今度は人に貸して、高い利子を取ってその利子で生きているのが銀行ですよ。自分の金を貸しているんじゃないんだからね。人様から預かった金をはかへ今度は恩着せがましく貸して、そしてまたもそれを返してこないければ、何だかんだ文句を言つて、銀行からその会社に役員等を送り込むでしょう。あんなふちなことをごさいますか。そういうことが正常な銀行のあり方としてよかつたんですか。それをこれからもお認めになりますか。大蔵省、いかがですか。

○政府委員(吉田正編君) まず第一の質問でございすけれども、基本的に私どもの店舗行政の姿勢と申しますのは、顧客のニーズ、利便性にたえらるとともに、銀行の自主性尊重ということで、公共的機関でありますけれども私企業でございすので、そういう点もございす。しかし銀行の効率性も十分勘案して、先生のおっしゃるとおり出店が行われるべきであると考えているわけでございます。

こういう観点から眺めてみますと、銀行の店舗は、世界でも角地にあるところもありすし、それからこつそりやつているようなところもいろいろあるようでございすますが、我が国の場合に

は、今までずっと見ていますとかなりいいところである、角地であることも事実でございすますが、金融環境が極めて厳しくなつてきておりまして、利子やも極めて薄い、場合によっては逆転しているときもございす。

そこで、私もどなたもいまして、このごろの銀行の効率性、それから住民の利便というようなことを考えてみますと、こういう従来のような店舗よりもむしろ小型店舗とか機械化店舗とか、そういう店舗が各地にあつて、住民の利便になつていく。しかも、そういうところだと余り大きないい場所をとらなくても済むようになります。それから事実近ごろでは銀行経営も非常に厳しくなつておりまして、これは大きい銀行、それから信用金庫、信用組合までいろいろあるわけでございますけれども、高い土地で店を開きますと、とてもコスト算算が合わないという、いわゆる損益分岐点でございますけれども、どんなこの損益分岐点というのが長引いてきておりますので、実際上高い土地を取得する傾向も少なくなつてきております。

現実に、ただいま申し上げましたような小型店舗、機械化店舗で預金ができる、あるいはそこで消費者への貸し出しができる、内国為替が送れる、こういうような利便店舗につきまして、私も店舗の許可に当たりましてこれが数多くできるようにして、いわゆる一般店舗、大きな店舗については非常な制限をしております。現に五十八年、五十九年、六十年、六十一年について見ますと、大体大型店舗につきましては、五十八年、五十九年二年間通算しますと、都銀、地銀、相銀、信金でございすけれども二百六十五、小型店舗が一千二百三十一、機械化店舗が四百六十三、それから六十年、六十一年で見ますと、一般、俗に言えば大型店舗になります百九十、小型が千四百四十四、機械化が四百六十七というところで、比較的小さなものが方々に出るようになる、そういうようなことにしております。今後とも経営効率化の観点、これは私どもの方からも、それ

から銀行の方でも、ともに考えるべき問題であるというふうに認識して店舗行政を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

それから第二の、銀行が融資先に役員を送り込むことが妥当かと思うか、こういうことでございすますが、銀行の役員が取引先の会社に出向して役員となる、あるいはやめて役員となるといううなことは、銀行とその会社の関係によって事情も異なりまして一概には私も言えないわけでございますけれども、取引先の経営不振で再建をする場合とか、管理部門等の人材不足等に際して、取引先より専門知識や能力を請われて役員の派遣を行うというような場合なども考えられるわけでございます。いずれにいたしましても、これは大変恐縮でございすけれども、銀行と取引先企業との私企業間の人事の問題であるというふうに考えまして、人事の問題といううなものと、私企業の経営の問題といううなものと、私どもとしては指導すべきものではないというふうに考えておる次第でございす。

○柳澤謙造君 もう銀行局長には聞かないよ、そんな長つたらしくしたら物言つて。これだけ金融が自由化して刻々と円が幾らになる、ドルが幾らになるかと動いているときに、今のようになん店舗の数が幾つかどうかじゃなくて、東京の街でも大阪でも見てみない。もう街はどこでもみんな銀行の看板ばかりでしようと言ふのだよ。それで街の目抜きの大きいところにとんと構えているのは銀行じゃないですか。だから、おまえらはもつと引込んでそういうふうなコストダウンせいでと言ふべきなのに、それをあなた方が今まではちゃんと預金の金利は幾らまでどうだ、こうやっていたから、のほほんと損益分岐点が幾らなんて計算が成り立つわけだ。本当に自由競争でやつたらそんなこと言つていられないのだから、今度自由化したならば、その辺の点を早いところ、コストダウンのために建物やそういうものももつとコストのかからないところへやらなきゃいかぬ。

それから重役のことも、それは大蔵省がとかく言えないこと。しかしさつきも言うとおり、大蔵省の立場からいけば好ましくありませんぐらい言えなかつたらどうするのですか。銀行が自分で銭持つておつて、そいつを、貸してやる、だからおまえ返さないのだったら、おれのところからや重役を受け取れと言つてもわかるけれども、人様から預かった金じゃないですか。それを恩着せがましく貸してやつて、その利子で飯を食つている者が偉そうなこと言ふな。そのところをちゃんととして。

それで今度は郵政省においていたでいるのでお聞きしたいのは、今の小口預金をまだ時間かかるけれどもだんだん自由化していく。そうすると必然的に何といつても郵便貯金の方に關係してくるわけなんです、だから郵政省の方はそういう小口預金の自由化ということに關係してどういうお考えをお持ちですか。

○政府委員(塩谷裕君) 柳澤先生おっしゃいますとおり、小口預金金利の自由化を進めるに当たりますのは、個人金融で私どもかなりの役割を果たしていると思つておまして、この問題、郵便貯金を切り離すわけにはいかぬというふうなことでございす。私も、国民あるいは利用者から期待されておりますこの点についての課題にこたえるために、金利自由化につきましては、積極的にそれからの確に對してまいりたいと思つております。ただ、自由化への対応ということに当たりますのは、国民経済あるいは利用者国民に与える影響というものも一生懸命真剣に考えなきゃいかぬと思ひますので、現実的に對していくことも必要ではないか。したがって、円滑に進むために、実施のスケジュールを含めまして、具体的な諸問題について大蔵省とも十分意見交換を行いながら対応していきたいと思つております。それから円滑に実施していくことを考えましたときに、過渡的な措置として、小口の市場金利連動型貯金というものを考えることも必要ではないかと思つておまして、現在内々に具体的な商品

内容について検討しているところでもござい

す。いずれにいたしましても、この機会にちよと
申し添えさせていただきますれば、小口預貯金金
利の自由化に私ども郵便貯金が対応していくた
めには、お客さんに提供する商品面で市場の金利
を反映した商品を提供することが必要だというこ
とであり、同時に、それができるためには私
どもは、郵便貯金が運用される面で市場金利によ
って運用されるということも必要ではないかとい
うことについて、市場金利による資金運用制度の創設とい
うことについても実現に向けて努力してまいり
たいと考えております。

○柳澤謙造君 局長、国債も今まで郵便局で売
ていないわけでしょう。これだけ膨大な国債が出
てなかなかさばき切れないような状態になってい
るのだから、何で郵便局の窓口から売らせるよう
にしないかと私は言うのです。それで何だかんだ
言ったってまだ国民みんな貯金しているのですか
ら、かなりの利子がついて、そして国民に持つ
てもらえば——一番安定している。国民の側だ
って、今の国債の金利からいけば、あとは何かある
用があったときに売れるだけの市場さえつくつて
おいてやれば心配ない。そういう面からいって、
郵便局で国債をお売りになるというお考えはな
いんですか。

○政府委員(増谷稔君) 実は、最近の国債意識調
査というのがございまして、それによりまして、
国民の金利嗜好の高まりあるいは資産選択の多様
化を反映して国民の三人に一人が国債を買いたい
としておりますし、また郵便局あるいは農協など
でも国債を買えるようにしてほしいとする人た
ちが、この調査で六〇・五%、六割といったデー
タがあるわけでございます。郵便局で国債を販売
しますれば、こうした国民の要望にこたえるこ
ともになりますし、国民の健全な資産形成にも役立
つことになるのではないかと考える次第でござい
ます。

それから、何といいたしても、郵便局の利用者

というのは個人でございまして、個人利用者が
国債の個人消化という形で消化を促進するという
ことは、財政政策上重要な課題になっております
国債の安定的な消化にも役立つだろうと思うわけ
でございまして。

それから、いろいろ効能書き申し上げて恐縮で
ございまして、民間金融機関の国債負担も軽減さ
れることになるんじゃないかということで、国債
に充てていた民間資金を公共事業等に有効に活用
できるということになって内需拡大にもつながる
だろうということで、そういうわけで郵便局で国
債を販売するのは大変メリットがあるだろうと先
生のおっしゃるとおりでございまして、私ども来
年度予算の重要施策として要求してその実現に向
けて関係の向きと折衝しているところでございま
す。

○柳澤謙造君 銀行局長お聞きになったと思うけ
れども、きょうは答弁求めませんけれども、もう
何年か前に私が予算委員会でのことをお話しし
て、あのときはまだ渡辺大蔵大臣のときだったけ
れども、郵政省からそういう申し入れがなかった
やらなかったんですというのが時の渡辺大蔵大臣の答
弁だったので。今のお話を聞いているとそうい
うことをぜひやりたい、そして申し入れをしたい
と言っているんだから、それはぜひ私はおやりにな
ったらいと思っております。何もそれが銀行な
り証券会社なりのあれを圧迫することではないん
であって、これだけ、ことしなんか二十兆円超え
るんでしょ、国債を出す、借りかえまで含めて
いくと。だから、今までのような、今もお話があ
ったように、銀行はいいと言ってももう銀行が限
度へ来ているんだから、そういう点では、これは
ぜひ郵便局でもそういうことを扱って、お金を持
っている人は国債を買って一つの財産がわりにで
もできるようなことをしてやっていただきたいとい
うことをお願いすると同時に、これは大蔵省に
お願いしたいのですが、国債の売買をするマーケ
ットを今の株と同じようなぐあいではやるような
そういうものをつくってあげないと、今度は国民

が持つていても、売りたいときに一々規制ばかり
受けていたんではないか、そういう自由な
マーケットをつくるようなことを考えていただき
たいと思っております。

もう時間あと三、四分しかございせんか
ら、総務庁長官に一言も御質問しないで申しわけ
ございまして申しわけなく、今までの私のお話
を聞いておつて、所管大臣として最終的な締めく
くりの御答弁をお聞きして終わります。

○国務大臣(後藤田正晴君) 柳澤さんのきょうの
御質問は、一つは地代家賃統制令の廃止について
今まで一体政府は何をしておつたんだといったこ
と。それから金利自由化について大口から漸次小
口に移っていくであろう。そのときに一体今まで
の銀行のあり方、姿勢について当局はどう考えて
いるか。まことに急所をついた御質問だったと拝
聴したんです。それだけに政府は答えにくい。し
かしきょうといて、一言でお答えしますと、今
の御質問のような点を政府としては十分腹に置き
まして対処しなければならぬ。一般的に言いま
して法律の改正というのは、現在千五百余りある
んです。これを子細に点検をしますと、数年前
には一括してこれを廃止した経験があるんです。
しかし今日でもよく見ますと全くこの時勢に合わ
ない、あるいは要らないというものがたくさんあ
ります。その結果かえって不公正、不合理になっ
てくるものがある。こういうものはいろいろな問
題もあらうけれども、改廃後の善後措置というも
のに十分配慮しながらやるべき改廃措置はやつて
いくべきものであらう、かように考えます。

それからまた小口の金利自由化の問題、銀行の
あり方、おっしゃるような人々の金で威嚇するなど、
こういうことですね、一口に言え。しかしそこ
は人々の金だから大事にしなければならぬという
理屈も私はあると思っております。しかし今日まで過
保護の中で銀行というのはぬくぬくと来たわけで
すよ。ところが今日金利自由化を迎えて厳しい情
勢になっておる。ならば今までの御指摘になつた
ような営業のあり方、これについても本当に真剣

に考えてしかるべきものであらう、かように考え
ます。
しかし、いずれも難しい問題です。私は素人
でございますから、きょうはこの程度でひとつ御
勘弁を願いたい、かように思います。

○柳澤謙造君 終わります。
○委員長(亀長友義君) 本案に対する今日の質疑
はこの程度にとどめます。

○委員長(亀長友義君) 次に、連合審査会に關す
る件についてお諮りいたします。
許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合
理化に関する法律案について、社会労働委員会及
び商工委員会からの連合審査会開会の申し入れを
受諾することとし、さらに今後他の関係委員会か
ら連合審査会開会の申し入れがありました場合
は、これを受諾することに御異議ございませ
んか。

○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認め、さ
う取り計らいます。
本日はいかにて散会いたします。
午後四時三十八分散会
十二月四日本委員会に左の案件が付託された。
一、国家公務員等共済組合法等の一部を改正す
る法律案(第百二回国会提出、衆議院継続審
査)
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法
律案
〔本号(その二)に掲載〕

昭和六十年十二月十三日印刷

昭和六十年十二月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D

第三百三回 参議院 内閣委員会 會議録 第三号 (その二)

〔本号(その一)参照〕

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

第一条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中 第二款 退職給付(第七十六條、第八十條、第八十一條、第八十七條の二)を 第三款 退職給付(第八十一條、第八十七條の二、第八十八條、第九十三條)に改める。

第一条の二を次のように改める。
(年金額の改定)

第一条の二 この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講じられなければならない。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時(失踪の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ)その者によつて生計を維持していたものをいう。

第二条第二項第五号を次のように改める。

五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員については、同法の規定に基づき給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づき給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに

準ずる給与として政令で定めるものをいう。

第二条第二項中「又は第三号」を削り、「適用上」を「適用上」に改め、「認定の下に」及び同項第三号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持することの認定」を加え、同条第三項中「別表第三の上欄に掲げる程度の」を「第八十一條第二項に規定する障害等級の」に改め、「二級に該当する」に、「主としてその収入によつて」を「その者によつて」に改める。

第三条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 組合は、前項に定めるもののほか、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第五十三条第一項に規定する拠出金(以下「老人保健拠出金」という。)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十一條の二第一項に規定する拠出金(以下「退職者給付拠出金」という。)、及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十四條の二第二項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。))の納付に関する業務を行う。

第二十一條第二項第一号中「関する業務」の下に「基礎年金拠出金の納付に関する業務を含む。」を、「費用」の下に「基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。」を加え、「責任準備金」を「積立金」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 基礎年金拠出金の納付
第二十四條第一項第五号中「評議員会」を「運営審議会」に改め、同項第七号中「長期給付」の下に「(基礎年金拠出金を含む。)」を加え、「俸給」を「標準報酬月額」に改める。

第二十九條第三項中「評議員会の議を経て」を削る。

第三十五條の見出しを「(運営審議会)」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

第三十五條に次の一項を加える。

7 前各項に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第三十五條の二の見出し中「責任準備金」を「長期給付に充てべき積立金」に改め、同条第一項中「長期給付」の下に「(基礎年金拠出金を含む。)」を加え、「(以下「責任準備金」という。)」を削り、同条第二項中「責任準備金」を「前項の規定により積み立てた積立金」に改め、「厚生年金保険法」の下に「(昭和二十九年法律第百十五号)」を、「積立金」の下に「(基礎年金拠出金に係る積立金を含む。)」を加える。

第三十八條第一項中「前日の属する月」を「属する月の前月」に改め、同条第四項を削り、同条第三項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「もとの」を「元の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づき共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者(国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、この限りでない。

第四十一條第一項中「その権利を有する者」の下に「(以下「受給権者」という。)」を加え、「第百条第二項」を削り、同条第二項中「以下同じ」により「を」以下同じ。又は通動(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二に規定する通動をいう。以下同じ。))により

第一

内閣委員会會議録第三号(その二) 昭和六十年十二月六日 【参議院】

第一部

参議院

内閣委員会

會議録

第三号

(その二)

(六二)

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

り」に、「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)」を「同法」に改め、「の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。第四十二条を次のように改める。

(標準報酬)

第四十二条 標準報酬の等級及び月額額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十五分の一に相当する金額とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報 酬 月 額
第一級	六八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
第二級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第三級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第四級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第五級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第六級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第七級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第八級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第九級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第一〇級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第一級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第一二級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一三級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第一四級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一五級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一六級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一七級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一八級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一九級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第二一級	二四〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満

第二二級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第二三級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第二四級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二五級	三三〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二六級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二七級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二八級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二九級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第三〇級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第三一級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上

- 組合は、毎年八月一日において、現に組合員である者の同日前三月間(同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。
- 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の十月一日から翌年の九月三十日までの標準報酬とする。
- 第二項の規定は、七月一日から八月一日までの間に組合員の資格を取得した者及び第七項の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。
- 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を定める。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。
- 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の九月三十日(七月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の九月三十日)までの標準報酬とする。
- 組合は、組合員が継続した三月間(各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならぬ)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、大蔵省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。
- 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の九月三十日(八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月三十日)までの標準報酬とする。
- 組合員の報酬月額が第二項若しくは第五項の規定によつて算定することが困難であると看做し、又は第二項、第五項若しくは第七項の規定

定によつて算定するにすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

第四十三条第一項を次のように改める。

給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

- 一 配偶者及び子
- 二 父母
- 三 孫
- 四 祖父母

第四十五条中「この法律に基く給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に、「遺族年金又は通算遺族年金」を「又は遺族共済年金」に改める。

第四十七条第一項中「第五十五條第二項」を「第五十五條第二項又は第三項」に改める。

第四十八條第一項中「給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、「以下次項において同じ」を削り、同条第二項中「給付を受ける権利を有する者」を「受給権者（同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む）」に改める。

第四十九條中「基く」を「基づく」に、「差し押さえる」を「差し押さえる」に、「退職給付」を「退職共済年金」に改める。

第五十条中「退職給付」を「退職共済年金」に改める。

第五十二條の次に次の一条を加える。

（短期給付の給付額の算定の基礎となる標準報酬）

第五十二條の二 短期給付（前二條に規定する短期給付をいう。以下同じ）の給付額の算定の基準となるべき第四十二條第一項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）又は同項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合は、退職の日）の標準報酬の月額又は標準報酬の月額とする。

第五十四條第一項中（昭和五十七年法律第八十号）を削る。

第五十五條第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「その費用」を「その費用から組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額」に、「同項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合は、運営規則で定めるところにより、第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者については、健康保険法第四十三條ノハの規定の例により算定した金額の範囲内で運営規則で定める金額を一部負担金として支払わることが出来る。

第五十五條の二第一項中「組合員が」の下に「公務によらない病気又は負傷により、」を加え、同条第八項中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。

第五十六條第三項中「算定した費用の額」の下に「（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）を加え、同項ただし書を削り、同条第四項中「第五十五條第五項」を「第五十五條第六項」に改める。

第五十七條第三項中「第五十五條第五項」を「第五十五條第六項」に改め、同条第七項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項中「当該療養に要した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に健康保険法第四十三條ノハの規定による一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した金額」

とあるのは、「第五十七條第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（その金額が現に療養に要した費用の額の百分の七十（同項第二号、第四号及び第六号に掲げる場合においては、百分の八十）に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額）と読み替えるものとする。

第五十七條第八項中「第五十五條第七項」を「第五十五條第八項」に改める。

第六十條の二第一項中「若しくは第六項」を「第三項若しくは第七項」に改める。

第六十一條第一項及び第六十三條第一項中「俸給の一月分」を「標準報酬の月額」に改める。

第六十六條第一項中「俸給日額の百分の八十」を「標準報酬の日額の百分の六十五」に改め、同条第二項中「俸給日額の百分の六十」を「標準報酬の日額の百分の五十」に改め、同条第五項中「障害年金」を「障害共済年金」に、「受けること」となつたとき以後は「を受けること」ができることとなることと改め、同条第六項中「受けること」を「額（当該障害共済年金の額と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができる）と改め、当該障害共済年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額」を基準として、「受けること」となつたとき以後においても傷病手当金の支給を受ける」を受けることができないに改める。

第六十七條第一項中「俸給日額の百分の八十」を「標準報酬の日額の百分の六十五」に改める。

第六十八條中「俸給日額の百分の六十」を「標準報酬の日額の百分の五十」に改める。

第六十九條（見出しを含む）中「俸給」を「報酬」に改める。

第七十條中「俸給の一月分」を「標準報酬の月額」に改める。

第七十一條中「別表第一」を「別表」に、「俸給」を「標準報酬の月額」に改める。

第七十二條第一項各号を次のように改める。

一 退職共済年金

二 障害共済年金

三 障害一時金

四 遺族共済年金

第七十二條の次に次の一条を加える。

（年金額の自動改定）

第七十二條の二 この法律による年金である給付については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この項において「物価指数」という。）が昭和六十年（この項の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

第七十三條第四項中「三月、六月、九月及び十二月」を「二月、五月、八月及び十一月」に改める。

第七十四條を次のように改める。

（併給の調整）

第七十四條 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職共済年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基く共済組合が支給する年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く）、厚生年金保険法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付を除く）、又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付を除く）を受けることができるとき。

二 障害共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基

づつ共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く)を受けることができるとき。

三 遺族共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付(第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の受給権者にあつては、当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるもののうち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給される年金である給付を除く)又は国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る)及び当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く)を受けることができるとき。

2 前項の規定により、他の法律に基づく共済組合(地方公務員等共済組合法昭和三十七年法律第五十二号)第三條第一項に規定する地方公務員共済組合(以下「地方の組合」という)を除く)が支給する年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付を受けることができる場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場合(当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合を除く)に該当してこの法律による年金である給付の支給が停止されるときは、退職共済年金の額のうち第七十七條第二項の規定により加算する金額(以下「退職共済年金の職域加算額」という)に相当する金額、障害共済年金の額のうち第八十二條第一項第二号に掲げる金額(同条第二項

又は第八十五條第二項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定により算定する金額(当該障害共済年金の額が第八十二條第三項の規定により算定されたものであるときは、同項各号に掲げる金額のうち政令で定める金額)を含む。以下「障害共済年金の職域加算額」という。に相当する金額又は遺族共済年金の額のうち第八十九條第一項第一号若しくは第二号に掲げる金額(同条第二項の規定により算定する金額(当該遺族共済年金の額が同条第三項の規定により算定されたものであるときは、同項に定める金額のうち政令で定める金額)を含む。以下「遺族共済年金の職域加算額」という)に相当する金額については、その支給の停止を行わない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は、行わない。ただし、その者に係るこの法律による年金である給付、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付について、前項若しくは次項の規定又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるときは、この限りでない。

5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされるときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

6 第三項の申請(前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む)は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

第七十四條の次に次の一条を加える。

(死亡の推定)

第七十四條の二 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の死亡が三月以内にならない場合又はこれらの者の死亡の時期がわからない場合には、遺族共済年金又はその他の長期給付に係る支払未済の給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の死亡が三月以内にならない場合又はこれらの者の死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

第四章第三節第二款から第四款までを次のように改める。

第二款 退職共済年金

(退職共済年金の受給権者)

第七十六條 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等(組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する

保険料免除期間及び同法附則第七條第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ)が二十五年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。

二 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。

2 前項に定めるもののほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る)が六十五歳に達した日以後において、その者の第四十二條第一項に規定する標準報酬の等級(以下「標準報酬の等級」という)が政令で定める等級以下の等級に該当するときは、又は六十五歳以上の組合員(一年以上の組合員期間を有する者に限る)であつて、その者の標準報酬の等級が当該政令で定める等級以下の等級であるもの、その組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

(退職共済年金の額)

第七十七條 退職共済年金の額は、平均標準報酬月額(組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ)の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

2 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 組合員期間が二十五年以上である者 平均標準報酬月額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二 組合員期間が二十五年未満である者 平

均標準報酬月額額の千分の〇・七五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

3 退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 組合員である退職共済年金の受給権者が退職したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

第七十八条 退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限り）の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時、第三項において同じ）のその者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者、十八歳未満の子又は二十歳未満で第八十一条第二項に規定する障害等級（以下この条において「障害等級」という。）の二級若しくは二級に該当する障害の状態にある子があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については十八万円とし、同項に規定する子については一人につき六万円（そのうち二人までについては、それぞれ十八万円）とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、

第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。

一 死亡したとき。

二 退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されてゐる状態でなくなつたとき。

三 配偶者が、離婚をしたとき。

四 配偶者が、六十五歳に達したとき。

五 子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。

七 子が、婚姻をしたとき。

八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く）が、十八歳に達したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳未満の子を除く。）について、その事情がなくなつたとき。

十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が、二十歳に達したとき。

5 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

（組合員である間の退職共済年金の支給の停止等）

第七十九条 退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において、その者の標準報酬の等級が第七十六条第二項に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間については、当該標準報酬の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、退職共済年金の額のうち、その額（退職共済年金の職域加算額及び前条第一項に規定する加給年金額を除く）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

3 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項の規定によりその者について加算が行われてゐる配偶者が、退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限り）の額に、その全額につき支給を停止するもの（その全額につき支給を停止されてゐるものを除く）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されてゐるものを除く）の支給を受けることができるとき、又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による障害基礎年金その他の年金である給付のうち、退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

4 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、前条第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

（他の共済組合の組合員等である間の退職共済年金の支給の停止）

第八十条 退職共済年金の受給権者が他の法律に基づく共済組合の組合員で長期給付に相当する給付に關する規定の適用を受けるもの（地方の組合の組合員を除く）又は国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）若しくは地方公務員等共済組合法（第一章の規定の適用を受ける者（以下この項において「他の共済組合の組合員等」という。）となつた場合において、当該受給権者の各年（当該受給権者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が政令で定める金額を超えるときは、当該他の共済組合の組合員等である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべき退職共済年金については、その額のうち、その額（退職共済年金の職域加算額及び第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く）に政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

2 前項に規定する政令で定める金額は、国家公務員の標準的な給与の年額から国家公務員であつた者が受ける標準的な年金の額を控除した金額を勘案して定めるものとし、同項に規定する政令で定める率は、同項に規定する所得金額の増加に応じて、当該所得金額が、同項に規定する政令で定める金額を超え当該標準的な給与の年額に對する額以下である場合には百分の一から百分の五十までの間を、超過するようには、当該標準的な給与の年額に對する額を超え当該標準的な給与の年額に對する額の九十分の五までの間を増加するようとする。

3 第一項に規定する所得金額とは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第二項に規定する給与所得の金額（退職共済年金及び国民年金法による老齢基礎年金その他の政令で定める年金である給付に係る所得の金

額を除く。から所得税法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

4 前項に定めるもののほか、第一項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職共済年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(退職共済年金の失権)

第八十条の二 退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三款 障害共済年金及び障害一時金

(障害共済年金の受給権者)

第八十一条 病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。)において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じ、その者に障害共済年金を支給する。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

3 病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、障害認定日において前項に規定する障害等級(以下「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態になつた者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

5 病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、その傷病(以下この項において「基準傷病」という。)以外の傷病により障害の状態にある者が、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害(以下この項において「基準障害」という。)と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になつたとき(基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病(基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病)に係る初診日以後であるときに限る。)は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害共済年金を支給する。

6 前項の障害共済年金の支給は、第七十三条第一項の規定にかかわらず、当該障害共済年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

(障害共済年金の額)

第八十二条 障害共済年金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額とする。この場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一号に掲げる金額が四十五万円より少ないときは、四十五万円を同号に掲げる金額とする。

一 平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額)

二 平均標準報酬月額額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額)

する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額)

2 前条第一項若しくは第三項の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤による傷病(以下「公務等傷病」という。)によるものであるとき、又は同条第五項の場合において同項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金(以下「公務等による障害共済年金」という。)の額の算定については、前項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、平均標準報酬月額に十二を乗じて得た金額の百分の二十(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の三十)に相当する金額(組合員期間の月数が三百月を超えるときは、当該金額にその超える月数一月につき平均標準報酬月額額の千分の一・五(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、千分の一・八七五)に相当する金額を加えた金額)とする。

3 公務等による障害共済年金(第八十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。)の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

- 一 障害等級一級 三百四十万円
 - 二 障害等級二級 二百四十万円
 - 三 障害等級三級 百九十万円
- 4 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日(前条第五項の規定による障害共済年金

については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第八十五条の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれその障害に係る障害認定日(同項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日)のうちいずれか遅い日とする。)の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

第八十三条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

2 前項の規定の適用上、障害共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項に規定する加給年金額は、十八万円とする。

4 第七十八条第四項(第五号から第十号までを除く。)の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。

(障害の程度が変わつた場合の障害共済年金の額の改定)

第八十四条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じ、その障害共済年金の額を改定する。

2 前項の規定は、障害共済年金(障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。)の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

(一)以上の障害がある場合の取扱ひ)

第八十五条 障害共済年金(障害等級の一級又

は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十一条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金（障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。）を支給すべき事由が生じた場合又は公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額の算定については、第八十二条第一項第二号に掲げる金額は、同号及び同条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 その者の公務等傷病による障害について算定されるべき第八十二条第二項の金額
二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ算定した第八十二条第一項第二号に掲げる金額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害について算定されるべき同号に掲げる金額を控除した金額

3 前項の規定は、同項の規定の適用によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

4 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

5 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項（第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、従前の障害共済年金の額に相当する額をもって、第一項の規定による障害共済年金の額とする。

6 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年金法による障害基礎年金を受けることができることにより当該障害共済年金の支給が停止される場合においては、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額の特例その他当該障害共済年金に關し必要な事項は、政令で定める。

第八十六条 障害共済年金（障害等級の二級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者（当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。）が、同法による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つたとき（当該障害基礎年金の給付事由となつた障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由であるときを除く。）は、当該障害共済年金の給付事由となつた障害と当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

（組合員である間の障害共済年金の支給の停止等）
第八十七条 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である間において、その者の標準報酬の等級が第七十六条第二項に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間については、当該標準報酬の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、障害共済年金の額のうち、その額（障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分及び第八十三条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

3 第七十九条第三項の規定は、第八十三条第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。この場合において、第七十九条第三項中「前条第一項」とあるのは、「第八十三条第一項」と読み替へるものとする。

4 障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、その該当しない間、障害共済年金の支給を停止する。（厚生年金保険の被保険者等である間の障害共済年金の支給の停止）

第八十七条の二 障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）又は第八十条第一項に規定する他の共済組合の組合員等（以下この項において「厚生年金保険の被保険者等」という。）となつた場合において、当該受給権者の各年（当該受給権者が退職した日の属する年を除く。）における同条第一項に規定する所得金額が同項に規定する政令で定める金額を超えるときは、当該厚生年金保険の被保険者等である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべき障害共済年金については、その額のうち、その額

（障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。）に第八十条第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による障害共済年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

（障害共済年金の失権）

第八十七条の三 障害共済年金を受ける権利は、第八十五条第四項の規定によつて消滅するほか、障害共済年金の受給権者が死亡したとき、又は障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつた場合において、その該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したときは、消滅する。

（障害共済年金と傷病補償年金等の調整）

第八十七条の四 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）については、国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準報酬月額に十二を乗じて得た金額の百分の二十（その受給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の二級に該当する場合にあつては、百分の三十）に相当する金額（第八十五条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち政令で定める場合に該当するものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額に相当する金額）（当該障害共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）の支給を停止す

る。

(障害一時金の受給権者)

第八十七条の五 公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日(療養の給付、特定療養費若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第五十九条第一項又は同法の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。)に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 同時に二以上の障害があるときは、前項の傷病によらないものを除き、これらの障害を併合した障害の状態を同項に規定する障害の状態として、同項の規定を適用する。

第八十七条の六 前条の場合において、退職の日に次の各号のいずれかに該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

一 この法律による年金である給付の受給権者

二 国民年金法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付その他の年金である給付で政令で定めるものの受給権者

三 当該傷病について国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償を受ける権利を有する者

(障害一時金の額)

第八十七条の七 障害一時金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算して

得た金額の百分の二百に相当する金額とする。この場合において、第一号に掲げる金額が四十五万円より少ないときは、四十五万円を同号に掲げる金額とする。

一 平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額

二 平均標準報酬月額額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額

第四款 遺族共済年金

(遺族共済年金の受給権者)

第八十八条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。

一 組合員(失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む。)が、死亡したとき。

二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者が、死亡したとき。

四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号に該当するときは、その遺族が遺族共済年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当するものとし、同項第四号には該当しないものとする。

(遺族共済年金の額)

第八十九条 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

「前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの」 次のイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算して得た金額

イ 平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

ロ 平均標準報酬月額額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

二 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次のイに掲げる金額にロに掲げる金額を加算して得た金額

イ 平均標準報酬月額額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める金額の四分の三に相当する金額

(1) 組合員期間が二十五年以上である者 平均標準報酬月額額の千分の一・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

(2) 組合員期間が二十五年未満である者 平均標準報酬月額額の千分の〇・七五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

2 組合員が、公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金(以下「公務等による遺族共済年金」という。)の額の算定については、前項第

一 号ロ又は第二号ロに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、平均標準報酬月額額の千分の三・三七五に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額とする。

3 公務等による遺族共済年金の額が八十五万円より少ないときは、八十五万円を当該遺族共済年金の額とする。

第九十条 遺族共済年金(第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。)の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満の間、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に四十五万円を加算した金額とする。

(遺族共済年金の支給の停止)

第九十一条 夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 妻に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 夫に対する遺族共済年金は、子が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。

止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、妻に支給する。

6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金（前条の規定により加算する金額を除く。）は、子に支給する。

第九十二条 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき遺族共済年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第九十三条 第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、同条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

2 第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第九十条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

（遺族共済年金の失権）
第九十三条の三 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。
二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）
三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。
2 遺族共済年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）が、十八歳に達したとき。
二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳未満の子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。

（遺族共済年金と遺族補償年金との調整）
第九十三条の三 公務等による遺族共済年金については、国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準報酬月額額の千分の三・三七五に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額（当該遺族共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）の支給を停止する。

第九十四条第一項中「行わず、また、当該障害については、第七十七条第三項の規定は、適用しない」と「行わない」に改め、同条第二項中「第三節第四款の規定による遺族給付（第四十五条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この項及び第百十二

条第三項において同じ。）」を「遺族共済年金である給付又は第四十五条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項及び第百十二条第三項において「遺族給付」という。）に改め、同条第三項中「第八十三条第一項を「第八十四条第一項に、」級」を「障害等級に、」障害年金」を「障害共済年金」に改める。

第九十七条第一項中「場合又は」を「とき又は」に、「場合には」を「ときは」に、「長期給付」を「退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額に、」一部は、行わない」を「一部を支給しない」に改め、同条第二項中「遺族給付を受ける権利を有する者」を「遺族共済年金の受給権者に改め、」ときは」の下に、政令で定めるところにより」を加え、

「遺族給付」を「遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の」に、「行わない」を「支給しない」に改め、同条第三項中「年金である給付（通算退職年金を除く。）」を「退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額」に改める。

第九十九条第一項各号列記以外の部分中「要する費用」の下に「老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。」を加え、同項第一号中「要する費用」の下に「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金の納付に要する費用を含む。」次項第一号において同じ。」を加え、短期給付に係る次項」を「同号」に改め、同項第二号中「第三項の規定による国又は日本国有鉄道の負担に係るものを除く。」を「基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項の規定による国又は日本国有鉄道の負担に係るものを除く。）を含む。次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。」に、「長期給付に係る次項」を「同号」に改め、同条第二項第一号中「老人保健法の規定による拠

出金及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。」を削り、同項第二号中「次号に掲げるもの及び次項の規定による国又は日本国有鉄道の負担に係るものを除く。」を削り、同項第三号中「公務による障害年金又は第八十八条第一号若しくは第四号の規定による遺族年金」を「公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）又は公務等による遺族共済年金」に改め、同条第三項中「長期給付に要する費用（前項第三号に掲げるものを除く。）のうち」を「基礎年金拠出金の納付に要する費用のうち」に、「支払われる長期給付（同号に規定する年金を除く。）の金額の百分の十五」を「納付される基礎年金拠出金の額の三分の一」に、「長期給付」を「基礎年金拠出金の納付に要する費用」に改め、同条第五項中「職員である組合員」を「職員」に改める。

第百条第一項前段中「掛金は」の下に、「組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き」を加え、「前日の属する月」を「属する月の前月」に改め、同項後段を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「大蔵省令で定めるところにより」を削り、「俸給」を「標準報酬の月額」に、「組合の」を「組合員前条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会」の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の掛金を徴収する。ただし、長期給付に係る掛金にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取

得たときは、その月の掛金を徴収する。ただし、長期給付に係る掛金にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取

得たときは、その月の掛金を徴収する。ただし、長期給付に係る掛金にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取

得したときは、その喪失した資格に係るその月の掛金は、徴収しない。

第百一条第一項中「俸給」を「報酬」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条第二項中「者を含む」以下この項及び次項を「者を含む」以下この条に、「俸給」を「報酬」に、「基く」を「基づく」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条第三項中「俸給」を「報酬」に、「払込」を「払込み」に改め、同条第四項中「長期給付に充てるべき」を「第九十九条第二項第二号に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合(前項の規定により当該掛金が連合会に払い込まれてゐる場合には、連合会)は、大蔵省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた掛金を組合員に還付するものとする。

第百二条第四項中「第九十九条に規定する長期給付及びその事務に要する費用並びに福祉事業に要する費用」を「第九十九条第二項第二号から第五号までに掲げる費用(同号に掲げる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。)」に改める。

第百三条第十項中「又は旧通則法第七条第一項の規定による確認その他の組合員期間の確認」を「組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査」に改め、「国家公務員等共済組合審査会」の下に「(以下「審査会」という。)」を加え、同条第二項中「又は確認を」「確認又は診査」に改める。

第百四条第一項中「国家公務員等共済組合審査会(以下「審査会」という。)」を「審査会」に改める。

第百十三條の次に次の一条を加える。

(組合員期間以外の期間の確認)
第百十三條の二 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、社会保

険庁長官(当該組合員期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

2 前項の規定による確認に関する処分に不服がある者は、国民年金法又は当該共済組合に係る法律の定めるところにより、国民年金法又は当該共済組合に係る法律に定める審査機関に対して審査請求をすることが出来る。

3 第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済年金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることが出来ない。

第百十四條中「この法律に基づく給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(資料の提供)

第百十四條の二 連合会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第七十九条第三項(第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は第七十九条第三項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第百十五條第一項中「決定に係る長期給付の額又は改定後の長期給付の額」を「長期給付の額(第七十八條第一項、第八十三條第一項又は第九十條の規定により加算する金額を除く。又は当該加算する金額に改め、「又はその全額が五十円未満であるとき」及び「又はその全額が五十円以上五十円未満であるとき」を削る。

第百二十條第一項中「若しくは国家公務員災害補償法に規定する通勤若しくはこれに相当する通勤」を「又は通勤」に改め、同条第二項を削る。

第百二十一條から第百二十三條までを次のように改める。

(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

第百二十一條 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十一条第三号から第十三号までに掲げる短期給付(その給付事由が通勤によるものを除く)は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。

一 組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付
二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員若しくは船員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付(失業に関する給付を除く。)

(船員組合員についての負担金の特例)
第百二十二條 国又は公共企業体等(指定法人を含む)は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第九十九条第二項の規定にかかわらず、同法第六十條第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

第百二十三條 削除
第百二十四條の二 第二項中「同章及び第六章中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める俸給」とを削る。
第百二十五條中「使用され、かつ、組合から給付を受ける者(常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。)」を使用される者」に改め、「同章及び第六章中「俸

給」とあるのは「運営規則で定める俸給」とを削る。

第百二十六條第一項中「使用され、かつ、連合会から給付を受ける者(常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。)」を「使用される者」に改める。

第百二十六條の二 第二項中「地方公務員等共済組合法第三條第一項に規定する地方公務員共済組合(以下「地方の組合」という。))を「地方の組合」に、「(同法)」を「(地方公務員等共済組合法)」に改め、同条第三項中「退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。)」を削り、「その者に係る責任準備金に相当する金額」を「第三十五條の二第一項の規定により積み立てるべき積立金の額のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額」に改める。

第百二十六條の五 第二項中「公共企業体等の負担金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金及び国又は公共企業体等の負担金を含む。)」を「公共企業体等(指定法人を含む)の負担金」に改め、同条第五項第一号の二「五十五歳の下に(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十五條第一項に規定する法定年達したことにより退職した自衛官のうち当該法定年が五十五歳未満である者にあつては、当該法定年)」を加える。

第百二十六條の六の次に次の一条を加える。
(経過措置)
第百二十六條の七 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められる範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第百三十條中「役員の下に」「又は日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合の代表者」を、「第二十五條の下に」「又は第百一十一條の二」を加える。

附則第三条の二第二項中「以下第九十二條の二」を「以下第七十五條の二」、第三十二條第一項及び第三十五條第二項を「及び第三十二條第一項に」、「同条第三項中「組合の代表者」とあるのは「連合会を組織する組合の代表者」を「第三十五條第二項中「二十一人」とあるのは「十六人」と、同条第三項及び第四項後段中「組合員」とあるのは「連合会を組織する組合の組合員」に改め、「及び第七十九條第一項」を削り、「第七十九條の二第五項及び第八十條第四項中「額」とあるのは「額は、連合会又は各公共企業体等の組合」とし、「第八十一條第三項及び第九十二條の二第二項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体等の組合」を「第百零三條第三項中「前条第二項第二号」とあるのは「連合会を組織する組合の前条第二項第二号」に、「第百二十六條の二第三項」を「第百二十四條の二及び第百二十六條の二第三項」に改め、同条第三項中「責任準備金」を「長期給付（基礎年金拠出金を含む）」に充てるべき積立金」に改め、同条第四項中「責任準備金」を「前項の規定により積み立てた積立金」に改め、「積立金」の下に「（基礎年金拠出金に係る積立金を含む）」を加え、同条第六項中「（退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。以下この項において同じ。）」を削り、「その者に係る責任準備金に相当する金額」を「第三項の規定により積み立てるべき積立金の額のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額」に改める。

附則第三条の三（見出しを含む。）中「運営審議会委員の任命」を「組合の運営審議会の委員の任命」に改める。

附則第四条の次に次の一条を加える。

（連合会の運営審議会の委員の任命の特例）
第四条の二 連合会の運営審議会の委員の任命については、附則第三条の三に規定する政令で定める日までの間、附則第三条の二第二項において読み替えて適用される第三十五條第

三項及び第四項後段中「組合員」とあるのは、「組合員又は当該組合員であつた者（連合会を組織する組合の運営審議会の委員であつた者に限る。）」として、これらの規定を適用する。

附則第六條の二を削る。

附則第八條中「第五十五條第二項」を「第五十五條第二項又は第三項」に、「同項に規定する」を「当該」に改める。

附則第十二條第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項前段中「公共企業体の負担金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金及び国又は公共企業体の負担金を含む。）」を「公共企業体等の負担金」に改め、同項後段を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 特別退職組合員の標準報酬の月額は、毎年一月一日（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日）における当該特別退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員（特別退職組合員を除く。）の標準報酬の月額の合計額を当該組合員の総数で除して得た額の二分の一に相当する金額の範囲内で定款で定める金額とする。

附則第十二條の二中「公務傷病」を「公務による傷病」に改める。

附則第十二條の三から附則第十二條の七までを次のように改める。

（退職共済年金の特例）
第十二條の三 当分の間、一年以上の組合員期間を有する六十五歳未満の者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等が二十五年以上である者が、六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることな

くして六十歳に達したとき。

二 六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。

2 当分の間、前項に定めるもののほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員（一年以上の組合員期間を有する者に限る。）が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬の等級が第七十六條第二項に規定する政令で定める等級以下の等級に該当するとき、又は六十歳以上六十五歳未満である組合員（一年以上の組合員期間を有する者に限る。）であつて、その者の標準報酬の等級が当該政令で定める等級以下の等級であるものの組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

第十二條の四 前条の規定による退職共済年金の額は、第七十七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 千二百五十円に組合員期間の月数（当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月）を乗じて得た金額
二 平均標準報酬月額の千分の七・五に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

2 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する前条の規定による退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に第七十七條第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

3 前条の規定による退職共済年金に係る第七十四條、第七十八條及び第八十條の規定の適用については、第七十四條第二項中「第七十七條第二項」とあるのは「附則第十二條の四第二項」と、第七十八條第二項中「前条の」とあ

るのは「附則第十二條の四第一項及び第二項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第八十條第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とする。

4 前条の規定による退職共済年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第九條の二第四項の規定によりその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることとなるときは、その間、その支給を停止する。

第十二條の五 附則第十二條の三の規定による退職共済年金を受ける権利は、第八十條の二の規定により消滅するほか、当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

第十二條の六 附則第十二條の三の規定による退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八條第一項及び第三項中「その権利」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利」とあるのは「附則第十二條の三の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」とする。

（特例による退職共済年金の支給開始年齢の特例）
第十二條の七 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第一の上欄に掲げる者に対する附則第十二條の三第一項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同

条第一項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとす

2 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第二の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第十二条の三第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとす。

3 前二項の規定の適用を受ける者に対する第七十九条第二項の規定の適用については、同項中「受給権者」とあるのは、「受給権者(六十歳以上である者に限る。)」とする。

(特例による退職共済年金の支給の繰上げ)
附則第十二条の七次に次の六条を加える。

第十二条の八 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分表の中欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を連合会又は公共企業体等の組合に申し出たときは、次項の規定の適用がある場合を除き、附則第十二条の三の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で

政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を連合会又は公共企業体等の組合に申し出たときは、附則第十二条の三の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

3 第一項又は前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則第十二条の四第一項又は第二項の規定により算定した金額から、その額の百分の四に相当する金額に附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢(以下「特例支給開始年齢」という。)と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

4 第一項又は第二項の規定による退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条から第八十条までの規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「附則第十二条の四第二項の規定により加算する金額に係る附則第十二条の八第三項の規定による減額後の額」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の八第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第七十九条第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者(六十歳以上である者に限る。)」と、第八十条第一項中「退職共済年金の受給権者」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律昭和六十一年法律第 号)附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者を除く。)」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金

5 第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された第一項又は第二項の規定による退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る特例支給開始年齢に達するまでの間は、同条第一項の規定により加算する部分の支給を停止する。

6 附則第十二条の四第四項、附則第十二条の五及び附則第十二条の六の規定は、第一項又は第二項の規定による退職共済年金について準用する。この場合において、附則第十二条の六中「附則第十二条の三」とあるのは、「附則第十二条の八第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

7 第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第七十七条第一項又は第二項の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、その金額に、第三項の規定により減じらるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた附則第十二条の四第一項第二号に掲げる金額又は当該金額と同条第二項の規定により加算する金額との合算額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者に対してこの法律を適用する場合における必要な技術的調整及びこれらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項及び第三項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの(第一項又は第二項の規定の適用を受ける者を除く。)について準用する。この場合において、第一

項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達した後六十歳」と、第三項中「附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳」とし、その者が次の各号のいずれにも該当しない者であるときは、更に、同項中「その額

項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達した後六十歳」と、第三項中「附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

(自衛官の退職共済年金の支給開始年齢等の特例)
第十二条の九 退職の時まで引き続き二十年以上自衛官として在職していた者その他これに準ずる者として政令で定めるものが各号のいずれかに該当するときは、当分の間、附則第十二条の三第一項中「六十歳」とあるのは、「五十五歳」として、同項の規定を適用し、附則第十二条の七の規定は、適用しない。

一定年(自衛隊法第四十五條第一項に規定する定年をいう。次号において同じ。)に達した者により退職した者
二 その者の事情によらないで定年に達するまで引き続き勤務することを困難とする理由により定年に達する日前一年内に退職した者で政令で定めるもの
2 前項に規定する者で同項各号のいずれかに該当するものに対する前条第一項から第八項までの規定の適用については、同条第一項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十歳に達した後五十五歳」と、同条第三項中「附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳」とし、その者が次の各号のいずれにも該当しない者であるときは、更に、同項中「その額

項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達した後六十歳」と、第三項中「附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳」とし、その者が次の各号のいずれにも該当しない者であるときは、更に、同項中「その額

の百分の四に相当する金額に」とあるのは「その額に」と、「を乗じて」とあるのは「に」に「応じ」保険数理を基礎とするほか次条第一項に定める理由を勘案して政令で定める率を乗じて」とする。

一 昭和十五年七月一日以前に生まれた者
二 昭和七十年六月三十日以前に退職した者
(障害共済年金の特例)

第十二条の十 第八十一条第三項から第六項までの規定は、当分の間、国民年金法附則第九條の二第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者

昭和六十一年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者

昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者

昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者

五十六歳
五十七歳
五十八歳
五十九歳

(退職一時金の返還)

第十二条の十二 次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金(以下この条及び次条において「退職共済年金等」という。)の支給を受ける権利を有することとなつたときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(以下この条において「支給額等」という。)に相当する金額を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金を支給した組合又は連合会に返還しなければならない。この場合において、当該一時金を支給した組合又は連合会がその者に当該退職共済年金等を支給しないときは、その者は、支給額等に相当する金額を

2 第八十四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者」とする。
(遺族共済年金の支給開始年齢の特例)

第十二条の十一 遺族共済年金の受給権者となつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第九十一条第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

五十六歳
五十七歳
五十八歳
五十九歳

当該退職共済年金等を支給する組合又は連合会に支払ふものとし、当該支払があつたときは、当該一時金を支給した組合又は連合会に支給額等に相当する金額を返還したものとみなす。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第八十条の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む)。

二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公

共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第五十四条の規定による退職一時金前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額を当該退職共済年金等の額から控除することにより返還する旨を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日から六十日を経過する日以前に、当該退職共済年金等を支給する組合又は連合会に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該退職共済年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該退職共済年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行ふものとする。この場合において、その控除後の金額をもつて、当該退職共済年金等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第十二条の十三 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金の支給を受ける権利を有することとなつたときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利

子に相当する額を加えた額(同項に規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する金額(同項又は同条第三項の規定により既に返還された金額を除く。))を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金を支給した組合又は連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

附則第十三条の二 前の見出しを「(衛視等)に対する退職共済年金の特例」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。
前項に規定する特定衛視等とは、衛視である国会議員、副看守長、看守部長若しくは看守である法務事務官、海上保安士である海上保安官又は陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官である組合員(以下「衛視等」という。)のうち昭和五十五年一月一日(以下この項において「基準日」という。)前に衛視等であつた期間を有する者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

附則第十三条の二 第二項を削り、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
特定衛視等に対する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十六条第一項 第一号

組合員期間等(組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七條第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。)が二十五年以上である者

附則第十三条第一項に規定する特定衛視等

第七十六條第二項	組合員期間等が二十五年以上である組合員	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
第七十七條第二項	次、各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に 組合員期間が二十五年以上である者	第一号 附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
第七十八條第一項	退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る)	退職共済年金 その権利を取得した当時
第七十九條第三項	二十年以上であるもの	二十年以上であるもの及び附則第十三条第一項に規定する特定衛視等に該当して支給されるもの
第八十條第一項	同項	前条第一項
第八十九條第一項	次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める組合員期間が二十五年以上である者	(1)に定める 附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
第九十條	遺族共済年金(第八十八條第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十五年未満であるものを除く)	遺族共済年金 附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
附則第十二条の三	組合員期間等が二十五年以上である組合員	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
附則第十二条の三	組合員期間等が二十五年以上である組合員	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等

附則第十二条の四 第一項第一号	当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月	であるものが附則第十三条第一項に規定する特定衛視等に該当する者となつたとき
附則第十二条の四 第二項	第七十七條第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に 退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る)	第七十七條第二項第一号 退職共済年金
附則第十二条の七 第一項及び第二項	組合員期間が二十五年以上である者	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等
附則第十二条の八 第一項、第二項及び第九項	組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者	附則第十三条第一項に規定する特定衛視等

附則第十三条の二第三項から第五項までを削り、同条を附則第十三条とする。

附則第十三条の三から附則第十三条の八までを削る。

附則第十三条の九中「附則第十九条」を「附則第二十八條の四」に、「附則第十三条」を「附則第十九条」に改め、「同法附則第十九条から附則第二十六條までの規定による給付は附則第十三条から前条までの規定による給付と」を削り、同条を附則第十三条の二とする。

附則第十三条の十及び附則第十三条の十一を削る。

附則第十三条の十二第一項中「附則第十三条の十五第一項」を「附則第十三条の五」に、「退職年金(附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金を含む)又は通算退職年金を受ける権利を有する者」を「退職共済年金の受給権者」に改め、同条第二項中「退職年金(附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金を含む)又は通算退職年金を受ける権利を有する者」を削る。

「退職共済年金の受給権者」に改め、同条第六項第二号を次のように改め、同条を附則第十三条の三とする。

二 退職共済年金を受けることができる組合員期間等を有することとなつたとき。

附則第十三条の十三を削る。

附則第十三条の十四第二項中「昭和三十三年法律第九十二号」を削り、同条を附則第十三条の四とする。

附則第十三条の十五の見出し中「退職年金」を「退職共済年金」に改め、同条第一項中「場合において」の下に、その者が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて「以上」であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する」を「以上であるもの」と改め、第七十六條及び附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を附則第十三条の五とする。

る。

附則第十三条の十六から附則第十三条の十八までを削る。

附則第十三条の十九の見出し中「特例退職年金」を「退職共済年金」に改め、同条中「附則第十三条の十五から前条まで」を「前条」に改め、同条第二号中「退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者」を「退職共済年金の受給権者」に改め、同条を附則第十三条の六とする。

附則第十三条の二十第一項中「附則第十三条の十二第一項」を「附則第十三条の三第一項」に、「附則第十三条の十五第一項」を「附則第十三条の五」に改め、同条第二項中「附則第十三条の十二第一項」を「附則第十三条の三第一項」に改め、同条第三項中「附則第十三条の十二第一項」を「附則第十三条の三第一項」に、「附則第十三条の十五第一項」を「附則第十三条の五」に改め、同条を附則第十三条の七とする。

附則第十三条の二十一中「附則第十三条の十二」を「附則第十三条の三」に改め、「並びに特例退職年金及び特例遺族年金の支給に必要事項」を削り、同条を附則第十三条の八とする。

附則第十四条の二第一項中「老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む」を削り、同条第三項中「第百条第二項」を「第百条第三項」に改め、同条第五項中「第三十五条第四項及び第五項」を「第三十五条第五項及び第六項」に改める。

附則第十四条の十第一項中「第三条第三項及び第四項」を「第三条第三項から第五項まで」に改め、同条第三項中「第三十五条第四項及び第五項」を「第三十五条第五項及び第六項」に改める。附則第二十條第二項中「及び次条第一項」を削る。

り、同条第三項中「年金たる給付」を「年金である給付」に改める。

附則第二十條の二を次のように改める。

(国鉄共済組合の組合員期間及び国鉄共済組合が支給する長期給付の特例)

第二十條の二 組合員期間の全部又は一部が国鉄共済組合の組合員であつた期間である者に支給する長期給付に対する第七十七條第二項、第八十二條第一項第二号及び第二項、第八十七條の七第二号並びに第八十九條第一項第一号及び第二号並びに第九十九條第一項適用については、長期給付財政調整事業が実施されている間、これらの規定中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間(附則第十四条の三第二項に規定する国鉄共済組合の組合員であつた期間を除く期間)」とする。

2 長期給付財政調整事業が実施されている間、国鉄共済組合が支給する長期給付については、退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額に相当する部分、障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する部分、障害一時金の額のうち第八十七條の七第二号に掲げる金額の百分の二百に相当する部分又は遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する部分は、支給しないものとする。

3 連合会を組織する組合の組合員、日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者が国鉄共済組合の組合員となり、国鉄共済組合から長期給付の支給を受けることとなるときは、連合会又は日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合(地方の組合の組合員が国鉄共済組合の組合員となつたときは、連合会)は、政令で定めるところにより、その者に前項の規定により支給しないものとされる長期給付を支給するものとする。

4 前項の規定により支給される給付は、第二項の規定により支給しないものとされた部分

以外の部分として国鉄共済組合が支給する長期給付と同一の給付事由に基づき支給される給付とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、連合会を組織する組合の組合員又は日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合の組合員であつた者が国鉄共済組合の組合員となつた場合における附則第十三条の二第六項の規定による改める。

附則別表第一(附則第十二条の七、附則第十二条の八関係)

昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

附則別表第二(附則第十二条の七、附則第十二条の八関係)

昭和六十年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者	五十六歳	四十六歳
昭和五十九年七月一日以前に生まれた者		
昭和五十九年七月二日から昭和六十四年六月三十日までの間に退職した者	五十七歳	四十七歳
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に退職した者	五十八歳	四十八歳
昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に退職した者	五十九歳	四十九歳

別表第二から別表第四までを削り、別表第一を別表とする。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 更新組合員に関する一般的経過措置(第五条―第九条)
第三章 退職共済年金等に関する経過措置(第十条―第十九条)
第四章 特殊の資格を有する組合員の特例(第二十條―第二十一条)
第五章 再就職者に関する経過措置(第二十二條)
第六章 恩給更新組合員に関する経過措置(第二十三條―第二十七條)

第七章 特殊の組合員に関する経過措置(第二十八條・第二十九條)

第八章 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等(第三十條・第三十一條)

第九章 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等(第三十三條・第三十九條)

第十章 移行組合員等に関する経過措置等

第一節 移行組合員等に関する一般的経過措置(第四十條・第四十四條)

第二節 移行更新組合員等に関する経過措置(第四十五條・第五十二條)

第十一章 雑則(第五十三條・第五十七條)

附則

第二条第一項第三号中、「傷病、公務傷病、公務による障害年金、公務によらない障害年金」及び「衛視等の俸給年額」を削り、「第三条」を第三条第一項に改め、「新法第六十六條第三項、新法第八十一條第一項第一号若しくは第二項を削り、「新法附則第十三條、新法附則第十三條の二第二項又は新法附則第十三條の九を新法附則第十三條第二項又は新法附則第十三條の二に改め、同項中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、第十七号から第二十号までを削り、同条第二項を削る。

第三条の二を次のように改める。

(施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等)

第三条の二 前条に規定する給付のうち年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参照して、政令で定めるところにより改定する。

2 前条に規定する給付のうち年金である給付の支給期月については、新法第七十三條第四

項の規定を準用する。

第七條第一項に次のただし書を加える。
ただし、次の期間のうち昭和三十六年四月一日まで引き続き期間以外の期間については、当該期間を組合員期間に算入して二十年に満たない場合は、この限りでない。

第七條第一項第一号中「(法律第五十五号附則第四十六條)を(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という。附則第四十六條に、「年金たる給付」を「年金である給付」に、「年金たる恩給」を「年金である恩給」に改め、「(第一條第一項第二号中「戦務加算等の期間」という。を削り、同項第二号中「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号。以下「昭和六十年改正法」という。第三條の規定による改正前の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」に改め、同項第六号中「第五十一條の二第四項第三号」を「第三十一條第四項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 更新組合員で新法附則第十三條第一項に規定する特定衛視等である者に対する第一項の規定の適用については、同項中「算入する。ただし、次の期間のうち昭和三十六年四月一日まで引き続き期間以外の期間については、当該期間を組合員期間に算入して二十年に満たない場合は、この限りでない」とあるのは、「算入する」と読み替えるものとする。

「第三章 退職給付に関する経過措置」及び「第一節 退職年金の受給資格に関する経過措置」を削る。

第八條を次のように改める。

(恩給公務員であつた更新組合員の特例)
第八條 更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたもののうち、次の各号のいずれか

に該当する者に対する別表の上欄に掲げる新法又はこの法律の規定の適用については、これらの規定中別表の中欄に掲げる字句は、それぞれ別表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一次のイからハまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ施行日前の在職年の年数と施行日以後の新法第三十八條第一項に規定する組合員期間の年数とを合算した年数数がそれぞれイからハまでに掲げる年数以上であるもの
イ 施行日前の在職年が十一年以上である者 十七年
ロ 施行日前の在職年が五年以上十一年未満である者 十八年
ハ 施行日前の在職年が五年未満である者 十九年

二 第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば、普通恩給を受ける権利を有することとなるもの(前号の規定の適用を受ける者を除く。)

第九條各号列記以外の部分を次のように改める。

第七條第一項本文の規定を適用して算定した新法第三十八條第一項に規定する組合員期間に次の期間を算入するものとしたならば、その期間が二十年以上となる更新組合員に対する別表の上欄に掲げる新法又はこの法律の規定の適用については、これらの規定中別表の中欄に掲げる字句は、それぞれ別表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「第三十一條第四項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第三章 退職共済年金等に関する経過措置

第十條を次のように改める。

(恩給公務員期間又は旧長期組合員期間を有する者の退職共済年金の支給開始年齢等の特

例) 第十條 次の各号のいずれかに該当する更新組合員(組合員期間(第七條の規定を適用して算定した新法第三十八條第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。))が二十年以上である者に限る。が六十歳に達する前に退職(新法第二條第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ。))した場合における新法附則第十二條の三第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることとなして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」とする。

一 第七條第一項第一号の期間に該当する期間が五年以上であるもの
二 第七條第一項第二号から第四号までの期間に該当する期間が六年以上であるもの
2 前項に規定する更新組合員に支給する新法附則第十二條の三の規定による退職共済年金は、その者が六十歳(その者が、新法附則第十二條の七第一項又は第二項に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第一又は新法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項及び次項において同じ。)未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

3 第一項第一号に規定する更新組合員に支給する新法附則第十二條の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額(新法第七十八條第一項に規定する加給年金額を除く。)に第七條第一項第一号の期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前項の規定にかかわらず、当該金額のうち、四十五歳に達した日以後五十歳に

達するまではその百分の五十に相当する金額、五十歳に達した日以後五十五歳に達するまではその百分の七十に相当する金額、五十五歳に達した日以後はその百分の百に相当する金額をそれぞれ支給する。

4 第一項第二号に規定する更新組合員に支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額（新法第七十八條第一項に規定する加給年金を除く。）に第七條第一項第二号から第四号までの期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、第二項の規定にかかわらず、五十歳に達した日以後、当該金額を支給する。

「第二節 退職年金の額に関する経過措置」を削る。

第十一條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（控除期間等の期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例）

第十一條 組合員期間のうち控除期間並びに第七條第一項第五号及び第六号の期間（以下第十三条までに於いて「控除期間等の期間」という。）を有する更新組合員に対する退職共済年金（新法第七十六條、新法附則第十二條の三又は新法附則第十二條の八の規定による退職共済年金をいう。以下同じ。）の額は、新法第七十七條第一項及び第二項、新法附則第十二條の四第一項及び第二項又は新法附則第十二條の八第三項並びに新法第七十八條の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から次の各号に掲げる者（組合員期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に掲げる額を控除した金額とする。

一 組合員期間が三十五年以下の者 退職共済年金の額（新法第七十八條第一項に規定する加給年金を除き、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の規定によ

る老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち、組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

二 控除期間等の期間以外の組合員期間が三十五年を超える者 退職共済年金の額（新法第七十八條第一項に規定する加給年金を除き、六十五歳に達するまでは、新法附則第十二條の四第一項第一号の規定により算定した額又は同号に規定する金額に係る新法附則第十二條の八第三項の規定による減額後の額を除く。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額三 組合員期間が三十五年を超え、かつ、控除期間等の期間以外の組合員期間が三十五年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 控除期間等の期間のうち三十五年から控除期間等の期間以外の組合員期間を除いたものについては、第一号の規定の例により算定した額

ロ 控除期間等の期間のうちイに掲げる期間以外のものについては、前号の規定の例により算定した額

2 前項の規定を適用して算定された新法附則第十二條の三又は新法附則第十二條の八の規定による退職共済年金の額のうち、新法附則第十二條の四第一項第一号に掲げる金額又は同号に規定する金額に係る新法附則第十二條の八第三項の規定による減額後の金額に相当する額が、組合員期間が二百四十月であるものとして算定した新法附則第十二條の四第一項第一号に掲げる金額又は同号に規定する金額に係る新法附則第十二條の八第三項の規定による減額後の金額より少ないときは、当該

金額をもつて当該相当する額とする。

第十一條の二を削る。

第十二條を次のように改める。

（控除期間等の期間を有する更新組合員に係る障害共済年金の額の特例）

第十二條 組合員期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する障害共済年金（新法第八十一條に規定する障害共済年金をいう。以下同じ。）の額は、当該障害共済年金の額から、その額（新法第八十三條第一項に規定する加給年金を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額を超え、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

第十三條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（控除期間等の期間を有する更新組合員に係る遺族共済年金の額の特例）

第十三條 組合員期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族（新法第二條第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。）に対する遺族共済年金（新法第八十八條に規定する遺族共済年金をいう。以下同じ。）の額は、当該遺族共済年金の額から、その額（新法第九十條の規定により加算される金額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には当該遺族基礎年金の額を加えた額）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超え、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

第十四條を次のように改める。

（一時恩給又は旧法等の規定による退職一時金の返還）

第十四條 一時恩給を受けた後その基礎となつた在職年の年数一年を二月に換算した月数内に再び恩給公務員となつた更新組合員又は一時恩給を受けた後再び恩給公務員となることなく当該月数内に更新組合員となつた者が、退職共済年金（その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。第三項において同じ。）又は障害共済年金を受け、第四條並びに第五條第一項及び第二項本文の規定を適用しないものとした場合又は更新組合員である間恩給公務員であつたものとみなした場合に恩給法第六十四條ノ二本文の規定により控除すべきこととなる金額の十五倍に相当する金額（次項において「支給額」という。）を当該退職共済年金又は障害共済年金を受け、その権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時恩給に係る裁定庁に返還しなればならない。

2 支給額に相当する金額の返還は、前項の退職共済年金又は障害共済年金を支給する組合又は連合会に当該金額を支払う方法により行うものとする。この場合においては、新法附則第十二條の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

3 旧法等の規定による退職一時金を受けた更新組合員が第一項に規定する退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、新法附則第十二條の十二の規定を準用する。

「第三節 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置」を削る。

第十五條から第十七條までを次のように改める。

第十五條 前条第一項に規定する者の遺族が遺

族共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、同条第一項に規定する支給額に相当する金額(同項又は同条第二項の規定により既に返還された金額を除く)を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時恩給に係る裁定庁に返還しなければならない。

2 前項の支給額に相当する金額の返還は、同項の遺族共済年金を支給する組合又は連合会に当該金額を支払う方法により行うものとする。この場合においては、新法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

3 旧法等の規定による退職一時金を受けた更新組合員の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、新法附則第十二条の十三の規定を準用する。

(公務等による障害共済年金に関する規定の適用)

第十六条 新法第四章第三節第三款中新法第八十二条第二項に規定する「公務等による障害共済年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務による傷病により障害の状態となつた場合について適用する。

(公務等傷病による死亡に係る遺族共済年金の規定の適用)

第十七条 新法第四章第三節第四款中新法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務による傷病により死亡した場合について適用する。

第十七条の二を削る。

「第四節 減額退職年金に関する経過措置」を削る。
第十八条及び第十九条を次のように改める。
(旧法の規定による障害年金の額の改定の特例)

第十八条 新法第八十四条第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十二条の規定により障害年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、新法第八十四条第一項中「障害の程度に依りて」とあるのは、「旧法別表第二の上欄に掲げる障害の程度に依りて」とする。

(旧法の規定による遺族年金の失権に関する経過措置)

第十九条 旧法第四十六条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が養子縁組をした場合における当該遺族年金の失権については、昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の新法(以下「昭和六十年改正前の新法」という)第九十一条第三号の規定の例による。

第四章及び第五章を削る。

第六章の章名中「期間又は資格」を「資格」に改める。

第三十六条及び第三十七条を削る。

第三十八条第二項及び第三項を削り、第六章中同条を第二十条とする。

第三十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その者がその時までに支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする。

第三十九条第二項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第四十条を削る。

第六章を第四章とする。

第四十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二章(第五条第一項及び第二項、第五条の二並びに第六条第一項及び第二項を除く)、第三章(第十八条及び第十九条を除き、第二号に掲げる者にあつては第七條第一項第六号及び第九号を除く)及び前章の規定は、次に掲げる者(第四十条第三号に規定す

る移行組合員及び第五十条第一項各号に掲げる者に該当する者を除く)について準用する。

第四十一条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、第五條第三項中「前項ただし書の申出がなかつた場合には、その申出をしなかつた者」とあるのは「普通恩給を受ける権利を有する者で、第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、

「同項第一号に規定する普通恩給」とあるのは「当該普通恩給」と、「施行日」とあるのは「第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、同条第四項中「施行日」とあるのは「第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、第六條第三項中「第一項ただし書の申出があつた場合には、その申出をした者」とあるのは「旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者で第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつたもの」と、

「同項ただし書に規定する退職年金」とあるのは「当該退職年金」と、第七條第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「第二十二條第一項各号に掲げる長期組合員となつた日の属する月を除く」と、第八條中「施行日」とあるのは「第二十二條第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、第十四條第一項中「更新組合員である間」とあるのは「施行日から退職の日まで」と読み替え、第一項第二号に掲げる者については、更に、第七條第一項第五号中「施行日」とあるのは、「長期組合員となつた日」と読み替えるものとする。

第四十一条第三項中「次条、第四十一条の三及び第四十一条の四」を削り、「第四十一条第一項、第十一條の二」を「第八條、第十四條」に改め、「新法第七十八條その他の」を削り、同条第五項中「第二十條又は第二十七條」を「第十六條又は第十七條」に、「第四十一条第一項第二号」

を「第二十二條第一項第二号」に改め、第七章中同条を第二十二條とする。

第四十一条の二から第四十一条の四までを削る。

第七章を第五章とする。

第八章第一節の節名を削る。

第四十二條第一項中「第四十一条第一項第二号」を「前条第一項第二号」に、「第四十九條、第五十一條の三、第五十三條及び第五十四條」を「及び第三十二條」に改め、同条第二項中「第二條第一項第七号」を「第二條第七号」に改め、第八章中同条を第二十三條とする。

第八章第二節の節名を削る。

第四十三條中「當る」を「當たる」に改め、同条を第二十四條とし、第八章中同条の次に次の三條を加える。

(簡便等の退職共済年金等の受給資格に関する特例)

第二十五条 簡便等であつた期間が十五年(新法附則第十三條第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)未満である恩給更新組合員で次の各号のいずれかに該当する者に対する別表の上欄に掲げる新法又はこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

一 次のイからハまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ昭和三十四年十月一日前の警察在職年の年数と同日以後の簡便等であつた期間の年数とを合算した年数以上がそれぞれイからハまでに掲げる年数以上であるもの

イ 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が八年以上である者 十二年
ロ 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年以上八年未満である者 十三年
ハ 昭和三十四年十月一日前の警察在職年

が四年未満である者 十四年

二 第五十条第二項本文の規定を適用しないとしたならば、警察監獄職員の普通恩給を受ける権利を有することとなるもの（前号の規定の適用を受ける者を除く。）

（衛視等の退職共済年金の支給開始年齢等に関する特例）

第二十六条 第七号第一項第一号の期間のうち第二十四条の規定により衛視等であつた期間に算入される期間が四年以上である恩給更新組合員（組合員期間が二十年以上である者に限る。）に対する新法附則第十二条の三第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」とする。

2 第十号第二項及び第三項の規定は、前項に規定する恩給更新組合員に対して支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の支給について準用する。

（再就職者の取扱）

第二十七条 第二十四条から前条までの規定は、衛視等であつた期間を有する者で長期組合員となつたもの（恩給更新組合員である者を除く。）について準用する。

第四十四条から第四十八条の五までを削る。

第八章を第六章とする。

第四十九条を削る。

第四十九条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項を前項に改め、同項を同条第二項とし、第九章中同条を第二十八条とする。」

第四十九条の三を削る。

第五十条第一項中「第四章、第五章」を「第十六条、第十七条」に、「第五十五条第一項」を「第五十四条第一項」に、「第四章及び第五章」を「第十六条及び第十七条」に改め、第九章中同条を

第二十九条とする。

第九章を第七章とする。

第五十一条第一項中「第二百二十六条の二第二項を第七十四条第二項に、同項を新法第二百二十六条の二第一項に改め、同条第二項中「第二十條、第二十七條及び第二十八條」を「第十六條及び第十七條」に改め、同条第三項中「第五十五條第一項第二号に掲げる者である職員」を「第三十六條第一項第二号に掲げる者である職員」に、「第四十一条第一項第二号」を「第二十二條第一項第二号」に、「第五十五條第一項第二号に掲げる者となつた日前」を「第三十六條第一項第二号に掲げる者となつた日前」に改め、「第二十二條第二項並びに第十三條第三項及び第四項中「施行日」とあるのは「地方の施行法第五十五條第一項第二号に掲げる者となつた日（同号に掲げる者となる前に第四十一条第一項第二号に掲げる者であつたものにあつては、同号に掲げる者となつた日）」とを削り、第九章の二中同条を第三十条とする。

第五十一条の二第二項中「常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七條第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九條第一項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。）」を「地方の新法第二條第一項第一号に規定する職員」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第二條第一項第七号」を「第二條第七号」に改め、同条第四項中「第四十一条第一項又は第二十三條第一項」を「第二十二條第一項又は第二十三條第一項」に改め、同項第三号中「同法」を「法律第二百五十五号」に改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「同日」を「施行日」に、「退職年金、減額退職年金又は障害年金」を「退職共済年金又は障害共済年金」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第六項中「遺族年金」を「遺族共済年金」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「第六十四條第一項」を「第四十五條第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「前八項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第三十一条とする。

職共済年金又は障害共済年金」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第六項中「遺族年金」を「遺族共済年金」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「第六十四條第一項」を「第四十五條第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「前八項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第三十一条とする。

第五十一条の三第一項中「地方の新法及び地方の施行法の規定による給付は新法及びこの法律中の相当する規定による給付」とを削り、同条第二項中「第五十五條第一項の規定の適用を受ける者を含む。」である警察職員を「第三十六條第一項の規定の適用を受ける者を含む。」である警察職員に、「第八章第二節を第六章」に、「第四十四條第一項及び第四十五條の四を「第二十五條第一号」に、「第五十五條第一項の規定の適用を受ける者を含む。」となつた日」を「第三十六條第一項の規定の適用を受ける者を含む。」となつた日」を含む。）となつた日」に改め、「第四十五條の三第三項中「施行日の前日」とあるのは「地方の更新組合員（地方の施行法第五十五條第一項の規定の適用を受ける者を含む。）となつた日の前日」とを削り、第九章の二中同条を第三十二条とする。

第九章の二を第八章とする。

第九章の三中第五十一条の四を第三十三条とする。

第五十一条の五第二項中「による通算退職年金」を「による退職共済年金又は昭和六十年改正前の新法の規定による通算退職年金」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三十四条とする。

3 復帰更新組合員であつた者に係る年金である給付の額の改定に関する法令の制定又は改正が行われた場合においては、前二項の規定により連合会が支給すべき年金である給付の額を改定するものとし、その改定については、政令で特別の定めをするものを除き、当

該法令の改正規定の例による。

第五十一条の六第二項中「第五十一条の二十四」を「第五十一条」に改め、同条を第三十五条とする。

第五十一条の七第一項及び第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、同条を第三十六条とする。

第五十一条の八第一項中「沖繩の共済法及び年金法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付」とを削り、同条第二項中「第二十條及び第二十七條」を「第十六條及び第十七條」に改め、「第二十八條中「施行日」とあるのは「年金法の施行の日」とを削り、同条第四項中「第二條第一項第七号」を「第二條第七号」に改め、同条第六項中「第五十一条の二第五項又は第六項」を「第三十一條第五項又は第六項」に、「退職年金、減額退職年金若しくは障害年金又は遺族年金」を「退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金」に改め、同項第一号中「第五十一条の六第二項第二号ただし書」を「第三十五條第二項第二号ただし書」に改め、同条を第三十七条とする。

第五十一条の九第一項中「衛視等となつたものが退職した場合において」を「衛視等となつたものは」に、「適用する」としたならば退職年金を支給すべきこととなるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を適用するに改め、同条第二項中「復帰更新組合員に係る退職年金の額の算定方法その他長期給付に關し」を「復帰更新組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に關する規定の適用について」に改め、同条を第三十八条とする。

第五十一条の十中「退職年金の受給資格及び退職年金の額」を「退職共済年金の受給資格」に改め、第九章の三中同条を第三十九条とする。

第九章の三を第九章とする。

第十一章を削る。

第五十三条を削る。

組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七條第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者	国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第八條に規定する者若しくは同法第九條に規定する者（以下「特定更新組合員等」という。）又は同法第二十五條各号のいづれかに該当する者（以下「特定衛視等」という。）
組合員期間等が二十五年以上であるもののその組合員期間等が二十五年以上となつたとき	であるものが特定更新組合員等又は特定衛視等に該当する者となつたとき
次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第一号
組合員期間が二十五年以上である退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）	特定更新組合員等又は特定衛視等 退職共済年金
その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）当該退職共済年金の額の算定	その権利を取得した当時

新法第七十九条第三項	二十年以上であるもの	
新法第八十条第一項第四号	組合員期間等が二十五年以上である者	二十年以上であるもの及び特定更新組合員等又は特定衛視等に該当するもの
新法第八十一条第一項第二号	次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める組合員期間が二十五年以上である者	(1)に定める 特定更新組合員等又は特定衛視等
新法第九十条	遺族共済年金(第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く)	遺族共済年金
新法附則第十二条の三第一項第一号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法附則第十二条の三第二項	組合員期間等が二十五年以上であるもの、その組合員期間等が二十五年以上となつたとき	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法附則第十二条の四第一項第二号	当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月	当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百二十月を超えるときは四百二十月とする。
新法附則第十二条の四第二項	第七十七条第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第七十七条第二項第一号
新法附則第十二条の六	退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る)	退職共済年金
新法附則第十二条の七第一項及び第二項	組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等
新法附則第十二条の八第一項、第二項及び第九項	組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員等又は特定衛視等

第七条第一項	算入する。ただし、次の期間のうち昭和三十一年四月一日まで引き当該期間を組合員期間に算入して二十年に満たない場合は、この限りでない。	算入する
第十条第一項	更新組合員(組合員期間(第七十八条の規定を適用して算定した新法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ)が二十年以上である者に限る)	第八條に規定する者又は第九條に規定する者
第十一條第一項	次の各号に掲げる者(組合員期間が二十年以上である者に限る)	次の各号に掲げる者
第十四條第一項	退職共済年金(その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。第三項において同じ)	退職共済年金
第二十六條第一項	恩給更新組合員(組合員期間が二十年以上である者に限る)	恩給更新組合員

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條―第二十四條」を「第二十二條・第二十三條」に改める。

第一条の二を次のように改める。

(年金額の改定)

第一条の二 この法律による年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参照して、政令で定めるところにより改定する。

第五条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する年金である給付の支給期月については、共済組合法第七十三条第四項の規定を準用する。

第七条第一項中「年金の額を」の下に「第一条

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

附則

第二十四條を削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(用語の定義)

第二条 この条から附則第六十六條までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新共済法 第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法をいう。

二 旧共済法 第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。

三 新施行法 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

四 旧施行法 第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施

行法をいう。

五 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金、それそれ旧共済法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金をい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

六 旧共済法による年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金をい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

七 物価指数、総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。

八 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金、それそれ新共済法の規定による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

九 新共済法による年金、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金をいう。

十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金、それそれ国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号。以下附則第六十六条までにおいて「国民年金等改正法」という。)第一条の規定による改正後の国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号。以下附則第六十六条までにおいて「新国民年金法」という。)の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

(施行日前に給付事由が生じた給付に関する一般的な経過措置)

第三条 別段の定めがあるもののほか、新共済法及び新施行法の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 施行日前の組合員である間の通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。)により病氣

にかかり、又は負傷し、その病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「傷病」という。)により障害の状態にある者又は死亡した者に係る新共済法及び新施行法の障害共済年金若しくは障害一時金又は遺族共済年金に関する規定の適用については、その者は当該通勤による傷病によらないで障害の状態になり、又は死亡したものとみなす。

(短期給付に関する経過措置)

第四条 施行日前に退職した者に支給される出産費、埋葬料及び家族埋葬料、傷病手当金並びに出産手当金でその給付事由が施行日以後に生じたものの新共済法第六十一条第一項本文、第六十三条第一項本文及び第三項本文、第六十六條第一項及び第二項並びに第六十七條第一項に規定する金額については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新共済法第六十六條の規定による傷病手当金の支給を受ける者が障害年金を受ける権利を有する場合又は旧共済法による障害一時金の支給を受けることとなつた場合における当該傷病手当金の支給及び当該傷病手当金と当該障害年金又は障害一時金の額との調整については、新共済法第六十六條第五項及び第六項の規定にかかわらず、旧共済法第六十六條第五項及び第六項の規定の例による。

(施行日前に退職した者に対する新共済法の長期給付に関する規定の適用関係)

第五条 新共済法及び新施行法の退職共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者について適用する。ただし、その者が退職年金若しくは減額退職年金の受給権者若しくは通算退職年金の受給権者で大正十五年四月一日以前に生まれたもの(施行日において組合員である者及び施行日以後に再び組合員となつた者を除く。)であるとき、又は昭和三十六年四月一日以後に組合員であつた期間を有しない者であるときは、この限りでない。

2 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、組合員である間の傷病により、施行日以後に新共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受けることができるときは、この限りでない。

3 新共済法及び新施行法の遺族共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

(旧公企体組合員期間を有する者の取扱ひ等)

第六条 新共済法及び新施行法の退職共済年金に関する規定は、旧公企体長期組合員(新施行法第四十條第二号に規定する旧公企体長期組合員をいう。以下同じ。)であつた者(移行組合員等(新施行法第四十條第三号に規定する移行組合員、新施行法第四十三條の規定により当該移行組合員とみなされた者及び新施行法第四十四條各号に掲げる者をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。についても、適用する。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

2 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、旧公企体長期組合員であつた者が旧公企体長期組合員である間の傷病により、施行日以後に新共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

3 新共済法及び新施行法の遺族共済年金に関する規定は、旧公企体長期組合員であつた者が施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

4 前三項の規定により旧公企体長期組合員であつた者に対し新共済法及び新施行法の規定を適用する場合においては、その者が旧公企体長期組合員であつた間組合員であつたものと、その者の旧公企体組合員期間(新施行法第四十條第五号に規定する旧公企体組合員期間をいう。以下同じ。))を組合員期間とみなすほか、新施行法第四十五條及び第四十七條の規定の例による。

5 前各項に定めるもののほか、旧公企体長期組合員であつた者又はその遺族に対し新共済法及び新施行法の規定を適用する場合において必要な技術的調整その他の旧公企体長期組合員であつた者に対する新共済法及び新施行法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(組合員期間の計算に関する経過措置)

第七条 新共済法第三十八條の規定は、施行日以後の期間に係る組合員期間の計算について適用し、施行日前の期間に係る組合員期間の計算については、なお従前の例による。

(標準報酬に関する経過措置)

第八条 組合員は、施行日の前日において組合員であり、施行日以後引き続き組合員である者の施行日から昭和六十一年九月三十日までの間における標準報酬(新共済法第四十二條第一項に規定する標準報酬をいう。以下同じ。))の等級及び月額について、その者が昭和六十一年六月に受けた新共済法第二條第一項第五号に規定する報酬(その者が同年六月一日から昭和六十一年二月二十八日までの間に組合員の資格を取得した者であるときは、その資格を取得した日の属する月の翌月に受けた当該報酬とし、その者が同年三月一日以後に組合員の資格を取得した者であるときは、その資格を取得した日の現在の当該報酬とする。)の額に基づき、施行日において、新共済法第四十二條第一項、第五項後段及び第九項の規定の例により、決定するものとする。

(施行日前の期間を有する組合員の平均標準報酬月額の計算の特例)

第九条 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続く組合員期間に係る平均標準報酬月額(新共済法第七十七條第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。以下同じ。))を計算する場合においては、その者の施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期

施行日前に退職した者（旧公企体長期組合員であつた者を含む。以下同じ）についてはその施行日前の退職に係る組合員期間及び旧公企体組合員期間に係る平均標準報酬月額を計算する場合においては、その者の施行日前の退職に係る組合員期間又は旧公企体組合員期間ごとに、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた通算退職年金の額（同日において通算退職年金を受ける権利を有していなかつた者にあつては、その退職時に通算退職年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されているべきであつた通算退職年金の額）の算定の基礎となつている俸給（旧共済法第四十二

（旧共済法による年金の支給期月）

第十条 新共済法第七十三条第四項の規定は、旧共済法による年金の支給期月についても、適用

て「新厚生年金保険法」という。）による年金で
ある保険給付（老齢を給付事由とする年金で
ある保険給付を除く。）若しくは新国民年金法
による年金である給付（老齢を給付事由とす
る年金である給付並びに国民年金等改正法附
則第二十五条の規定により支給される障害基
礎年金及び国民年金等改正法附則第二十八条
の規定により支給される遺族基礎年金を除
く。）を受けることができるとき。

に限り支給の停止は行わない。

退職共済年金の受給権者が国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるときは、その者が受ける退職共済年金は、前各項、新共済法第七十四条、新国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、退職年金とみなし、退職共済年金でないものとみなす。

7 障害年金又は遺族年金若しくは通算遺族年金の受給権者が国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるときは、第二項の規定の適用については、同項第二号及び第三号中「相当するもの」とあるのは、「相当するもの(退職を給付事由とする年金である給付を除く。)」とする。

(組合員期間等に関する経過措置)

第十二条 施行日前における次に掲げる期間は、新共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等(以下「組合員期間等」という。)に算入する。

一 国民年金等改正法附則第八条第一項及び第二項の規定により保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなされた期間のうち組合員期間(旧公企体組合員期間その他の組合員期間とみなされた期間及び組合員期間に算入することとされた期間を含む。以下同じ。)以外の期間

二 国民年金等改正法附則第八条第五項の規定により合算対象期間に算入することとされた期間のうち組合員期間以外の期間

2 前項の規定により組合員期間等に算入することとされた期間の計算に必要事項その他組合員期間等の計算に必要事項は、政令で定める。

(物価上昇に応じた加給年金額の改定)
第十三条 昭和五十八年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年の年平均の物価指数の比率(以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。)が百分の百を超えた場合においては、新共済法第七十八条第二項、第八十二条第一項後段、第八十三条第三項、第八十七条の後段、第九十条若しくは附則第十二条の四第一項第一号の規定又は附則第十六条第一項第一号若しくは第十七条第二項各号の規定の適用については、これらの規定に定める金額は、当該金額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額とする。

(退職共済年金等の支給要件の特例)

第十四条 組合員期間等が二十五年未満である者(新共済法附則第十三条第一項及び第十三条の五並びに新施行法第八條及び第九條(これらの規定を新施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。)並びに第二十五條の規定の適用を受ける者(以下「特例受給資格を有する者」という。)を除く。以下この条において同じ。)で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、新共済法第七十六条、第八十八条第一項第四号、附則第十二条の三並びに第十二条の八第一項、第二項及び第九項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

2 組合員期間が二十五年未満である者(特例受給資格を有する者を除く。)で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、その者に対する新共済法第七十七条第二項、第八十九条第一項第二号及び附則第十二条の四第二項の規定の適用については、新共済法第七十七条第二項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのは、「第一号」と、同項第一号中「組合員期間が二十五年以上である者」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則第十四条第二項に規定する者(第八十九条第一項第二号ロにおいて「支給要件特例対象者」という。)」と、新共済法第八十九条第一項第二号ロ中「(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める」とあるのは「(1)に定めると、組合員期間が二十五年以上である者」とあるのは「支給要件特例対象者」と、新共済法附則第十二条の四第二項中「第七十七条第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのは「第七十七条第二項第一号」とする。

3 組合員期間等が二十五年未満である者(第一項の規定の適用を受ける者を除く。)で大正十五年四月二日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二条第一項各号(第八号から第十一号までを除く。)のいずれかに該当するとき、新共済法第七十六条、第八十八条第一項第四号及び附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

4 組合員期間等が二十五年未満である者(第一項の規定の適用を受ける者を除く。)で大正十五年四月一日以前に生まれたものが、旧共済法、旧施行法及び旧通則法(国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)をいう。次項において同じ。)の規定の例によるものとしたならば、退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなるときは、新共済法第七十六条、第八十八条第一項第四号及び附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。

5 組合員期間等が二十五年以上である者で大正十五年四月一日以前に生まれたものが旧共済法、旧施行法及び旧通則法の規定の例によるものとしたならば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、新共済法第七十六条及び附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者でないものとみなす。

6 前項に定めるもののほか、大正十五年四月一日以前に生まれた者に係る退職共済年金又は遺族共済年金の支給に必要事項は、政令で定める。

(退職共済年金の額の一般的特例)

第十五条 附則別表第二の上欄に掲げる者又はその遺族について新共済法第七十七条第一項及び第二項、第八十九条第一項第二号並びに附則第十二条の四第一項の規定を適用する場合にお

いては、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「千分の七・五」とあるのは同表の第二欄に掲げる割合に、「千分の一・五」とあるのは同表の第三欄に掲げる割合に、「千分の〇・七五」とあるのは同表の第四欄に掲げる割合に、それぞれ読み替えるものとする。

2 附則別表第二の上欄に掲げる者の遺族について新共済法第八十九条第二項及び第九十三条の三の規定を適用する場合(当該遺族が支給を受ける遺族共済年金が新共済法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものである場合に限り)においては、新共済法第八十九条第二項及び第九十三条の三「千分の三・三七五」とあるのは、「千分の三・三七五(その組合員又は組合員であつた者が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則別表第二の上欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合)」とする。

3 退職年金若しくは減額退職年金又は国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金その他の政令で定める年金の受給権者が昭和二年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれたものについて新共済法第七十七条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四第一項の規定を適用する場合においては、第一項の規定にかかわらず、新共済法第七十七条第一項中「千分の七・五」とあるのは「千分の十」と、同条第二項中「千分の一・五」とあるのは「千分の〇・五」と、「千分の〇・七五」とあるのは「千分の〇・二五」と、新共済法附則第十二条の四第一項中「千分の七・五」とあるのは「千分の十」とする。

(退職共済年金の額の経過的加算)

第十六条 新共済法第七十六条の規定による退職共済年金(大正十五年四月一日以前に生まれた者又は退職年金若しくは減額退職年金若しくは前条第三項に規定する政令で定める年金の受給

権者で昭和六年四月一日以前に生まれたもの（以下この条において「施行日に六十歳以上である者等」という。）に係るものを除く。）の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、新共済法第七十七条第一項の規定により算定した金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

一 千二百五十円に組合員期間の月数（当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月）を乗じて得た金額

二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（国民年金等改正法附則第九條又は新国民年金法第十六條の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た金額

イ 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものその他政令で定める期間に係るものを除く。）の月数

ロ 附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

2 附則別表第二の第一欄に掲げる者（施行日に六十歳以上である者等を除く。）に対する前項第一号及び新共済法附則第十二條の四第一項第一号の規定の適用については、これらの規定中「千二百五十円」とあるのは、「千二百五十円に政令で定める率を乗じて得た金額」とする。

3 前項の規定により読み替えられた第一項第一号及び新共済法附則第十二條の四第一項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第二の第一欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千二百五十円にその率を乗じて得た金額が昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た金額から千二百五十円までの間を一定の割合で通減するよう定められるものとする。

4 昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えた場合における前項の規定の適用については、同項中「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た金額から千二百五十円」とあるのは、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た金額から千二百五十円に乘じて得た金額を上昇比率を千二百五十円に乘じて得た金額」とする。

5 施行日に六十歳以上である者等に係る新共済法第七十六條の規定による退職共済年金の額の算定については、新共済法第七十七條第一項の規定により算定した金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に、二千五百円に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額に組合員期間の月数（当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月）を乗じて得た金額を加算した金額とする。

6 施行日に六十歳以上である者等に対する新共済法附則第十二條の四第一項第一号の規定の適用については、同号中「千二百五十円」とあるのは、「千二百五十円に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六條第五項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」とする。

7 特例受給資格を有する者に対する第一項第一

号又は第五項の規定の適用については、退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が二百四十月未満であるときは、当該組合員期間の月数は、二百四十月であるものとみなす。

8 退職共済年金の支給を受ける者が新施行法第二條第十四号に規定する控除期間並びに新施行法第七條第一項第五号及び第六号の期間（以下「控除期間等の期間」という。）を有する更新組合員等（新施行法第二條第七号に規定する更新組合員及び更新組合員に準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）である場合における新施行法第十一條第一項の規定の適用については、同項第二号中「除く」とあるのは、「除き、六十五歳に達したとき以後は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六條第一項又は第五項の規定による加算額を除く」とする。

（退職共済年金の加給年金額の特例）

第十七條 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、新共済法第七十八條第一項及び第八十三條第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」としてこれらの規定を適用し、新共済法第七十八條第四項第四号（新共済法第八十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 退職共済年金の受給権者が次の各号に掲げる者であるときは、新共済法第七十八條第一項の規定による配偶者に係る加給年金額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項に定める金額に当該各号に定める金額を加算した額とする。

一 昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 二万四千円

二 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 四万八千円

三 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 七万二千元

四 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 九万六千元

五 昭和十八年四月二日以後に生まれた者 十二万円

（退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例）

第十八條 組合員期間が二十年未満である者（特例受給資格を有する者を除く。）又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合においては、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号。附則第四十五條第三項において「昭和五十四年法律第七十二号」という。）第一條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。附則第六十二條第一項において「昭和五十四年改正前の共済法」という。）第八十條第三項の規定による退職一時金又は昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二條の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号。附則第六十二條第一項において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。）第五十四條第五項の規定による退職一時金を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間に、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。この場合においては、新共済法附則第十二條の十二第一項及び第十二條の十三の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。

（退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の特例）

第十九條 退職年金又は減額退職年金の受給権者

に支給する退職共済年金の額を算定する場合において、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。

2 退職年金又は減額退職年金の受給権者(特例退職年金(旧共済法附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金をいう。以下同じ。))の受給権者及び特例受給資格を有する者を除く。で組合員期間が二十五年未満のものに対する新共済法第七十七条第二項及び附則第十二条の四第二項の規定の適用については、新共済法第七十七条第二項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのは、「第一号」と、同項第一号中「組合員期間が二十五年以上である者」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項に規定する退職年金又は減額退職年金の受給権者」と、新共済法附則第十二条の四第二項中「第七十七条第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号」とあるのは「第七十七条第二項第一号」とする。

3 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額を算定する場合において、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数が四百二十月を超えてゐるときは、新共済法附則第十二条の四第一項第一号の規定及び附則第十六条の規定は適用しないものとし、当該組合員期間の月数が四百二十月未満であり、かつ、その月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数とを合算した月数が四百二十月を超えてゐるときは、新共済法附則第十二条の四第一項第一号の規定並びに附則第十六条第一項第一号及び第五項の規定に規定する金額の算定については、四百二十月から当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数を控除して得た月数をもつて、これ

らに規定に規定する金額の算定の基礎とする組合員期間の月数とする。

4 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第七十八条の規定にかかわらず、加給年金額は、加算しない。

(通算退職年金の受給権者に係る退職共済年金の特例)

第二十条 施行日前に退職した者で退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していないものが退職共済年金の支給を受けることとなつたときは、通算退職年金は支給しない。

2 前項の規定により支給しないこととなつた通算退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額が、その者が施行日の前日において受ける権利を有していた通算退職年金の額(その者が大正十五年四月一日以前に生まれた者であるときは、当該退職共済年金の給付事由が生じた日の前日において受ける権利を有していた当該通算退職年金の額とし、その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該通算退職年金の額から、老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額とする)より少ないときは、その額に相当する額をもつて、当該退職共済年金の額とする。

3 退職共済年金の額が前項の規定の適用により算定されたものである場合における新共済法第七十二条の二の規定による年金の額の改定は、同項の規定の適用がないものとした場合の退職共済年金の額について行ふものとし、当該改定後の退職共済年金の額が同項の規定により算定した額より少ないときは、その額をもつて、同条の規定による改定後の退職共済年金の額とする。

4 前二項の規定は、組合員である間に支給される退職共済年金の額の算定については、適用しない。

5 第一項に規定する者で退職共済年金の支給を

受けるものが施行日前に二回以上の退職をした者である場合における前各項の規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の特例)

第二十一条 退職共済年金の受給権者が、施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるもののうち、次の各号に掲げる者である場合における当該退職共済年金の額については、新共済法第七十七条、第七十八条及び附則第十二条の四並びに新施行法第十条の規定並びに附則第十五条から前条までの規定により算定した額が当該各号に定める額(その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該各号に定める額から当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額)より少ないときは、当該各号に定める額をもつて、当該退職共済年金の額とする。

一 施行日の前日において退職したとしたならば、退職年金を受ける権利を有することができた者、その者が同日において退職したものとみなして、旧共済法及び旧施行法の規定により算定するものとした場合の当該退職年金の額に相当する額

二 施行日の前日において退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していた者、その者が同日において退職したものとみなして、旧共済法第七十八条、第七十九条第三項から第六項まで又は附則第十三条の十六の規定により改定するものとした場合の退職年金又は減額退職年金の当該改定後の額と当該改定前の額との差額に相当する額

2 退職共済年金の額が前項の規定の適用により算定されたものである場合における新共済法第七十二条の二の規定による年金の額の改定は、同項の規定の適用がないものとした場合の額について行ふものとし、当該改定後の退職共済年金の額が同項の規定により算定した額より少ないときは、その額をもつて、同条の規定による改定後の退職共済年金の額とする。

金の額が同項の規定により算定した額より少ないときは、その額をもつて、同条の規定による改定後の退職共済年金の額とする。

3 前二項の規定は、組合員である間に支給される退職共済年金の額の算定については、適用しない。

(施行日前の組合員期間を有する者の退職共済年金の特例)

第二十二条 前三条に定めるもののほか、施行日前に退職した者に支給する退職共済年金の額の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第八十条の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法の退職共済年金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(障害共済年金の支給要件の特例)

第二十三条 新共済法第八十一条第三項の規定による障害共済年金は、同一の傷病による障害について障害年金又は国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(以下附則第六十六条までにおいて「旧国民年金法」という。)による障害年金を受ける権利を有していたことがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

(障害年金と障害共済年金とを併給する場合の取扱い等)

第二十四条 新共済法第八十二条第四項及び第八十五条第一項の規定は、障害年金で障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの受給権者に対して更に障害共済年金(その障害の程度が新共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。次項において同じ。)を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

2 昭和三十六年四月一日前に給付事由が生じた障害年金で障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの受給権者に対して更に障害

共済年金又は障害基礎年金の給付事由が生じた場合における当該障害年金の特例その他障害年金の受給権者に対し更に障害共済年金又は障害基礎年金の給付事由が生じた場合における新共済法の障害共済年金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(障害一時金に関する経過措置)

第二十五条 新共済法第八十七条の五の規定は、施行日以後に退職した者について適用するものとし、施行日前に退職した者に係る障害一時金については、なお従前の例による。

2 新共済法第八十七条の六の規定の適用については、旧共済法による年金は、新共済法による年金とみなす。

(施行日前の組合員期間を有する者の障害共済年金の特例)

第二十六条 施行日前における組合員である間の傷病により施行日以後において障害の状態にある者に対する障害共済年金の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第八十七条の二の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法の障害共済年金及び障害一時金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(遺族共済年金の支給要件の特例)

第二十七条 施行日前に退職した者に対する新共済法の遺族共済年金に関する規定の適用については、新共済法第八十八条第一項第三号中「障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金」とあるのは「障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある障害共済年金又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（次号において「昭和六十年改正前の法」という。）の規定による障害年金（他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む。）」と、同項第四号中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは

昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。）とする。

2 前項に定めるもののほか、施行日前に退職した者が施行日以後に死亡した場合における遺族共済年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(遺族共済年金の加算の特例)

第二十八条 新共済法第九十条に規定する遺族共済年金の受給権者が六十五歳以上の妻であつて附則別表第四の上欄に掲げるものであるときは、当該遺族共済年金の額のうち新共済法第八十九条第一項第一号イ又は同項第二号イに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

一 新共済法第九十条に規定する加算額（附則第十三条の規定又は新共済法第七十二条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）

二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（国民年金等改正法附則第九条又は新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）にそれぞれ附則別表第四の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額

2 新共済法第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金を受ける妻が六十五歳に達したときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして当該遺族共済年金の額を改定する。

3 新共済法第九十三条第一項の規定は、第一項の規定による加算額について準用する。

4 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

第二十九条 妻に支給する遺族共済年金の額は、その妻が、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時遺族である子と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき（新国民年金法第三十七条ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときを除く。次項において同じ。）は、新共済法第八十九条及び第九十条の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

2 子に支給する遺族共済年金の額は、その子が組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、新共済法第八十九条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条の二第二項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

3 新国民年金法第三十九条第二項及び第三項、第三十九条の二第二項、第四十条、第四十一条第二項及び第四十一条の二の規定は、遺族共済年金のうち前二項の加算額に相当する部分について準用する。

4 新共済法第九十一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「妻に対する遺族共済年金」とあるのは「妻に対する遺族共済年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

5 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する新共済法第九十三条第一項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新共済法第九十三条第一項中「その受給権者である妻が、四十歳未満であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とあるのは、「当該遺族共済年金が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものであるとき」とする。

規定の適用については、新共済法第九十三条第一項中「その受給権者である妻が、四十歳未満であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とあるのは、「当該遺族共済年金が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものであるとき」とする。

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、これらの規定による加算額に相当する部分は、新共済法第七十四条、新国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定で政令で定めるものの適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。

(退職年金の受給権者等に対する遺族共済年金の額の特例)

第三十条 退職年金又は減額退職年金の受給権者（特例退職年金の受給権者及び特例受給資格を有する者を除く。）が施行日以後に死亡した場合における新共済法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、同号中「(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める」とあるのは「(1)に定める」と、「組合員期間が二十五年以上である者」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十条第一項に規定する退職年金又は減額退職年金の受給権者」とする。

2 退職年金若しくは減額退職年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合、施行日の前日において組合員であつた者が施行日以後引き続き組合員である者が組合員である間に死亡した場合又は附則第二十一条第一項の規定によりその額が算定された退職共済年金の受給権者が死亡した場合における遺族共済年金の額については、新共済法第八十九条及び第九十条並びに新施行法第十三条の規定並びに前二条の規定により算定した額が、これらの者について施行日の前日

において遺族年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されるべき遺族年金の額(当該遺族が同一の事由により遺族基礎年金の支給を受けるときは、当該遺族年金の額から、当該遺族基礎年金の額のうち組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額)より少ないときは、その額をもつて、当該遺族共済年金の額とする。

3 遺族共済年金の額が前項の規定により算定されたものである場合における新共済法第七十二条の二の規定による年金額の改定は、同項の規定の適用がないものとした場合の額について行うものとし、その改定後の遺族共済年金の額が同項の規定により算定した額より少ないときは、その額をもつて、同条の規定による改定後の年金額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項に規定する場合における遺族共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(長期給付に要する費用の負担の特例)

第三十一条 国又は日本国有鉄道は、新共済法第九十九条第三項の規定によるほか、毎年度、当該事業年度において支払われる長期給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付に要する費用(新共済法第九十九条第二項第三号に掲げるもの及び新施行法第五十四条の規定により負担することとされたものを除く)として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十の範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額

二 国民年金等改正法附則第三十五条第二項第一号に規定する旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分(旧国民年金法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く)として政令で定める部分に相当する額の四分の一に相当する額

2 国又は日本国有鉄道が前項の規定による負担をする場合における新共済法第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第二号中「掲げるものを除く。同項第二号において同じ」とあるのは、「掲げるもの及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十一条第一項の規定による国又は日本国有鉄道の負担に係るものを除く。次項第二号において同じ」とする。

3 新共済法第二百二条第三項の規定は、第一項の規定により国又は日本国有鉄道が負担する金額について準用する。

(船員組合員であつた者に係る組合員期間の計算の特例等)

第三十二条 施行日前に船員組合員(旧共済法第九十九条に規定する船員組合員及び改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十九条第一項に規定する旧公企体船員組合員であつた者をいう。以下同じ)であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共済法及び新施行法の長期給付に關する規定並びに附則第十四条から第三十条まで(附則第十六条第一項第二号を除く)の規定の適用については、附則第七条の規定にかかわらず、旧共済法第九十九条の規定により算定した船員組合員であつた期間(施行日前において組合員でない船員(国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という)による船員保険の被保険者をいう。以下同じ)であつた期間(旧共済法第二百二十二条の規定又はこれに相当する旧公企体共済法(新施行法第四十条第一号に規定する旧公企体共済法をいう。以下同じ)の規定に該当した者の組合員でない船員であつた期間を除く)を有する者であるときは、当該組合員でなかつた船員であつた期間を合算した期間)の月数に三分の四を乗じて得た期間の月数をもつて、当該船員組合員であつた期間に係る組合員期間の月数とする。ただし、新共済法第八十二条第二項

に規定する公務等による障害共済年金及び新共済法第八十九条第二項に規定する公務等による遺族共済年金の額の算定については、この限りでない。

2 前項の規定により三分の四を乗じて得た月数をもつて組合員期間の月数とされた船員組合員であつた期間については、新共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額の算定の基礎となる組合員期間とはしない。

3 前二項の規定を適用して算定した障害共済年金又は遺族共済年金(新共済法第八十八条第四号に該当することにより支給されるものを除く。以下この項において同じ)の額が、前二項の規定を適用しないものとして算定した障害共済年金又は遺族共済年金の額より少ないときは、その額をもつて、当該障害共済年金又は遺族共済年金の額とする。

4 前三項に定めるもののほか、施行日前に船員組合員であつた期間を有する者に対する新共済法及び新施行法の長期給付に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(任意継続組合員に關する経過措置)

第三十三条 新共済法第二百六条の五第五項の規定は、施行日において同条第二項に規定する任意継続組合員である者及び施行日以後に退職した者について適用するものとし、施行日前に当該任意継続組合員の資格を喪失した者については、なお従前の例による。

(国鉄共済組合が支給する年金の額の特例)

第三十四条 附則第二十一条第一項及び第三十条第二項の規定は、長期給付財政調整事業(新共済法附則第十四条の三第一項に規定する長期給付財政調整事業をいう。以下同じ)が実施されている間、国鉄共済組合(新共済法附則第十四条の三第二項に規定する国鉄共済組合をいう。以下同じ)が支給する退職共済年金及び遺族共済年金の額については、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、国鉄共済組合が支給する新共済法による年金の額の特例その他国鉄共済組合が支給する新共済法の長期給付に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(退職年金の額の改定)

第三十五条 退職年金(特例退職年金を除く。以下この条、附則第三十八条、第四十六条、第五十二条、第五十三条及び第五十七条において同じ)については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額を合算した額に改定する。ただし、その額が施行日の前日における退職年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額とし、その額が当該退職年金の額の算定の基礎となつていない俸給年額(旧共済法第四十二条第二項に規定する俸給年額又は公企体基礎俸給年額をいい、その年金が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者(これに準ずる者として政令で定める者を含む)に係るものである場合には、これらの額に、政令で定める額を加えた額とする。以下同じ)の百分の七十に相当する金額を超えるときは当該百分の七十に相当する金額とする。

一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額(当該退職年金の額の算定の基礎となつていない組合員期間の年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下同じ)が二十年を超えるときは、当該政令で定める金額にその超える年数(当該年数が十五年を超えるときは、十五年)一年につき二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額を加えた金額)

二 当該退職年金の額の算定の基礎となつていない組合員期間の年数(当該年数が四十年を超えるときは、四十年)一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額

2 退職年金で旧共済法第七十八条第二項から第

四項までの規定によりその額が改定されたもの又は改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第十八条第七項の規定によりその額が算定されたものについては、前項の規定にかかわらず、施行日の属する月分以後、その額を、旧共済法第七十八条第三項及び第四項の規定に準じて政令で定めるところにより算定した額に改定する。

3 前二項の場合において、これらの規定による改定後の退職年金の額が施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、これらの規定による改定後の退職年金の額とする。

(退職年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱ひ)

第三十六条 退職年金の受給権者が六十歳に達した日の属する月の翌月以後の組合員である間において、その者の標準報酬の等級が新共済法第七十六条第二項に規定する政令で定める等級以下の等級である期間があるときは、その期間については、当該標準報酬の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、退職年金の額のうち、当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法附則第十二条の四第一項及び新施行法第十一条の規定並びに附則第九條及び第十五條の規定の例により算定した額の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する金額に新共済法第七十八條の規定及び附則第十七條の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

2 退職年金の受給権者が退職したときは、当該退職年金の額を、当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法第七十八條及び附則第十二條の四並びに新施行法第七十一條の規定並びに附則第九條、第十五條及び第十七條の規定の例により算定した額に

改定する。

3 前項の場合において、同項の規定による改定後の退職年金の額が改定前の退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、同項の規定による改定後の退職年金の額とする。

(減額退職年金の額の改定)

第三十七條 減額退職年金については、施行日の属する月分以後、その額を、当該減額退職年金の施行日の前日における額を当該減額退職年金を支給しなかつたとしたならば支給すべきであつた退職年金の施行日の前日における額で除して得た割合を、当該退職年金を支給してゐたとしたならば附則第三十五條の規定により改正すべきこととなる当該退職年金の額に乘じて得た額に改定する。

2 附則第三十五條第三項の規定は、前項の規定による減額退職年金の額の改定について準用する。

(減額退職年金の支給開始年齢の特例)

第三十八條 退職年金の受給権者が、施行日から六月を経過する日以後に、減額退職年金の支給を受けることを希望する旨を国家公務員等共済組合連合会(当該退職年金が新共済法第六十六條第五項に規定する公共企業体等の組合から支給されるものであるときは、当該公共企業体等の組合)に申し出た場合において、その者が次の各号に掲げる者であるときは、当該減額退職年金は、当該各号に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月以後でその者の希望する月から支給する。

一 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者(旧共済法附則第十二條の五第二項及び第十三條の十第一項に規定する政令で定める者に該当した者並びに旧公企体共済法附則第十六條の三第二項に規定する政令で定める者に該当した者を除く。以下この項において同じ)で昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれたもの 五十三歳

二 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生

じた退職年金を受ける権利を有する者で昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれたもの 五十四歳

三 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者で昭和十一年七月二日以後に生まれたもの 五十五歳

2 前項第三号に掲げる者(昭和十五年七月一日以前に生まれた者を除く)に支給する減額退職年金の額は、同項に規定する申出に係る退職年金の額から、その額に、当該退職年金の支給を開始することとされていた年齢と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じ、保険数理を基礎として政令で定める率を乘じて得た金額を減じた金額とする。

(減額退職年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱ひ)

第三十九條 附則第三十六條の規定は、減額退職年金の受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつたときについて準用する。この場合においては、同条第一項及び第二項中「算定した額」とあるのは、「算定した額(当該減額退職年金の支給が開始されてゐたものであるときは、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときその者の年齢に応じ、政令で定める額を控除した額)と読み替へるものとする。

(通算退職年金等の額の改定)

第四十條 通算退職年金(特別退職年金を含む)については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数を乘じて得た額に改定する。

一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乘じて得た額を基準として政令で

定める金額

二 俸給年額の十二分の一の額の千分の十に相当する金額に二百四十を乘じて得た金額

2 前項の規定により改定すべき通算退職年金で旧共済法第七十九條の二第五項(改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十三條第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定に該当するものについては、旧共済法第七十九條の二第五項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前項の規定の例により改定した額の合算額をもつて、当該通算退職年金の額とする。

3 特例退職年金で旧共済法附則第十三條の十六第二項の規定によりその額が改定されたものについては、第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月分以後、その額を、同条第二項の規定に準じて政令で定めるところにより算定した額に改定する。

(障害年金の特例支給)

第四十一條 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるもの(障害年金の受給権者を除く)で施行日の前日において退職したとしたならば、同日において障害年金を受ける権利を有することとなるものには、その者が施行日の前日において退職したものとみなして、旧共済法及び旧施行法の障害年金に関する規定の例により、障害年金を支給する。この場合においては、次条から附則第四十四條までの規定を適用する。

2 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるもののうち、障害年金の支給が旧共済法第八十五條第一項の規定により停止されていた者で施行日の前日において退職したとしたならば同日において障害年金の額が改定されることとなるものについては、同日において当該障害年金の額を改定する。

(障害年金の額の改定)

第四十二條 旧共済法第八十一條第一項第一号の

規定による障害年金(以下「公務による障害年金」という。)の額については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額の百分の七十五(旧共済法別表第三の上欄に掲げる障害の程度(以下「旧共済法の障害等級」という。))の等級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。)に相当する額に俸給年額の百分の十(旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の三十とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の二十とする。)に相当する額を加えた金額に改正する。ただし、その額が施行日の前日における障害年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額とし、その額が俸給年額に相当する金額を超えるときは、俸給年額に相当する金額とする。

一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額(組合員期間(当該障害年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間)に限る。以下この条において同じ。)の年数が二十年を超えるときは、当該政令で定める金額にその超える年数(当該年数が十五年を超えるときは、十五年)一年につき二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額を加えた金額)

二 組合員期間の年数(当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。)一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額

2 旧共済法第八十一条第一項第二号の規定による障害年金(改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十一条第三項に規定する移行障害年金を含む。以下「公務によらない障害年金」という。)については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる場合に応じ、

当該各号に掲げる金額の百分の七十五(旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。)に相当する額に改正する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合
四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額に、俸給年額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額(次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。)

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合
障害年金基礎額に、組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た金額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十五年以下である場合
組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた金額に、二十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た金額

四 組合員期間の年数が三十五年を超える場合
組合員期間の年数が三十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、三十五年を超える年数(当該年数が五年を超えるときは、五年)一年につき俸給年額の百分の一に相当する額を加算して得た金額

三 前二項の規定による改定後の障害年金の額が当該障害年金の受給権者が施行日の前日において受ける権利を有していた障害年金の額(前条第一項の規定により支給される障害年金にあつては同項の規定により算定される額とし、同条第二項の規定により改定された障害年金にあつては同項の規定による改定後の額とする。)より少ないときは、その額をもつて、前二項の規定による改定後の障害年金の額とする。

4 前三項に定めるもののほか、障害年金の基礎となつた障害が二以上ある場合における障害年金の額の改定の特例、旧共済法第八十五条第二項から第八項までの規定によりその額が改定された障害年金の額の改定の特例その他の障害年金の額の改定に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害の程度が變つた場合の年金額の改定)
第四十三条 障害年金を受ける権利を有する者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後に於いて該障害の旧共済法の障害等級に應じて、その障害年金の額を改定する。

七条の二第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等となつた場合において、当該受給権者の昭和六十二年以後の各年(当該受給権者が退職した日の属する年を除く。)における新共済法第八十条第一項に規定する所得金額が同項に規定する政令で定める金額を超えるときは、当該厚生年金保険の被保険者等である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべきこれらの年金については、その額のうち、その額に百分の九十を乗じて得た額(当該退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者が六十五歳以上であるとき、又は障害年金の受給権者であるときは、更に、百分の五十を乗じて得た額)に同項に規定する政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

2 前項の規定を適用して計算した昭和六十三年八月分以後の退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の額が、その者が施行日の前日において現に支給を受けていたこれらの年金の額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、その額をもつて、同項の規定の適用後の当該年金の額とする。

3 旧共済法第七十七条第四項から第六項まで及び第七十九条第三項並びに旧施行法第十五条第二項及び第三項、第十七条の二並びに第十八条の規定並びに附則第八十四条の規定による改正前の昭和五十四年法律第七十二号附則第四条の二及び改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第三十三条第三項の規定は、昭和六十三年七月までの分として支給される退職年金又は減額退職年金に係る支給停止については、なおその効力を有する。この場合においては、旧共済法第七十七条第四項(旧共済法第七十九条第三項において準用する場合を含む。)並びに旧施行法第十七条の二第一項及び第十八条第一項中「その超える年の翌年六月から翌々年五月まで」とあるのは「その超える年が昭和六十年であるときは、昭和六十一年六月から昭和六十二年七月

2 障害年金の受給権者が退職したときは、旧共済法第八十五条第二項の規定にかかわらず、その額の改定は行わない。
(厚生年金保険の被保険者等である間における支給停止)
第四十五条 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が新共済法第八十

号附則第二十二條第三項第一号及び第二号に掲げる移行遺族年金を含む。）当該遺族年金に係る組合員であつた者が受ける権利を有し

第九十二条の二の規定は、前三項の規定によ
遺族年金の額を改定する場合について、なお
の効力を有する。

則第三十五条から前条までの規定による改定後の額

二 その者が組合員とならなかったものとした

年金の額が附則第三十五条第三項（附則第三十七條第二項において準用する場合を含む。）、第三十六條第三項（附則第三十九條において準用

する場合を含む)、第四十二條第三項又は第四十六條第六項の規定(以下この項において「従前額保障の規定」という。)により、施行日の前日における年金額をもつて改定後の年金額とされたものである場合における第一項の規定による年金の額の改定は、従前額保障の規定の適用がないものとした場合の当該年金の額について行うものとし、その改定後の当該年金の額が従前額保障の規定による年金の額より少ないときは、その額をもつて同項の規定による改定後の年金の額とする。

(国鉄共済組合が支給する旧共済法による年金の額の改定に関する特例)

第五十一條 国鉄共済組合が支給する旧共済法による年金に対する附則第三十五條第一項、第四十條第一項、第四十二條第二項及び第四十六條第一項の規定の適用については、附則第三十五條第一項ただし書中「係るもの」とあるのは「係るもの(国鉄共済組合が支給するものを除く。)」と、同項並びに附則第四十條第一項、第四十二條第二項及び第四十六條第一項中「昭和五十四年度基準物価上昇比率」とあるのは「一・一二一」とする。

2 国鉄共済組合が支給する旧共済法による年金に対する附則第三十六條第二項(附則第三十九條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、長期給付財政調整事業が実施されている間、同項中「及び附則第十二條の四」とあるのは、「並びに附則第十二條の四第一項及び第三項」とする。

3 前条第一項の規定により、旧共済法による年金の額の改定の措置を講じる場合には、国鉄共済組合が支給している旧共済法による年金については、同項の規定にかかわらず、国鉄共済組合の組合員の長期給付に要する費用の負担状況、長期給付財政調整事業の実施状況、他の公的年金制度における給付水準その他の諸事情を総合勘案して行うものとする。この場合においては、前条第二項の規定に基づく政令で、国鉄

共済組合が支給する旧共済法による年金の額の改定に関する特別の定めをすることができ、

4 前項の規定は、新施行法第三條の規定によりなお従前の例により支給される年金である給付のうち国鉄共済組合が支給するものに對し新施行法第三條の第二項の規定による年金の額の改定の措置を講じる場合について準用する。この場合においては、前項中「前条第三項」とあるのは、「新施行法第三條の第二項」と読み替えるものとする。

(更新組合員等であつた者の退職年金等の額の改定の特例)

第五十二條 退職年金又は減額退職年金の受給権者が組合員期間二十年未満の更新組合員等であつた場合における附則第三十五條第一項又は第三十七條第一項の規定の適用については、附則第三十五條第一項中「次に掲げる金額を合算した額」とあるのは、「組合員期間が二十年であるものとして算定した次に掲げる金額の合算額の二十分の一に相当する金額に当該年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数を乗じて得た金額」とする。

2 退職年金又は減額退職年金の受給権者が控除期間等の期間を有する更新組合員等であつた者である場合における附則第三十五條第一項又は第三十七條第一項の規定の適用については、附則第三十五條第一項各号に掲げる金額は、同項各号の規定にかかわらず、その金額から、その金額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た金額の百分の四十五に相当する金額に控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

3 前項の場合において、同項に規定する更新組合員等であつた者の同項に規定する組合員期間の年数が三十五年を超えるときは、同項中「控除期間等の期間の年数」とあるのは、「控除期間等の期間の年数(同項第一号に掲げる金額については当該期間以外の組合員期間と合算して三

十五年を超える部分の年数を除き、同項第二号に掲げる金額については当該期間以外の組合員期間と合算して四十年を超える部分の年数を除く。）」とする。

4 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する更新組合員等であつた者が、施行日以後に七十歳若しくは八十歳又は六十歳に達した場合において、旧施行法第十一條の規定(他の法令においてその例によることとされる同条の規定を含む。以下この条において同じ。)がなおその効力を有していたとしたならば旧施行法第十一條第六項又は第七項の規定により当該退職年金又は減額退職年金の額が改定されるものであり、かつ、その達した日の属する月においてその者が支給を受けてゐる退職年金又は減額退職年金の額(その額について、附則第五十條の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)が施行日の前日において旧施行法第十一條第六項又は第七項の規定による改定をするものとした場合における当該改定後の退職年金又は減額退職年金の額より少ないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、当該改定後の退職年金又は減額退職年金の額に相当する額に改定する。この場合においては、附則第五十條第三項の規定を準用する。

(更新組合員等であつた者の退職年金の支給停止の特例)

第五十三條 旧施行法第七條第一項第一号の期間に該当する期間が五年以上である更新組合員等であつた者が四十五歳以上のものが受ける権利を有する退職年金については、旧共済法第七十七條第二項及び旧施行法第十五條第一項の規定にかかわらず、その額に同号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の五十(その者が五十歳に達した後五十五歳に達するまでの間にあつては百分の七十とし、その者が五十五歳に達した後あつては百分の百

とする。)に相当する部分に限り、支給の停止は行わない。

2 旧施行法第七條第一項第二号から第四号までの期間に該当する期間が六年以上である更新組合員等であつた者が受ける権利を有する退職年金については、旧共済法第七十七條第二項及び旧施行法第十六條の規定にかかわらず、その額に旧施行法第七條第一項第二号から第四号までの期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額に相当する部分に限り、その者が五十歳に達した日の属する月の翌月分以後、支給の停止は行わない。

3 前二項の規定により支給の停止を行わないこととされた退職年金の額が、その者が施行日の前日において、旧施行法第十五條又は第十六條の規定により現に支給を受けてゐた退職年金の額より少ないときは、前二項の規定にかかわらず、その現に支給を受けてゐた額をもつて、これらの規定により支給の停止を行わないこととされる退職年金の額とする。この場合においては、附則第五十條第三項の規定を準用する。

4 前三項の規定は、旧公企体共済法附則第四條第二項に規定する更新組合員であつた者(移行組合員等を除く。)が受ける権利を有する退職年金については、適用しない。

(更新組合員等であつた者の障害年金の額の改定の特例)

第五十四條 附則第五十二條第四項の規定は、障害年金を受ける権利を有する更新組合員等であつた者が、施行日以後に七十歳若しくは八十歳又は六十歳に達した場合について準用する。この場合においては、同項中「旧施行法第十一條の規定」とあるのは「旧施行法第二十二條の規定」と、「旧施行法第十一條第六項又は第七項」とあるのは「旧施行法第二十二條第五項において準用する旧施行法第十一條第六項又は第七項」と読み替えるものとする。

(更新組合員等であつた者に係る公務による遺

族年金の額の改定の特例

第五十五条 附則第五十二條第四項の規定は、更新組合員等であつた者に係る公務による遺族年金の受給権者が、施行日以後に七十歳若しくは八十歳又は六十歳に達した場合（妻である配偶者、子又は孫が七十歳又は六十歳に達した場合を除く。）について準用する。この場合において、同項中旧施行法第三十一條の規定」とあるのは「旧施行法第三十一條の規定」と、旧施行法第三十二條第六項又は第七項」とあるのは、旧施行法第三十一條第四項又は第五項」と読み替へるものとする。

2 前項の場合において、遺族年金の受給権者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する附則第五十二條第四項の規定を適用するものとする。

更新組合員等であつた者に係る遺族年金の額の改定の特例

第五十六條 更新組合員等であつた者で増加恩給を受ける権利を有していたものに係る遺族年金の額の改定その他遺族年金の額の改定に關し必要な事項は、政令で定める。

更新組合員等であつた者の退職年金等の額の自動改定の特例

第五十七條 更新組合員等であつた者で七十歳以上のものが受ける退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち次に次の各号に掲げる期間があるものに対する附則第五十條の規定の適用については、同条第三項（附則第五十二條第四項及び第五十三條第三項において準用する場合を含む。）中「従前額保障の規定による年金の額」とあるのは、「従前額保障の規定による年金の額に、附則第五十七條第一項各号に掲げる期間に応じ、同項各号に掲げる金額に第一項に規定する比率を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額（その加えて得た金額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、その金額）とする。

一 旧施行法第七條第一項第一号の期間で十七年を超えるもののその超える期間、その年数

一年につき恩給法の俸給年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二條第一項第十七号に規定する恩給法の俸給年額をいい、改正前の昭和五十八年法律第八十二號附則第二十四條第二項第二号の規定により当該恩給法の俸給年額とみなされたものを含む。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の二）に相当する金額（当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第三十七條第一項に規定する割合を乗じて得た金額。次号において同じ。）

二 旧施行法第七條第一項第二号から第六号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えもののその超える期間、その年数

一年につき旧法の俸給年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二條第一項第十八号に規定する旧法の俸給年額をいい、改正前の昭和五十八年法律第八十二號附則第二十四條第二項第二号の規定により当該旧法の俸給年額とみなされたものを含む。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の二）に相当する金額

一 前項の規定は、更新組合員等であつた者に係る遺族年金の受給権者が、七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該遺族年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち前項各号に掲げる期間があるものに対する附則第五十條（附則第五十二條第四項及び第五十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する

3 前項の場合において、遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する第一項の規定を適用するものとする。

（未帰還者に係る年金の特例）
第五十八條 附則第三十五條から前条まで（附則第五十條を除く。）の規定は、旧施行法第四十九條第三項の規定により支給される年金については、適用しない。

（琉球政府等の職員であつた者の退職年金等の額の特例）
第五十九條 旧施行法第五十一條の九第一項に規定する復帰更新組合員であつた者（改正前の昭和五十八年法律第八十二號附則第二十八條第一項に規定する公企体復帰更新組合員であつた者を含む。）に係る旧公法による年金の額の改定に關する特例その他の新施行法第三十三條第六号に規定する琉球政府等の職員であつた者に係るこの附則の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（移行組合員等に関する退職年金等の特例）
第六十條 移行組合員等であつた者（附則第五十一條の九第一項第一号の申出をした者が受ける権利を有する旧公法による年金のうち当該申出に係るもので施行日の前日において既に支給されていた年金については、附則第三十六條、第三十九條及び第四十四條の規定は、適用しない。）
2 前項に規定する年金の受給権者が組合員であるときは、その者は新公法第八十條第一項に規定する他の公法組合の組合員等であるものとみなし、その者の同項に規定する所得金額に

じ、附則第四十五條の規定の例により、その額の一部の支給を停止する。

（脱退一時金等に関する経過措置）
第六十一條 施行日前に組合員であつた期間を有する者が施行日以後に六十歳に達したとき、若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後退職したとき、又は施行日以後に六十歳未満で死亡したときにおいて、旧公法の規定が適用されることとならば支給されることとなる脱退一時金又は特例死亡一時金については、なお従前の例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するとき、又はその者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有するときは、当該脱退一時金又は特例死亡一時金は、支給しない。

（退職一時金等の返還）
第六十二條 退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者がこれらの年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間につき次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者であるときは、これらの年金の受給権者は、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する金額を加えた金額（以下この条において「支給額等」という。）を施行日から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員等共済組合連合会（これらの年金が新公法第八十六條第五項に規定する公企体等組合の組合から支給されるものであるときは、当該公企体等組合）以下「連合会等」という。）に返還しなければならない。

一 昭和五十四年改正前の公法による退職一時金及び返還一時金（これらの一時金とみなされ給付を含む。）
二 昭和五十四年改正前の旧公企体共済法の規定による退職一時金及び返還一時金
2 前項に規定する年金の受給権者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額をその者が受ける当該年金の額から控除することにより返還する旨を施行日から六十日を経過する

日以前に、当該年金を支給する連合会等に申し
出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該年金の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行ふものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、当該年金の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金である給付の支給を受けた日の属する月の翌月から施行日の属する月の前月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第一項に規定する一時金である給付を受けた者に係る同項に規定する年金が施行日前に支給されたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「支給を受けた額」とあるのは、「支給を受けた額から、その額にこれらの年金の支給を受けた期間の月数（その月数が二百四十月を超えるときは、二百四十月）を二百四十月で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額」とする。

前各項に定めるもののほか、旧共済法による年金の受給権者に係る一時金の返還に関し必要な事項は、政令で定める。

(一時恩給等の返還)

（一時恩給等の返還）

第六十三條 退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者が一時恩給（新施行法第二条第八号に規定する一時恩給をいう。以下この条において同じ。）を受けた後その基礎となつた在職年の年数一年を二月に換算した月数内に再び恩給公務員（新施行法第二条第四号に規定する恩給公務員をいう。以下同じ。）となつた更新組合員等又は一時恩給を受けた後再び恩給公務員となることなく当該月数内に更新組合員等となつた者で

あるときは、これらの年金の受給権者は、それぞれ旧施行法第四条並びに第五条第一項及び第二項本文の規定（これらの規定に相当する旧公営企業共済法の規定を含む。）を適用しないものとした場合又は更新組合員等である間恩給公務員であつたものとみなした場合に恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十四条ノ本文の規定により控除すべきこととなる金額の十五倍に相当する金額を、これらの年金を支給する連合会等に返還しなければならない。

2 前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

3 前条の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者がこれらの年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間につき旧法等（新施行法第二条第二号の二に規定する旧法等をいう。）の規定による退職一時金の支給を受けた者である場合について準用する。

(旧共済法による長期給付に要する費用の負担)
第六十四条 旧共済法による年金(施行日以後に支給される旧共済法又は旧公金体共済法の規定による一時金を含む。)の給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一 当該費用のうち、組合員であつた期間以外の期間として年金額の計算の基礎となつてゐるものに対応する費用については、新施行法第五十四条の規定による費用の負担の例による。

二 当該費用のうち、国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

三 当該費用のうち、公務による障害年金又は公務による遺族年金の給付に要する費用（前二号に規定する費用を除く。）については、新共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用

四 当該費用のうち、附則第三十一条第一項の規定により国又は日本国有鉄道が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、同項の規定の例により、国又は日本国有鉄道が負担する。

五、当該費用のうち、前各号に規定するもの以外の費用については、新共済法第九十九条第二項第二号に掲げる費用の負担の例による。

(国等が負担する費用の負担の調整に関する経

第六十五條 昭和六十一年度以後において、国又は日本国有鉄道が、新共済法第九十九条第三項

の規定並びに附則第三十一条第一項及び前条の規定による負担をする場合には、附則第八十六条の規定による改正後の国家公務員及び

二十条の二」とあるのは「国家公務員等共済組合法第九十九条第三項並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 一 号）附則第三十一条第一項及び第六十四条」と、同条第三項中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条」とする。

（政令への委任）

第六十六條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、旧共済法による年金の受給権者に対する経過措置並びに新共済法、新施行法及びこの法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第六十七条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「第一号に規定する場合」の下に「及び当該同一の事由により国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合」を加える。

(二) 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第六十八條 一般職の職員の給与に関する法律の
一部を次のように改正する。
附則第八項中「俸給の月額に」を削り、「第
百条第二項」を「第百条第三項」に、「定められた

割合を乗じて得た額を合計した額」を「算定される掛金の合計額に相当する額」に改める。

附則第九項を削る。

附則第十項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項を附則第十一項とし、附則第十三項を附則第

十二項とする。
附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十五項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第十一項から第十三項まで」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十六項を附則第十五項とする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第六十九條 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第十一項から第十三項まで」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第七十條 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「場合又は」の下に「国家公務員等共済組合法等」の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)第二条の規定による改正前の」を加える。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第七十一條 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三條第三号中「統轄する都道府県」の下に「又は国民年金法第三條第二項に規定する共済組合等の事務所の所在地の都道府県」を加え、同条に次の一号を加える。

五 社会保険庁長官がした国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)第一百十三條の二第一項の規定による確認に関する処分に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分につき経出した都道府県知事の統轄する都道府県に置かれた審査官

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第七十二條 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第四号中「及び第四十九條(未帰還新組合員に関する特例)」を削る。

(厚生年金保険法の一部改正)

第七十三條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第十四條中「前条に該当するに至つたとき」の下に「若しくは国家公務員等共済組合の組合員となつたとき」を加える。

第三十八條第一項中「又は国民年金法」を「国民年金法」に改め、「同じ」の下に又は国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百十八号)による年金たる給付(当該年金たる保険給付と同一の支給事由に基づいて支給されるもの(当該年金たる保険給付が老齢厚生年金である場合にあつては、退職共済年金を含む)を除く。以下この条において同じ)を加え、「又は同法」を「国民年金法」に改め、「付加年金を除く」の下に又は国家公務員等共済組合法による年金たる給付を加え、同条第二項中「又は国民年金法による年金たる給付」を「国民年金法による年金たる給付又は国家公務員等共済組合法による年金たる給付」に、「同法第二十二條第二項の規定(これらの規定を他の法令において準用する場合を含む)」を「他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」に改める。

第四十四條に次の一項を加える。

5 第一項又は前項第二号の規定の適用上、老齢厚生年金の受給権者によつて生計を維持していたこと又はその者による生計維持の状態がやんだこととの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四條の三第一項中「若しくは国民年金法」を「国民年金法」に改め、「同じ」の下に「若しくは国家公務員等共済組合法による年金たる給付(退職を支給事由とするものを除く。以下この条において同じ)」を加え、「若しくは同法による年金たる給付」を「国民年金法による年金たる給付若しくは国家公務員等共済組合法による年金たる給付」に改める。

第四十六條第一項を削り、同条第二項中「配

偶者が」の下に「老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限り、障害厚生年金を加え、退職金を老齢若しくは退職に改め、同項を同条とする。

第四十八條第一項中「及び第五十二條の二」を「第五十二條の二及び第五十四條の二第二項」に改める。

第五十條の二第三項中「除く」の下に「及び第五十二條」を加える。

第五十二條に次の一項を加える。

5 前各項の規定は、六十五歳以上の者であつて、かつ、障害厚生年金の受給権者(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による障害基礎年金の受給権を有しないものに限り)については、適用しない。

第五十四條の次に次の一条を加える。

第五十四條の二 障害厚生年金は、その受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく国家公務員等共済組合法による障害共済年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。

2 第三十八條第二項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付又は国家公務員等共済組合法による年金たる給付」とあるのは、「国家公務員等共済組合法による障害共済年金」と読み替へるものとする。

第五十六條第三号中「障害年金」を「障害を支給事由とする給付」に改める。

第五十九條に次の一項を加える。

4 第一項の規定の適用上、被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持していたこととの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十四條の次に次の一条を加える。

第六十四條の二 第五十八條第一項第一号から第三号までのいずれかに当該することにより

支給される遺族厚生年金は、その受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について国家公務員等共済組合法による遺族共済年金であつて政令で定めるものを受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 第三十八條第二項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付又は国家公務員等共済組合法による年金たる給付」とあるのは、「国家公務員等共済組合法による遺族共済年金であつて政令で定めるもの」と読み替へるものとする。

第六十九條から第七十二條までを次のように改める。

(支給の調整)

第六十九條 第五十八條第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金は、その受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について国家公務員等共済組合法による遺族共済年金であつて政令で定めるものを受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

第七十條から第七十二條まで 削除

第八十條第一項中「第九十四條の二」を「第九十四條の二第一項」に改める。

第九十條の二を第九十條の三とし、第九十條の次に次の一条を加える。

(資料の提供)

第九十條の二 社会保険庁長官は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する国家公務員等共済組合法による年金たる給付又はその配偶者に対する第四十六條に規定する政令で定める給付の支給状況につき、国民年金法第三條第二項に規定する共済組合等又は第四十六條に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることが

できる。

第二百二十四条中「いづれかに該当するに至つたとき」の下に、「若しくは国家公務員等共済組合の組合員となつたとき」を加える。

附則第四条の三第五項中「資格を取得したとき」の下に、「又は国家公務員等共済組合の組合員となつたとき」を加える。

附則第七条の次に次の一条を加える。

(国家公務員等共済組合の組合員であつた期間の確認等)

第七条の二 国民年金法附則第七条の五第二項に規定する国家公務員等共済組合の組合員であつた期間につき第四十二条、第四十七条第一項、第四十七条の二第一項、第四十七条の三第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、次条第一項若しくは第二項又は附則第十五条の規定の適用を受けようとする者については、当該組合員であつた期間については、当分の間、当該共済組合の確認を受けたところによる。

2 国民年金法附則第七条の五第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「第十条第一項に規定する被保険者の資格に関する処分又は当該組合員であつた期間に基づく老齢基礎年金、障害基礎年金若しくは遺族基礎年金」とあるのは、「当該組合員であつた期間に基づく老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金」と読み替へるものとする。

附則第十五条中「附則第四条の三第一項若しくは第四条の五第一項の規定によつて被保険者」を「保険料納付済期間を有すること」に改める。

附則第十六条の次に次の二条を加える。

(障害厚生年金の特例)

第十六条の二 第四十七条の二及び第四十七条の三の規定は、当分の間、国民年金法附則第九条の二第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

2 第五十二条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者」とする。

(被保険者等である者に対する老齢厚生年金又は障害厚生年金の取扱い)

第十六条の三 附則第八条の規定による老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者が被保険者である場合及び他の被用者年金制度の組合員等である場合における当該年金の支給に関する合理的な方策について、退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が被保険者等である場合における当該年金の支給の停止に関する措置との均衡等を考慮しつつ、速やかに検討を行い、別に法律の定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

附則第二十八条の五の前の見出し中「組合員」を「国家公務員等共済組合以外の共済組合の組合員」に改め、同条第一項中「共済組合」の下に「(国家公務員等共済組合を除く。次条において同じ。)」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第七十四条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八十一条の四第一項中「俸給」を「標準報酬」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第七十五条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は市町村長」を「若しくは市町村長に改め、(以下同じ。)」の下に「又は国家公務員等共済組合若しくは国家公務員等共済組合連合会(以下「共済組合等」という。)」を加える。

第五条に次の二項を加える。

5 この法律において、「適用対象被用者年金各法」とは、第一項第一号及び第二号に掲げる法律をいう。

6 この法律において、「被用者年金被保険者」と

は、厚生年金保険の管掌者たる政府又は国家公務員等共済組合連合会をいう。

第七条第一項第二号及び第八條第四号中「厚生年金保険の被保険者」を「適用対象被用者年金各法の被保険者又は組合員」に改める。

第九条中「翌日(以下第二号に該当するに至つた日に更に第七條第一項第三号若しくは第三号に該当するに至つたとき又は」を加え、同条第五号中「厚生年金保険の被保険者」を「適用対象被用者年金各法の被保険者又は組合員」に、「第七條第一項第一号又は第三号」を「第七條第一項各号のいずれかに」改める。

第二十条第一項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付」を「適用対象被用者年金各法による年金たる給付」に、「同法による年金たる保険給付(遺族厚生年金)」を「適用対象被用者年金各法による年金たる給付(遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金)」に改め、同条第二項中「厚生年金保険法による年金たる給付」を「適用対象被用者年金各法による年金たる給付」に、「同法第三十八條第二項の規定(これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。)」を「他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」に改める。

第二十八條第一項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付(老齢厚生年金)」を「適用対象被用者年金各法による年金たる給付(老齢又は退職を支給事由とするもの)」に、「同法による年金たる保険給付」を「適用対象被用者年金各法による年金たる給付」に改める。

第三十条の二第四項中「又は第四十七條の二の規定による障害厚生年金について、同法第五十二條を若しくは第四十七條の二の規定による障害厚生年金又は国家公務員等共済組合法第八十一條第一項若しくは第三項の規定による障害共済年金について、厚生年金保険法第五十二條又は国家公務員等共済組合法第八十四條」に改める。

第三十三條の二に次の一項を加える。

4 第一項又は前項第二号の規定の適用上、障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持していたこと又はその者による生計維持の状況がやんだことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條の二第二項第二号中「あること」を「あり、かつ、現に婚姻をしていないこと」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用上、被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十九條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十七條の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは、「夫」と読み替へるものとする。

第八十五條第一項第一号中「第九十四條の二第二項」を「各被用者年金被保険者に係る第九十四條の三第一項」に改め、「算定した率」の下に「合算した率」を加える。

第九十四條の三を第九十四條の五とし、同条の前に次の一条を加える。

(報告)

第九十四條の四 社会保険庁長官は、国家公務員等共済組合連合会に対し、大蔵大臣を経由して、国家公務員等共済組合連合会に係る被保険者の数その他の厚生省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 国家公務員等共済組合連合会は、厚生省令の定めるところにより、大蔵大臣を経由して前項の報告を行うものとする。

3 厚生大臣は、前二項に規定する厚生省令を定めるときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第九十四條の二の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第二号被保険者の総数」と第三号被保険者の総数とを合算した数」を「当該

年度における当該被用者年金保険者に係る被保険者（厚生年金保険の管掌者たる政府にあっては、厚生年金保険の被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、国家公務員等共済組合連合会にあっては、国家公務員等共済組合連合会に属する被保険者（国家公務員等共済組合連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とする。以下同じ。）とする。）の総数に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「に規定する」を「の場合において」に、「第二号被保険者の総数及び第三号被保険者」を「及び被用者年金保険者に係る被保険者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加え、同条を第九十四条の三とする。

3 前二項に規定するもののほか、国家公務員等共済組合連合会に係る基礎年金拠出金の納付に必要事項は、政令で定める。

第九十四条の次に次の一条を加える。

（基礎年金拠出金）

第九十四条の二 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。

2 国家公務員等共済組合連合会は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

第九十一条第一項中「給付に関する処分」の下に「（国家公務員等共済組合連合会が行つた障害基礎年金に係る障害の診査に関する処分を除く。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 被保険者の資格に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づき給付に関する処分の不服の理由とすることができない。

第六十一条に次の二項を加える。

6 国家公務員等共済組合連合会が行つた障害基礎年金に係る障害の診査に関する処

分に不服がある者は、国家公務員等共済組合法の定めるところにより、同法に定める審査機関に審査請求をすることができ。

7 前項の規定による国家公務員等共済組合連合会が行つた障害の診査に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づき障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第九十一条中「受給権者に対する」の下に「適用対象被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは」を加え、「被用者年金各法に定める組合（厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合及び地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会を含む。以下同じ。）若しくは国家公務員等共済組合連合会」を「法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）若しくは国家公務員等共済組合連合会、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会」に改める。

第九十一条の次に次の一条を加える。

第九十一条の二 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、大蔵大臣に対し、国家公務員等共済組合連合会に係る第九十四条の四第一項に規定する報告に監査上必要な命令を発し、又は当該職員に国家公務員等共済組合連合会の業務の状況を監査させることを求めることができる。

附則第二一条の次に次の一条を加える。

（用語の定義の特例等）

第二一条の二 第五項第六項の規定の適用については、当分の間、同項中「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会若しくは国家公務員等共済組合法第六十六条第五項に規定する公共企業体等の組合」とする。

2 第九十四条の二第二項の規定の適用につ

ては、当分の間、同項中「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会及び国家公務員等共済組合法第六十六条第五項に規定する公共企業体等の組合」とする。この場合において、国家公務員等共済組合法第六十六条第五項に規定する公共企業体等の組合に係る基礎年金拠出金の納付その他の事項に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第三一条第一号中「被用者年金各法（厚生年金保険法を除く。）に基づく」を削り、「以下組合」というを「国家公務員等共済組合を除く」に改め、同項第二号中「厚生年金保険」を「被用者年金各法」に改める。

附則第三一条の次に次の一条を加える。

（被保険者の資格の特例）

第三一条の二 第七條第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「組合員」とあるのは、「組合員（六十五歳以上の者にあつては、厚生年金保険法附則第四條の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しない組合員及び国家公務員等共済組合法附則第十三條の三に規定する特例継続組合員に限る。）とする。

附則第四條の次に次の一条を加える。

（被保険者の資格の喪失に関する経過措置）

第四條の二 第九條第五号の規定の適用については、当分の間、同号中「又は組合員の」とあるのは、「若しくは組合員がその」と、該当するときは除く。」とあるのは「該当するときは除く。」又は六十五歳に達したとき（附則第三條の二の規定により読み替えられた第七條第三項第二号に該当するときは除く。）とする。

附則第五條第一項第一号中「前条第一項」を「附則第四條第一項」に改め、同条第五項第二号中「厚生年金保険の被保険者」を「適用対象被用者年金各法の被保険者又は組合員」に改め、同条第六項第二号中「前条第一項」を「附則第四條第一項」に改める。

附則第七條第三項及び第四項中「当該組合」を「当該共済組合」に改める。

附則第七條の三第二項中「被保険者となつたとき」の下に「（国家公務員等共済組合の組合員であるときを除く。）又は厚生年金保険の被保険者以外の第二号被保険者が厚生年金保険の被保険者である第二号被保険者となつたとき」を加え、同条を附則第七條の四とし、附則第七條の二の次に次の一条を加える。

第七條の三 第七條第一項第三号に該当しなかつた者が同号の規定に該当する被保険者となつたことに関する第十二條第一項及び第二項の規定による届出又は同号に該当する被保険者の配偶者が適用対象被用者年金各法の被保険者若しくは組合員の資格を喪失した後引き続き適用対象被用者年金各法の被保険者若しくは組合員となつたことに関する第五條第一項（同条第二項において第十二條第二項を準用する場合を含む。）の規定による届出が行われた日の属する月前の当該届出に係る第三号被保険者としての被保険者期間（当該届出が行われた日の属する月の前々月までの二年間のうちにあるものを除く。）は、第五條第二項の規定にかかわらず、保険料納付済期間に算入しない。

附則第八條中「組合」を「共済組合」に改め、同条の前に次の二條を加える。

（国民年金原簿の特例等）

第七條の五 第十四條の規定の適用については、当分の間、同条中「被保険者」とあるのは、「被保険者（第二号被保険者のうち国家公務員等共済組合の組合員であるものを除く。）とする。

2 第二号被保険者であつた期間のうち国家公務員等共済組合の組合員であつた期間につき第十條第一項、第二十六條、第三十條第一項、第三十條の二第一項、第三十條の三第一項、第三十七條又は附則第九條の二第一項の規定の適用を受けようとする者についての当

該組合員であつた期間については、当分の間、当該共済組合の確認を受けたところによる。

3 前項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国家公務員等共済組合法の定めるところにより、同法に定める審査機関に審査請求をすることができ。

4 第二項の場合において、当該国家公務員等共済組合の組合員であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、第十條第一項に規定する被保険者の資格に関する処分又は当該組合員であつた期間に基づく老齢基礎年金、障害基礎年金若しくは遺族基礎年金に関する処分についての不服の理由とするることができない。

(不服申立ての特例)

第七條の六 当分の間、第一百條第一項の規定の適用については、同項中「又は保険料」とあるのは、「保険料」と、「徴収金に関する処分」とあるのは、「徴収金に関する処分又は国家公務員等共済組合法第三十三條の二第一項の規定による確認に関する処分」とし、同條第四項の規定の適用については、同項中「給付に関する処分」とあるのは、「給付に関する処分又は国家公務員等共済組合法第三十三條の二第一項の規定による確認に関する処分」とする。

2 国家公務員等共済組合法第三十三條の二第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が確認するものとされた期間について、同項の規定による確認に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該期間に基づき給付に関する処分の不服の理由とすることができない。

附則第九條の四第一項中「組合」を「共済組合(国家公務員等共済組合を除く。次条及び附則第九條の六において同じ。)」に改める。

附則第九條の五及び第九條の六中「組合」を「共済組合」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七十六條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九條を次のように改める。

第十九條 削除

(印紙税法の一部改正)

第七十七條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十八條第二号(福祉事業)の貸付け並びに同条第三号及び第四号を「国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十八條第三号(福祉事業)の貸付け並びに同条第四号及び第五号」に改める。

(防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十八條 防衛庁設置法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二條の見出し中「退職年金等」を「退職共済年金等」に改め、同條第一項中「第二條第一項第四号の二」を「第二條第四号の二」に、「同法第四十二條第一項」を「施行法第二十三條第一項」に改め、「(同法第四十四條第三項各号に掲げる法令の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合を除く。)」を削り、「同法第二條第一項第十四号の二」を「施行法第二條第十二号」に、「同項第三号」を「同條第三号」に、「その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「その者を施行法第二十五條各号に掲げる者に該当するものとみなして同條の規定を適用する」に改め、同項後段を削り、同條第二項を次のように改める。

2 施行法第二十六條の規定は、前項の規定の適用を受ける者について準用する。

附則第三條を次のように改める。

第三條 削除

(児童手当法の一部改正)

第七十九條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「給料又は俸給」を「又は給料」に改める。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第八十條 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第十一項から第十三項まで」に改める。

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十一條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項中「以下改正前の法」という。を削り、同條第三項及び第四項を削る。

第八十二條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十條を次のように改める。

第十條 削除

第八十三條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條を次のように改める。

第三條 削除

附則第四條中「一部施行日」を「附則第一條第三号に定める日」に、「改正前の法」を「第二條の

規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

第八十四條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四條中「次条において同じ。」を削る。

附則第四條の二を削る。

附則第七條第二項から第四項までを削る。

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十五條 前條の規定による改正前の昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則第七條第二項又は第四項の規定によりその例によることとされた同法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下この条において昭和五十四年改正前の共済法」という。)の規定による返還一時金又は死亡一時金で、昭和五十四年改正前の共済法の規定による退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に六十歳に達したとき若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後退職したとき、又は施行日以後に死亡したときにおいて昭和五十四年改正前の共済法の規定が適用されたとしたならば支給されることとなるものについては、なお従前の例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するとき又はその者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有するときは、当該返還一時金又は死亡一時金は支給しない。

(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十六條 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を

次のように改正する。

附則第十八条から第三十三条までを次のように改める。

第十八条から第三十三条まで 削除

附則第三十四条に次のただし書を加える。

ただし、その者が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第

号）第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の規定による年金である長期給付を受ける権利を有するときは、当該一時金である長期給付は支給しない。

附則第三十五条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十七条 前条の規定による改正前の国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則の規定による移行退職年金、移行減額退職年金、移行通算退職年金、移行障害年金、移行遺族年金及び移行通算遺族年金（次項において「移行年金」という。）は、それぞれ第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金とみなす。

2 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた移行年金については、なお従前の例による。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十八条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「以下単に「共済組合」を「国家公務員等共済組合を除く。第四項において「適用除外共済組合」に改め、同条第三項中

「又は厚生年金保険の管掌者たる政府」を「厚生年金保険の管掌者たる政府又は国家公務員等共済組合」に改め、「確認」との下に「国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第百三条第一項中「組合員期間」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第七条第一項の規定による確認その他の組合員期間」とを加え、同条第四項中「共済組合」を「適用除外共済組合」に改める。

附則第五条第八号の次に次の二号を加える。
八の二 新国家公務員等共済組合法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法をいう。

八の三 新被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。
イ 新厚生年金保険法
ロ 新国家公務員等共済組合法

附則第五条第九号中「被用者年金各法」を削り、「保険料免除期間」の下に「被用者年金保険者」を加え、「第五条第一項、同条第二項」を「第五条第二項」に改め、「同条第三項」の下に「同条第六項」を加え、同条に次の一号を加える。

十九 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ第八号の三に掲げる法律による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

附則第六条第一項中「第七条第一項に該当し、かつ、同条第二項各号」を「第七条第二項各号」に、「以下単に「組合員」を「以下附則第四十三條及び第四十四条を除き、単に「組合員」に改める。

附則第七条第二項中「第九号」を「第十四号」に改める。

附則第八条第二項中「厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）を「次の各号に掲げる期間」に改め、「前日までの期間に係るもの」の下に「第六項第四号の二及び第七号の二に掲げる期間並びに」を加え、同項に次の各号を加える。

一 厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）

二 国家公務員等共済組合の組合員期間（他の法令の規定により国家公務員等共済組合の組合員であった期間とみなされる期間に係るもの、他の法令の規定により当該組合員期間に算入される期間その他法令で定める期間を含む。）

附則第八条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同一の月が同時に二以上の次の各号に掲げる期間又は施行日前の国民年金の被保険者期間の計算の基礎となつているときは、その月は、政令で定めるところにより、一の期間についてののみ国民年金の被保険者期間又は保険料納付済期間とみなす。

附則第八条第三項中「厚生年金保険の被保険者期間（当該を同項各号に掲げる期間（同項第一号に掲げる）に、附則第四十七條第二項」を「附則第四十七條第二項に、「被保険者期間」とする」を「被保険者期間とし、同項第二号に掲げる組合員期間の計算について昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二條第一項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した組合員期間とする」に改め、同

条第六項第四号中「次号」を「第五号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間のうち、施行日の前日において国家公務員等共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達していないものに限り。）又は減額退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達していないものに限り。）の年金額の計算の基礎となつた期間であつて、昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの

附則第八条第六項第五号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第二項各号に掲げる期間」に、「昭和三十六年四月一日以後」を「昭和三十六年四月一日から施行日の前日まで」に改める。

附則第八条第六項第六号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第二項各号に掲げる期間」に改める。

附則第八条第六項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 国家公務員等共済組合が支給した退職一時金であつて政令で定めるものの計算の基礎となつた第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間のうち、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係るもの（第四号の二から第六号までに掲げる期間を除く。）

附則第八条第六項第八号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第二項各号に掲げる期間」に、「第五号」を「第四号の二、第五号、第七号」に改め、同項第九号から第十一号までの規定中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第二項各号に掲げる期間」に、「第五号及び第七号」を「第四号の二、第五号、第七号及び第七号の二」に改め、同条第九項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「同項各号に掲げる期間」に改め、同条第十

十一項中「施行日前の厚生年金保険の被保険者

期間(当該被保険者期間の計算について、附則第四十七条第二項又は第三項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする。)を「第三項に規定する第二項各号に掲げる期間及び第六項第三号から第六号までに掲げる期間」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同一の月が同時に二以上の第三項に規定する第二項各号に掲げる期間又は第六項第三号から第六号までに掲げる期間の基礎となつてゐるときは、その月は、政令で定めるところにより、一の期間についてのみ保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

附則第八條第十「項中」前項を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

前項の規定により第六項第三号から第六号までに掲げる期間を保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす場合における当該期間の計算については、第三項の規定により第二項各号に掲げる期間を保険料納付済期間に算入する場合における同項各号に掲げる期間の計算の方法を参照して政令で定めるところによる。

附則第八條に次の一項を加える。

14¹⁵ 昭和六十六年四月三十日までに行われる新国民年金法附則第七條の三に規定する届出については、同条中「月の前々月」とあるのは、「月前における直近の基準月(一月、四月、七月及び十月をいう)の前月」とする。

附則第八條の次に次の一條を加える。

(国家公務員等共済組合の組合員であつた期間の確認の特例)
第八條の二 新国民年金法附則第七條の五第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「国家公務員等共済組合の組合員であつた

期間」とあるのは「国家公務員等共済組合の組合員であつた期間又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八條第二項各号(第一号を除く。)に掲げる期間であつて昭和六十年四月一日前の期間に係るもの」と、「又は附則第九條の二第二項」とあるのは「若しくは附則第九條の二第二項又は昭和六十年改正法附則第十五條第一項若しくは第二項若しくは第十八條第一項」とする。

附則第十一條第二項中「新国民年金法による年金たる給付(以下「老齢基礎年金」といふ)を、附則第九條の三の規定による老齢年金」を、「停止する。」の下に「老齢基礎年金又は新国民年金法附則第九條の三の規定による老齢年金の受給権者が旧国民年金法による年金たる給付又は附則第八十七條第二項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付(死亡を支給事由とするものを除く。)を受けることができる場合における当該老齢基礎年金及び老齢年金並びに」を加え、同条第三項中「新厚生年金保険法による年金たる給付」を「新被用者年金各法による年金たる給付(附則第三十一條第一項に規定する者に支給される退職共済年金を除く。以下この項において同じ。)を」に、「新厚生年金保険法による年金たる保険給付(遺族厚生年金及び特別遺族年金)を」に、「新被用者年金各法による年金たる給付(遺族厚生年金及び特別遺族年金並びに遺族共済年金)に改め、同条第五項中「遺族厚生年金を除く」を「遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金を除く」に、「遺族年金、通算遺族年金及び特別遺族年金」を「年金たる保険給付(死亡を支給事由とするものに限る。並びに国家公務員等共済組合が支給する退職共済年金、遺族共済年金、退職年金、減額退職年金、遺族年金及び通算遺族年金)に改め、同条第六項中「支給されるもの及び」を「支

給されるもの並びに」に改め、「法律第 号」の下に「以下「昭和六十年改正法」という。」を、「年金たる保険給付」の下に「並びに国家公務員等共済組合が支給する退職共済年金(その受給権者が昭和六十年改正法附則第三十一條第一項に規定する者であるものに限る。)、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金」を加える。

附則第十二條第二項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「附則第八條第二項各号の被保険者期間」に改め、同項第三号に掲げる期間に於ては、以下第六号を除き、この条を「次号」に改め、同項第三号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「附則第八條第二項各号に掲げる期間」に改め、同項第四号中「以後の厚生年金保険の被保険者期間」の下に「附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。」を加え、同項第八号中「第五條第一項第二号」を「第五條第一項第三号」に改め、「(旧通則法附則第十五條の規定により同法第三條に定める公的年金各法とされたものを含む)」を削り、同項第九号を同項第十四号とし、同項第八号の次に次の五号を加える。

九 新国家公務員等共済組合法附則第十三條第二項に規定する基準日前の同項に規定する衛視等(以下この号において単に「衛視等」という。)であつた期間に係る国家公務員等共済組合の組合員期間(昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。以下この号において同じ。)が十五年以上であること若しくは同項第二号イからホまでのいずれかに掲げる者であつて衛視等であつた期間に係る国家公務員等共済組合の組合員期間がそれぞれ同号イからホまでに掲げる年数以上であること又は同法附則第十三條の五に規定する者であつて同条に規定する組合

員期間(昭和三十六年四月一日前の期間に係るものについては、通算対象期間であるものに限る。)が十五年以上であること。

十 新国家公務員等共済組合法附則第十三條第一項の規定により読み替えられた同法による退職共済年金を受けることができること又は同法附則第十三條の五若しくは第十三條の六の規定の適用を受けることにより同法による退職共済年金を受けることができること。

十一 昭和六十年国家公務員共済改正法第二條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百九十九号。以下「新国の施行法」という。)第八條第一号(同法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に該当すること(昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第八條第一号に規定する在職年及び組合員期間のうち通算対象期間以外のものを除いて同号の規定に該当する場合に限る。又は同法第二十五條第一号(同法第二十七條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に該当すること(昭和三十六年四月一日前の期間に係る同法第二十五條第一号に規定する警察在職年及び衛視等であつた期間のうち通算対象期間以外のものを除いて同号の規定に該当する場合に限る。)

十二 新国の施行法第八條若しくは第九條(同法第二十一條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。又は第二十五條(同法第二十七條において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた新国家公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができること(前号に該当する場合を除く。)

十三 施行日の前日において、国家公務員等

共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金の受給権を有していたこと。

附則第十二条第三項を次のように改める。

3 第一項第三号の規定を適用する場合における同号に規定する期間の計算については、旧通則法第六条の規定を参照して政令で定めるところによる。

附則第十二条に次の一項を加える。

4 厚生年金保険の被保険者期間（他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。）につき厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき（新厚生年金保険法第七十五条ただし書に該当するとき及び旧厚生年金保険法第七十五条第一項ただし書に該当するときを除く。）又は船員保険の被保険者期間につき船員保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき（旧船員保険法第五十一条ノ二ただし書に該当するときを除く。）における当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。）は、第一項第二号及び第三号の規定の適用については、附則第八条第二項各号に掲げる期間に算入せず、第一項第四号から第六号までの規定の適用については、これらの規定に規定する厚生年金保険の被保険者期間に算入せず、同項第七号の規定の適用については、同号に規定する船員保険の被保険者期間に算入しない。

附則第十四条第一項中「ある者を含み、大正十五年四月二日以後に生まれた者に限る」とある者を「含む」と、「被用者年金各法に基づき老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付を老齢厚生年金、退職共済年金」に改め、同項各号を次のように改める。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金（その額の計算の基礎となる附則第八条第二項各号

のいずれかに掲げる期間（同項第一号に掲げる期間にあつては、附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。）の月数が二百四十以上であるもの（他の法令の規定により当該附則第八条第二項各号のいずれかに掲げる期間の月数が二百四十以上であるものとみなされるものその他の政令で定めるものを含む。）に限る。）の受給権者（附則第三十一条第一項に規定する者を除く。）

二 障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者（当該障害厚生年金又は当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限る。）

附則第十四条第三項中「前二項を」を「第一項又は第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。」

3 前二項の規定の適用上、老齢基礎年金の受給権者の配偶者によつて生計を維持していたことの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第十五条に次の一項を加える。

6 前条第三項の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「老齢基礎年金の受給権者の配偶者」とあるのは、「前条第一項各号に該当する者」と読み替へるものとする。

附則第十六条第一項中「障害厚生年金」の下に「障害共済年金」を加える。

附則第十八条第四項中「第三項及び」を「第三項及び第四項並びに」に改める。

附則第二十二條中「又は旧厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改め、「含む。」の下に「又は国家公務員等共済組合が支給する障害年金」を加える。

附則第二十六条第一項中「又は施行日」を「施行日」に改め、「同じ。」の下に「又は国家公務員等共済組合が支給する障害年金」を加える。

附則第二十七条中「障害年金」の下に「又は国家公務員等共済組合が支給する障害年金」を加え、「又は通算老齢年金」を「若しくは通算老齢年金又は国家公務員等共済組合が支給する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金」に改める。

附則第三十一条第一項中「若しくは旧船員保険法による老齢年金」を「旧船員保険法による老齢年金又は国家公務員等共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）」に、「附則第九条の三」を「第三十七条第四号、附則第九条の二及び附則第九条の三」に改める。

附則第三十二条第一項中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に改める。

附則第三十五条第三項中「除く。」は、「の下に」を「附則第三十八条の二第一項並びに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「負担する費用は、」を「負担する費用及び前項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用は、附則第三十八条の二第一項並びに」に、「第九十四条の二第二項」を「第九十四条の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国民年金の管掌者たる政府は、国家公務員等共済組合が支給する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金の給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用その他老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金に相当する給付に要する費用として政令で定める費用を、毎年度、政令で定めるところにより、国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法第六十六条第五項に規定する公共企業体等の組合に対して交付する。

一 六十五歳以上の者に支給する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の当該組合員期間に係る部分の給付に要する費用であつて老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）の額に相当する部分（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十一条第一項第二号に掲げる額に相当する部分を除く。）

二 障害年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて遺族基礎年金の額に相当する部分

三 死亡した国家公務員等共済組合の組合員又は国家公務員等共済組合の組合員であつた者の妻又は子に支給する遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じた給付であつて遺族基礎年金の額に相当する部分

附則第三十八条の次に次の一項を加える。

第三十八条の二 施行日の前日における国民年金特別会計国民年金勘定積立金（旧国民年金法第八十七条の二第一項に規定する保険料に係る部分を除く。）のうち同法第七條第二項第一号に掲げる者の配偶者であつて同時に同法附則第六條第一項の規定による被保険者であつた期間を有する者の当該期間に係る保険料納付済期間に係る部分として政令で定めるところにより算定した部分（当該部分から生じる運用収入を含み、政令で定める部分を除く。）については、政令で定めるところにより、各年度における基礎年金の給付に要する費用に充てることができる。

2 前項の規定により基礎年金の給付に要する費用に充てられた額のうち、政令で定めるところにより各被用者年金保険者ごとに算定した額に相当する部分については、各被用者年金保険者が当該年度において新国民年金法第九十四条の二第一項又は第二項の規定により負担又は納付した基礎年金拠出金とみなす。

3 第一項に規定する国民年金特別会計国民年

金勘定の積立金の額の計算については、政令で定める。

附則第四十三條第一項第二号中「組合員」を「法律によつて組織された共済組合の組合員」に、「国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第十三條の十二」を「新国家公務員等共済組合法附則第十三條の三」に改める。

附則第四十五條の見出し中「国民年金」を「厚生年金保険」に、「資格等」を「資格」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附則第四十八條第二項中「昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者期間(前条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。第七項及び第八項において同じ。)」を附則第八條第二項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみなされた期間」に改め、同条第五項中「(第六号を除く。)」を削り、同条第七項中「施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(当該被保険者期間の計算について、前条第二項又は第三項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする。)」を「附則第八條第十項の規定により保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされた期間」に改め、同条第九項中「厚生年金保険の被保険者期間(前条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。)」に改める。

附則第四十八條の次に次の一条を加える。
(国家公務員等共済組合の組合員であつた期間に係るもの)の下に「その他政令で定める期間に係るもの」を加える。

間の確認の特例

第四十八條の二 新厚生年金保険法附則第七條の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「国家公務員等共済組合の組合員であつた期間」とあるのは、「国家公務員等共済組合の組合員であつた期間又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百一十号)附則第八條第二項各号(第一号を除く。に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日以前の期間に係るもの)とする。

附則第五十六條第二項中「(遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金を「(死亡を支給事由とするもの」に、「又は新国民年金法を、新国民年金法に改め、同法の下に「又は新被用者年金各法(新厚生年金保険法を除く。以下この条において同じ。))による年金たる給付(附則第三十一條第一項に規定する者に支給される退職共済年金を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「遺族年金、通算遺族年金又は特例遺族年金」を「死亡を支給事由とする給付」に改め、「(限る。を除く。)」の下に「又は新被用者年金各法による年金たる給付」を加え、「当該遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金を「当該死亡を支給事由とする年金たる保険給付」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は新厚生年金保険法による特例遺族年金」を「若しくは新厚生年金保険法による特例遺族年金又は遺族共済年金」に、「受けることができる」を「受ける」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 老齢厚生年金について、新厚生年金保険法第三十八條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「退職共済年金」とあるのは、「退職共済年金、退職年金及び減額退職年金」とする。

附則第五十九條第二項第二号イ中「月以後の期間に係るもの」の下に「その他政令で定める期間に係るもの」を加える。

間に係るもの」を加える。

附則第六十一條第一項中「次条第三項」を「次条第二項」に、「第四十六條第一項」を「第四十六條」に改める。

附則第六十二條第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第六十二條第二項」を「第六十一條第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第四種被保険者又は船員任意継続被保険者を「国民年金の被保険者」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第六十三條第一項中「旧厚生年金保険法による老齢年金」の下に、「旧船員保険法による老齢年金若しくは国家公務員等共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。若しくは減額退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。))」を、「第三章第二節並びに」の下に「同法第五十八條第一項第四号」を加える。

附則第七十一條第二項中「障害年金」を「障害を支給事由とする給付」に改める。

附則第七十四條に次の一項を加える。

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金のうち、第一項又は第二項の規定による加算額に相当する部分は、新国民年金法第二十條、新厚生年金保険法第三十八條その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、遺族基礎年金とみなす。

附則第七十八條第一項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「及び第五項」を「及び第六項」に改め、同条第二項中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

附則第八十六條第一項中「旧船員保険法による老齢年金」の下に「若しくは国家公務員等共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。))」を加える。

しくは減額退職年金(同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。))」を、「第三章第二節並びに」の下に「同法第五十八條第一項第四号」を加える。

附則第八十七條第一項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「第五項から第七項」を「第六項から第八項」に改め、同条第三項中「第五項から第七項」を「第六項から第八項」に改める。

附則第九十三條第三項中「第十三條の十二第二項」を「第十三條の三第二項」に改める。

附則別表第七中「大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者」を「昭和二年四月一日以前に生まれた者」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十九條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第二條のうち国民年金法附則第五條第一項及び第四項並びに第七條の三第二項の改正規定中「第七條の三第二項」を「第七條の四第二項」に改める。

第十三條のうち社会保険審査官及び社会保険審査会法第三條の改正規定中「經由した場合に於ては、その社会保険事務所を管轄する統括社会保険事務所」の下に、「(の都道府県を「を管轄する統括社会保険事務所」に」を加え、「区域を管轄する統括社会保険事務所」の下に「(に改め、同条第五号中「都道府県知事の統括する都道府県」を「統括社会保険事務所(審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を經由した場合に於ては、その社会保険事務所を管轄する統括社会保険事務所)」を加える。

附則第十二條のうち国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の目次の改正規定中

「第五十一条の三」を「第三十二条に、」第五十一条の三の二を「第三十二条の二」に改める。

附則第十二条のうち国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第九章の二中第五十一条の三の次に一条を加える改正規定中「第九章の二中第五十一条の三」を「第八章第三十二条に、」第五十一条の三の二を「第三十二条の二」に改める。

（職業安定法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十条 職業安定法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第五十一条の三の二」を「第三十二条の二」に改める。

附則別表第二（附則第十四条関係）

昭和二十七年四月一日以前に生まれた者	二十年
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

附則別表第二（附則第十五条、附則第十六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
昭和二年四月一日以前に生まれた者	千分の十	千分の〇・五	千分の〇・二五
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・八六	千分の〇・五八	千分の〇・二九
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・七二	千分の〇・六六	千分の〇・三三
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・五八	千分の〇・七三	千分の〇・三七
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・四四	千分の〇・八〇	千分の〇・四〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・三二	千分の〇・八六	千分の〇・四三
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九二	千分の〇・四六
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・〇四	千分の〇・九八	千分の〇・四九
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・九一	千分の一・〇三	千分の〇・五二
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・七九	千分の一・〇九	千分の〇・五五
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・六六	千分の一・一三	千分の〇・五七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・五四	千分の一・一八	千分の〇・五九

附則別表第三（附則第十六条関係）

昭和二年四月一日以前に生まれた者	三月
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三月十二月
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三月二十四月
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三月三十六月
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三月四十八月
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三月六十月
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三月七十二月
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三月八十四月
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三月九十六月
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四月八月
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四月二十月
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四月三十二月
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四月四十四月
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四月五十六月
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四月六十八月
昭和十六年四月二日以後に生まれた者	四百八十月

昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・四一	千分の一・二二	千分の〇・六一
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・二九	千分の一・二七	千分の〇・六四
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・一八	千分の一・三〇	千分の〇・六五
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・〇六	千分の一・三四	千分の〇・六七
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・九四	千分の一・三八	千分の〇・六九
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・八三	千分の一・四一	千分の〇・七一
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・七二	千分の一・四四	千分の〇・七二
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・六一	千分の一・四七	千分の〇・七四

附則別表第四(附則第二十八條関係)

昭和二年四月一日以前に生まれた者	〇
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二分の十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四分の二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六分の三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八分の四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十分の六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二分の七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四分の八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六分の九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十分の百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二分の百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四分の百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六分の百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八分の百六十八
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百八十
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百九十二
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百十六
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百二十八
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四十
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百五十二
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百六十四
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百七十六
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百八十八
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百

昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百十二
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百二十四
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百三十六
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百四十八